

# 平成24年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

## 議 事 日 程（第1号）

平成24年9月10日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 認第 1号 平成23年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認第 2号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認第 3号 平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認第 4号 平成23年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認第 5号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認第 6号 平成23年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認第 7号 平成23年度上牧町水道事業会計決算認定について
- 第10 議第 1号 上牧町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 2号 上牧町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第 3号 上牧町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第 4号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第 5号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について
- 第15 議第 6号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について
- 第16 議第 7号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 第17 議第 8号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について
- 第18 議第 9号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について
- 第19 議第10号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について

- 第 2 0 議第 1 1 号 平成 2 4 年度上牧町水道事業会計補正予算（第 1 回）について
- 第 2 1 議第 1 2 号 上牧町土地開発公社の解散について
- 第 2 2 議第 1 3 号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について
- 第 2 3 議第 1 4 号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 2 4 議第 1 5 号 教育委員会委員の任命について
- 第 2 5 議第 1 6 号 教育委員会委員の任命について
- 第 2 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 7 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 8 意見書案第 1 号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書（案）
- 第 2 9 意見書案第 2 号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を  
求める意見書（案）
- 第 3 0 上牧町財政問題特別委員会（第二次）中間報告について
- 第 3 1 決算特別委員会の設置及び委員の選任について

#### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 3 1 まで議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	辻 誠 一	2番	長 岡 照 美
3番	堀 内 英 樹	4番	吉 中 隆 昭
5番	石 丸 典 子	6番	木 内 利 雄
7番	康 村 昌 史	8番	富 木 つや子
9番	芳 倉 利 次	10番	吉 川 米 義
11番	服 部 公 英	12番	東 充 洋

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	教 育 長	浅 井 正 溢
総 務 部 長	田 中 一 夫	都 市 環 境 部 長	外 川 武 彦
住 民 福 祉 部 長	塚 尚 起	水 道 部 長	杵 本 和 敏
教 育 部 長	竹 島 正 智	土 地 開 発 公 社 常 務 理 事	高 木 雄 一
保 健 福 祉 セ ン タ ー 館 長	竹 島 正 貴	秘 書 課 長	藤 岡 達 也
総 務 課 長	池 内 利 昭		

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	下 間 常 嗣	書 記	山 下 純 司
--------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成24年第3回上牧町議会定例会を開催いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか、議員各位のご協力をお願いを申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（東 充洋） これから、本日の会議を開きます。



◎町長のあいさつ

○議長（東 充洋） 初めに、招集者のあいさつをお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） おはようございます。

本日、平成24年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただき、あいさつに代えたいと思います。

まず、認第1号 平成23年度一般会計決算につきましては、5年連続の単年度収支が黒字となり、実質収支額が2億6,692万6,000円というふうになっておりますが、これからは気を緩めることなく、引き続き財政運営に取り組んでいきたいと考えております。

23年度決算の主なものとしたしましては、自主財源としての町税は、長引く景気の低迷により減少しており、また納税意識の低下も引き起こしております。そのような中で徴収率につきましては、徴収の強化により、6年連続の増加となっております。

また、国等の補助金・交付金の活用により、庁舎耐震診断事業、放課後児童健全育成事業、子宮頸がん等ワクチン接種事業、米山新町線及び桜ヶ丘新町線街路事業、上牧中学校校舎屋上防水改修工事等の事業を実施いたしました。

認第2号から認第7号までの各会計の決算については、お手元に配付しております決算書のとおりでございます。23年度も前年同様、すべての会計で黒字決算となっております。それにつきましては、監査委員の意見を付して報告させていただきます。ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、議第1号につきましては、民法の一部改正に伴う個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

議第2号・議第3号につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴う防災会議条例・災害対策本部条例の一部を改正するものでございます。

議第4号につきましては、用途廃止により住宅の管理戸数の変更に伴う町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

議第5号につきましては、平成24年度一般会計補正予算でございます。主な内容につきましては、普通交付税の増額、臨時財政対策債の減額、特例交付金が増額となっております。歳出につきましては、人件費等の増額、町道の維持管理に係る補修工事費の増額、庁舎の耐震診断補強設計業務を実施するための委託料の予算措置を行っております。

議第6号から議第11号につきましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の各補正予算でございます。

財政問題特別委員会においてご審議をいただいております土地開発公社の解散等に係る議第12号 土地開発公社の解散、議第13号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請についてでございます。

議第14号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

議第15号・議第16号につきましては、教育委員会委員の任命についてでございます。

諮問第1号・諮問第2号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

以上のとおりの案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、承認、議決賜りますようお願いを申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願ひします。



### ◎議会運営委員会の報告

○議長（東 充洋） あいさつが終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

木内議会運営委員長。

（議会運営委員長 木内利雄 登壇）

○議会運営委員長（木内利雄） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本日招集の平成24年第3回定例会の議会運営委員会を、去る9月7日午前10時から、全委員出席により議会運営について慎重に審議をいたしました結果、会期は9月10日から9月21日までの12日間とし、会期日程及び議案付託表につきましては、お手元に配付しております会期日程並びに議案付託表のとおりと決しました。

また、一般質問につきましては、従来どおり理事者側の答弁を含め1人1時間以内と決しました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。



### ◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（東 充洋） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、木内議員、7番、康村議員を指名いたします。



### ◎会期の決定について

○議長（東 充洋） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの12日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月21日までの12日間と決定いたしました。



### ◎認第1号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第3、認第1号 平成23年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 認第1号 平成23年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上牧町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 監査報告につきましては、お手元の決算書別紙に監査委員の意見書が付いておりますので、これを省略し、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務環境部長（田中一夫） 認第1号 平成23年度上牧町一般会計歳入歳出決算について説

明いたします。

平成23年度歳入総額におきましては72億7,073万4,234円となり、対前年度比13.6%の減。歳出総額におきましては69億9,159万7,947円、対前年度比15.4%の減となり、差し引き2億7,913万6,287円の黒字となりました。翌年度へ繰り越すべき財源1,221万円を差し引いて、実質収支額2億6,692万6,287円の黒字決算となっております。また、単年度収支におきましても、1億2,501万106円の黒字となりました。実質公債費比率は20.1%、対前年度比3.7%の減となっております。

それでは、歳入決算の主な内容について説明いたします。

歳入総額の35.9%を占めます地方交付税は26億1,021万4,000円で、対前年度比0.1%の減となっております。歳入総額の28.4%を占め、自主財源の根幹である町税は20億6,987万2,499円で、対前年度比1.8%の減となっております。歳入総額の7.3%を占める町債は5億2,846万円で、対前年度比51.8%の減となりました。国庫支出金につきましては6億4,257万6,591円で、歳入総額の8.8%を占め、対前年度比47.3%の減となっております。減額理由は学校施設耐震化事業完了に伴う補助金の減によるものでございます。県支出金につきましては4億5,035万7,715円で、歳入総額の6.2%を占め、対前年度比17.9%の減となりました。これは奈良市町村振興臨時交付金の減によるものでございます。

次に、歳出決算の主な内容について説明いたします。

歳出総額の20.7%を占めます公債費は14億4,874万7,144円で、対前年度比24.4%の減となっております。民生費は16億6,800万317円で、歳出総額の23.9%を占め、対前年度比4.4%の増となっております。これは、子ども手当支給等によるものでございます。教育費は5億9,614万4,197円で、歳出総額の8.5%、前年度対比61.7%の減でございます。学校施設耐震化事業完了によるものでございます。土木費は5億7,317万9,570円で、歳出総額の8.2%を占め、対前年度比50.2%の増となっております。これは、街路用地と住環境整備用地の公社からの買戻しによるものでございます。

続きまして、性質別歳出について説明いたします。

義務的経費のうち、人件費は対前年度比マイナスの5.5%、7,780万円の減となり、構成比は19.2%となっております。扶助費につきましては対前年度比14.8%、1億3,430万円の増となり、構成比は14.9%となっております。公債費は対前年度比マイナスの15.4%、2億6,412万円の減となり、構成比は20.7%となっております。投資的経費につきましては学校施設耐震化事業完了に伴い、対前年度比マイナスの58.3%、7億4,722万円の減となっております。

構成比は7.6%です。その他の経費は物件費が対前年度比マイナスの13.5%、1億1,817万円の減。構成比は10.8%となっております。補助金等につきましては対前年度比15.5%、1億525万円の増となり、構成比が1.2%です。その他につきましては対前年度比マイナスの8.6%、1億184万円の減、構成比は15.6%となっております。

以上が決算概要でございます。ご審議の上、認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎認第2号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第4、認第2号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 認第2号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 監査報告につきましては、お手元の決算書別紙に監査委員の意見書が付いておりますので、これを省略し、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 認第2号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

歳入総額は27億6,875万1,088円、対前年度比5.8%の増。歳出総額は25億9,284万6,050円、対前年度比9.6%の増となり、差し引き1億7,590万5,038円の黒字決算となっております。

それでは、歳入決算の主な内容について説明いたします。

国民健康保険税は6億2,916万5,059円、対前年度比0.1%となって、金額にして37万円の増となっております。国庫支出金は5億6,582万3,610円で、対前年度比0.1%、金額にして31

万円の増となっております。療養給付費交付金は1億382万7,485円、対前年度比9.1%の減。前期高齢者交付金は6億2,666万4,630円、対前年度比6.2%の減。県支出金で1億301万2,429円、対前年度比5.6%の増。共同事業交付金で2億3,280万1,926円、対前年度比6.7%の減。繰入金で1億2,981万9,269円で、対前年度比21%の増。保険基盤安定繰入金で1億2,065万1,908円、対前年度比0.7%の減となっております。

続きまして、歳出決算の主な内容について説明いたします。

保険給付費は16億3,355万2,928円で、対前年度比1.2%の減。後期高齢者支援金等で2億7,357万9,363円で、対前年度比10.7%の増。介護納付金で1億1,157万1,537円、対前年度比11.3%の増。共同事業拠出金で2億2,725万4,324円、対前年度比4.1%の増となっております。

以上が決算概要でございます。ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎認第3号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第5、認第3号 平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（下間常嗣） 認第3号 平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 監査報告につきましては、お手元の決算書別紙に監査委員の意見書が付いておりますので、これを省略し、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 認第3号 平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

歳入総額は2億296万3,323円、対前年度比4.9%の増。歳出総額は1億9,447万4,791円、対

前年度比3%の増。差し引き848万8,532円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものは、後期高齢者医療保険料で1億4,183万400円でございます。対前年度比5.8%の増。繰入金は5,276万7,000円、対前年度比4.2%の増となっております。

次に、歳出決算の主なものについて説明いたします。後期高齢者医療広域連合納付金で1億8,491万2,760円、対前年度比3.2%の増。保健事業費で373万3,630円で、対前年度比24.2%の増となっております。

ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎認第4号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第6、認第4号 平成23年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（下間常嗣） 認第4号 平成23年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 監査報告につきましては、お手元の決算書別紙に監査委員の意見書が付いておりますので、これを省略し、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 認第4号 平成23年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

歳入総額は783万3,632円、対前年度比9.8%の減。歳出総額771万6,637円、対前年度比7.9%の減。差し引き11万6,995円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものは、繰越金で31万137円で、対前年度比2.4%の増、諸収入の貸付金元利収入は747万4,687円で、対前年度比10.2%の減となっております。

次に歳出の主なものですが、公債費は382万304円で、対前年度比と同額となっております。

ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎認第5号の上程、説明

- 議長（東 充洋） 日程第7、認第5号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 認第5号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（東 充洋） 監査報告につきましては、お手元の決算書別紙に監査委員の意見書が付いておりますので、これを省略し、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

- 総務部長（田中一夫） 認第5号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

歳入総額は6億7,415万2,064円、対前年度比13.4%の減。歳出総額は6億6,958万2,591円、差し引き456万9,473円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものは、使用料及び手数料で2億6,172万8,060円で、対前年度比1.1%の減。繰入金で1億2,851万5,000円、対前年度比23.5%の減。町債は2億6,170万円、対前年度比18%の減となっております。

歳出決算の主なものは、公債費では4億4,653万3,820円で、対前年度比16.3%の減。下水道事業費は2億2,304万8,771円で、対前年度比8%の減となっております。

ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、

次に進みます。



◎認第6号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第8、認第6号 平成23年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 認第6号 平成23年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 監査報告につきましては、お手元の決算書別紙に監査委員の意見書が付いておりますので、これを省略し、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 認第6号 平成23年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

保険事業勘定につきましては、歳入総額は12億1万8,211円、対前年度比0.9%の減。歳出総額は11億9,346万6,489円、対前年度比0.3%の増となり、差し引き655万1,722円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものは、保険料は2億3,825万1,450円で、対前年度比4.5%の増。国庫支出金は2億2,525万2,981円で、対前年度比26.7%の減。支払基金交付金は3億3,599万5,948円、対前年度比6.9%の増。県支出金は1億6,933万951円、対前年度比7.2%の増。繰入金は2億956万4,405円、対前年度比3.7%の増となっております。

次に、歳出決算の主なものは、保険給付費で11億1,645万5,003円、対前年度比7.5%の増。地域支援事業費で2,150万4,399円、対前年度比13.2%の増となっております。

介護サービス事業勘定につきましては、歳入総額1,239万1,108円、対前年度比20%の増。歳出総額375万9,902円、対前年度比4.2%の減。差し引き863万2,016円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものは、サービス収入で599万2,960円、対前年度比4.5%の増となり、歳出決算におきましては、サービス事業費が375万9,902円、対前年度比4.2%の減となっております。

ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎認第7号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第9、認第7号 平成23年度上牧町水道事業会計決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 認第7号 平成23年度上牧町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度上牧町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 監査報告につきましては、お手元の決算書別紙に監査委員の意見書が付いておりますので、これを省略し、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 認第7号 平成23年度上牧町水道事業会計決算について説明させていただきます。

総括説明といたしましては、平成23年度末での給水人口は、前年度に比べ21人減の1万9,786人でございます。県水受水量は前年度に比べ2%減の199万 $\text{m}^3$ で、有収水量は187万4,000 $\text{m}^3$ で、有収率は94.2%となり、前年度より1ポイント上昇いたしました。

次に、収益的収入及び支出につきましては、収益的収入が前年度に比べ236万7,613円減の4億6,352万3,993円、収益的支出は4億1,497万1,081円で、差し引き4,855万2,912円の純利益を計上いたしました。資本的収入及び支出の決算額は、資本的収入額789万3,000円に対し、資本的支出額は1,039万5,941円で、差し引き250万2,941円の資金不足となりました。

建設面におきましては、桜ヶ丘地区で行った不断水仕切弁設置工事が主なものでございま

す。

以上です。ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第1号の上程、説明

- 議長（東 充洋） 日程第10、議第1号 上牧町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 議第1号 上牧町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

上牧町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

- 総務部長（田中一夫） 議第1号 上牧町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

第18条第1項第1号の改正内容は、民法の改正により法人が未成年後見人になることができるようになったことにより改正するものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上です。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

- 議長（東 充洋） 日程第11、議第2号 上牧町防災会議条例の一部を改正する条例について

て、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長(下間常嗣)** 議第2号 上牧町防災会議条例の一部を改正する条例について。

上牧町防災会議条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○**議長(東 充洋)** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○**総務部長(田中一夫)** 議第2号 上牧町防災会議条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

第2条中、「次の各号に」を「次に」に改めるものでございます。

第2号につきましては、災害対策基本法の改正により地方公共団体の防災会議については、平時における防災に関する諮問的機関としての機能強化をするため、これまで規定のなかった地方公共団体の長の諮問に対して防災に関する重要事項を審議する所掌事務が追加されたことに伴い、規定の整備をするものでございます。

第3号につきましては、前号同様に、防災会議の見直しに伴い規定を整備するものでございます。

第3条第5項第8号につきましても、防災会議の委員構成の見直しに伴い、規定の整備を行うものでございます。

第3条第6項第7号につきましては、第5項の規定整備により、委員の定員、定数、任期の規定の整備を行うものでございます。

この条例は公布の日から施行する。

以上です。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○**議長(東 充洋)** 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第3号の上程、説明

○**議長(東 充洋)** 日程第12、議第3号 上牧町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 議第3号 上牧町災害対策本部条例の一部を改正する条例について。

上牧町災害対策本部条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

- 総務部長（田中一夫） 議第3号 上牧町災害対策本部条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

第1条の改正につきましては、災害対策基本法の一部改正による、項ずれにより改めるものでございます。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上です。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第4号の上程、説明

- 議長（東 充洋） 日程第13、議第4号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 議第4号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について。

上牧町営住宅条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

- 都市環境部長（外川武彦） 議第4号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例。

上牧町営住宅条例の一部を次のように改正する。

別表中「戸数50」を「戸数47」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

内容につきましては、第一住宅の第7号棟、第37号棟、第41号棟を老朽化のため、除却したことによる3棟の減によるものでございます。

議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第5号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第14、議第5号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第5号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について。

平成24年度上牧町一般会計補正予算（第4回）については、別紙のとおりである。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議第5号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,553万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億5,072万6,000円とするものでございます。

内容について説明いたします。

説明書3ページ、歳入におきましては、各交付税の決定により地方特例交付金で477万6,000円の増額。地方交付税の普通交付税で493万8,000円の増額を行っております。5ページ、不動産売払収入で753万8,000円の増額。6ページの繰越金では、平成23年度決算黒字額2億6,692万5,000円の補正。町債では、庁舎耐震補強設計に係る委託料で1,090万円の増額。臨時財政対策債で667万5,000円の減額を行っております。

歳出では、4月の異動に伴いまして各款で人件費の調整を全体的に行っております。7ペ

ージ、総務費では庁舎耐震補強設計委託料として1,394万5,000円の予算措置を行っております。飛びまして10ページでは、道路橋梁費の工事請負費で1,970万円の増額。13ページ、文化財保存費で神獸鏡発掘現場の発掘作業関連で475万2,000円の増額を行っております。14ページ、平成23年度決算の実質収支額決定による歳入での繰越金の予算措置といたしまして、今回の補正、歳入残を財政調整基金に2億4,416万9,000円の増額補正を行っております。

以上です。議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第6号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第15、議第6号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第6号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について。

平成24年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第6号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,699万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,073万4,000円とするものでございます。

それでは内容について説明いたします。

説明書3ページ、歳入におきまして、款1国民健康保険税で2,681万3,000円を減額計上いたしました。これにつきましては、国民健康保険税条例の改正に伴う減額でございます。また同じページ、款9繰入金で209万3,000円の減額計上を行いました。これにつきましては、

歳出の人件費の減額に伴い、一般会計への繰入金の戻し入れでございます。同じく 3 ページ、款11繰越金で 1 億7,590万4,000円を計上いたしました。これにつきましては、平成23年度決算結果により繰越金でございます。

次に 4 ページ、歳出に入りますが、総務費で209万3,000円の減額を行っております。これにつきましては、人件費の調整でございます。同じく 4 ページで、款 9 諸支出金の償還金及び還付金加算金で3,192万3,000円を計上いたしておりますが、これにつきましては、療養給付費負担金の前年度分の精算でございます。その下でございますが、款 9 諸支出金の基金費で 1 億1,716万8,000円を計上いたしました。これにつきましては、財政調整基金への積立金でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第 7 号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第16、議第 7 号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第 7 号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について。

平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）については、別紙のとおりである。

平成24年 9 月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第 7 号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,238万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億3,092万4,000円とするものでございます。

それでは内容について説明いたします。

説明書3ページ、歳入につきまして、款1後期高齢者医療保険料で389万5,000円を計上いたしました。これにつきましては、本算定による増額分でございます。次に同じページの款5繰越金で848万8,000円を計上いたしました。これにつきましては、平成23年度決算結果によります繰越金でございます。

次に4ページ、歳出でございますが、款2後期高齢者医療広域連合納付金で1,122万3,000円を計上いたしました。これにつきましては、前年度に係る精算金でございます。次に同じページの款4諸支出金で116万円を計上いたしております。これにつきましては、前年度繰入金の精算に伴います一般会計への繰出金として戻し入れをするものでございます。

以上でございますが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第8号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第17、議第8号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第8号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について。

平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第8号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,049万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,942万6,000円とするものでございます。第2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ863万1,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,558万円とするものでございます。

それでは、保険事業勘定の内容について説明いたします。

説明書3ページ、歳入につきまして、款3国庫支出金で83万円、款4支払基金交付金で181万4,000円、款5県支出金で100万7,000円を計上いたしました。これにつきましては、平成23年度介護給付費の国・支払基金・県負担金の精算分でございます。4ページ、款7繰入金で29万1,000円を計上いたしました。これは歳出の人件費に伴います一般会計からの繰入金でございます。同じく4ページ、款8繰越金で655万円を計上いたしました。これにつきましては、平成23年度決算結果により繰越金でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。5ページ、款1総務費で29万1,000円を計上いたしました。これにつきましては、人件費、職員手当の補正でございます。同じく4ページ、款4基金積立金で787万1,000円を計上いたしました。これは介護給付費準備基金への積立を行うものでございます。次に、款5諸支出金で233万円を計上いたしました。この内訳ですが、目1で第1号被保険者保険料還付金として60万円、目2の償還金で173万円を計上いたしております。これにつきましては、平成23年度の精算で国・県・支払基金へ、それぞれ償還するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたします。

説明書8ページ、歳入の款2繰越金で863万1,000円を計上いたしました。これは平成23年度決算結果により繰越金でございます。歳出につきましては、9ページの款1サービス事業費で、介護予防サービス事業費部分を計上いたしております。

以上でございますが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第9号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程18、議第9号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第9号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計

補正予算（第1回）について。

平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 議第9号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,281万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、平成23年度決算におきまして、繰越金が発生いたしましたので、今回の補正により基金に積み立てるものでございます。

議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第10号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第19、議第10号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第10号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について。

平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（枚本和敏） 議第10号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）

について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ23万円を増額し、歳入歳出それぞれ5億8,885万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、説明書3ページの一般会計繰入金433万8,000円の減額、繰越金については、平成23年度決算による前年度繰越金として456万8,000円を増額補正するものでございます。

また、歳出4ページの下水道総務費、公共下水道事業費、それぞれの11万5,000円は、職員の時間外勤務手当の新規計上でございます。

以上です。議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第11号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第20、議第11号 平成24年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第11号 平成24年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について。

平成24年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。  
水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 議第11号 平成24年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について説明いたします。

既決予算の収益的支出を69万円増額し、収益的支出の合計額を4億5,569万円とするものでございます。補正内容は、職員の時間外勤務手当の新規計上でございます。

次に、資本的収入及び資本的支出ですが、既決の資本的収入を990万円増額し、990万1,000円に、資本的支出についても990万円増額し、資本的支出の合計額を3,470万円に補正するも

のでございます。補正内容は、町道桜ヶ丘新町線のゆりが丘地区内における道路改良、雨水管整備工事に伴う水道施設排水管の補償工事でございます。

以上です。議決いただきますようお願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

---

◇

◎議第12号の上程、説明

- 議長（東 充洋） 日程第21、議第12号 上牧町土地開発公社の解散について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 議第12号 上牧町土地開発公社の解散について。

上牧町土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

- 都市環境部長（外川武彦） 議第12号 上牧町土地開発公社の解散について説明いたします。

町は財政問題特別委員会での検討及び報告書並びに個別外部監査の結果報告書を重く受け止め、公社を解散することが最善策であることと考え、平成25年度中に公社を解散することとし、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

慎重審議をいただき、議決たまわりますようお願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

---

◇

◎議第13号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第22、議第13号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第13号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の5の7第1項第3号に規定する地方債（第三セクター等改革推進債）について、次のとおり奈良県知事に許可を申請するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

1 起債の目的 上牧町土地開発公社の解散に伴い必要となる債務保証に要する経費に充てるため。

2 起債の限度額 45億円

3 起債の方法 普通貸借

4 起債の利率 年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

5 償還の方法 償還期限は25年以内とする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議第13号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について説明いたします。

公社の解散など、抜本的な改革に必要となる経費の財源に充てる地方債の特例規定として創設された第三セクター等改革推進債を、今回の解散に伴う金融機関への借入金に対する代位弁済財源の確保として借入れの許可申請を行いたいと思います。

ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第23、議第14号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第14号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

上牧町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

記 北葛城郡上牧町下牧2丁目10番26号 吉村 博行 昭和24年10月17日生。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

今中町長。

○町長（今中富夫） 議第14号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、説明いたします。

現在、上牧町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております吉村博行氏の任期が9月の末でございます。再度、選任いたしたく同意を求めるものでございます。本人の略歴につきましては、お手元に提出のとおりでございます。

同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第24、議第15号 教育委員会委員の任命について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第15号 教育委員会委員の任命について。

教育委員会委員の任期満了に伴い、下記の者を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

記 北葛城郡上牧町大字上牧414番地 浅井 正溢 昭和14年12月10日生。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

今中町長。

○町長（今中富夫） 議第15号 教育委員会委員の任命について、説明をいたします。

現在、教育委員会委員を務めていただいております浅井正溢氏の任期が9月の末でございます。再度、任命いたしたく同意を求めるものでございます。なお、本人の略歴につきましては、お手元に提出のとおりでございます。

同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第25、議第16号 教育委員会委員の任命について、これを議題いたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第16号 教育委員会委員の任命について。

教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

記 北葛城郡上牧町大字上牧2605番地1 宮城 美和 昭和46年8月9日生。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

今中町長。

○町長（今中富夫） 議第16号 教育委員会委員の任命について、説明いたします。

今回、教育委員会委員として宮城美和さんを任命したいと思っております。宮城美和さんにつきましては、深い見識と豊富な経験をお持ちで、教育委員会委員として最適任であると考え、任命するものでございます。なお、経歴につきましては、お手元に提出させていただいているとおりでございます。

どうか、同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、ただいま同意されました浅井氏より就任のあいさつをお願いいたします。

教育長

○教育長(浅井正溢) ただいま皆様方より、今回、再度、教育委員に推薦していただきました。私、教育界の課題というものは、非常にたくさんございますが、微力でございますけれども精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

(拍手)



#### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第26、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(下間常嗣) 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

記 北葛城郡上牧町桜ヶ丘2丁目5番地8 槌谷 久美子 昭和24年8月11日生。

○議長(東 充洋) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

今中町長。

○町長(今中富夫) 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、説明をいたします。

かねてより、上牧町人権擁護委員を務めていただいていた檜垣祥次氏が任期満了により退職をされましたので、それに伴いまして、今回、槌谷久美子さんを推薦するものでございます。槌谷さんの略歴につきましては、お手元に提出のとおりでございます。

同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(東 充洋) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり適任者とすることに決定いたしました。



#### ◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第27、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(下間常嗣) 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成24年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

記 北葛城郡上牧町松里園1丁目11番3号 後藤 みどり 昭和28年4月12日生。

○議長(東 充洋) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

今中町長。

○町長(今中富夫) 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、説明をいたします。

かねてより、上牧町人権擁護委員を務めていただいていた辻本幸子さんが任期満了により退職をされましたので、それに伴いまして、今回、後藤みどりさんを推薦するものでございます。後藤さんの略歴につきましては、お手元に提出のとおりでございます。

同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり適任者とすることに決定いたしました。



#### ◎意見書案第1号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第28、意見書案第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 意見書案第1号。平成24年9月10日。

上牧町議会議長 東 充洋殿。

提出者 上牧町議会議員 堀内英樹。賛成者 上牧町議会議員 辻 誠一。上牧町議会議員 石丸典子。

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定のより提出します。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

3番、堀内議員。

○3番（堀内英樹） 3番、堀内英樹です。

少し説明させていただきたいと思います。

治安維持法でございますが、これは、あの皆さん、ご案内のとおり昭和初期の、日本の歴史のですね、最も暗い部分を代表するキーワードではないかと思えます。まあ、あの戦争でですね、支えてきた制度の根源であろうかと思っております。ただですね、この制定からすでに87年経っております。廃止から67年、大変長い年月を経過しておりますので、まあ、最初にこの意見書の背景といいますか、少し観点を変えてご案内したいと思います。

で、「母<sup>かわ</sup>べえ」、母と書いて「母べえ」と書きますが、母べえという映画、ご覧になった皆さんも多いかと思えます。山田洋次監督、吉永小百合主演でございますね。今から4年ほど前に公開されたものでございます。で、戦争はですね、大変激しくなり、普通の文学者である「父<sup>とう</sup>べえ」、これは父と書いて「父べえ」と書きますが、子どもから言う「母べえ」「父べえ」という読み方でございます。父親がですね、特別高等警察、いわゆる特高に検挙され、巣鴨拘置所に収監されるというストーリーで始まっております。で、検閲を受けながら、大変、不自由な手紙、家族とのやり取りをするわけなんです、それを命綱に、この戦争のもと、戦時下における母と子といいますか、寄り添って暮らす家族を描いた映画でございます。まあ、静かに、戦争と、この暗黒の時代を考えさせる映画として大変話題となりました。

で、私は1937年、昭和12年生まれでございますが、この戦争中にですね、子どもながらに、それも日常に、特高あるいは憲兵にしょつ引かれる関係者の方々を目の当たりにした一人でございます。治安維持法の犠牲者でございますが、これは共産主義者、あるいは共産主義運動をした人に限らず、労働運動とか農民運動、あるいは解放運動、民族運動もございました。宗教活動、文学者、学者、報道関係、あるいは一般の人に至るまで犠牲者となったわけでございます。特に軍事国家、当時の軍事国家に協力しない者は、すべて根こそぎ検挙されると、こういった状況でございました。

まあ、そういった治安維持法に関わる犠牲者の国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書ということでございますが、結論部分だけ朗読させていただきます。一番最後の段でございますが、「よって、政府は、再び戦争を許さぬ証として、日本国憲法第17条の規定に則り、『治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）』を制定し、一日も早く治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償を行うよう強く要望する。」という意見書でございます。

なお、この日本国憲法の第17条といいますのは、公務員の不法行為による賠償責任をうたったものでございます。

以上、簡単に説明申し上げました。議員におかれましては、慎重審議をいただいて、ぜひとも、この意見書を採択いただきますよう心からお願い申し上げて、説明に終わらせていた

だきます。

ありがとうございました。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎意見書案第2号の上程、説明

- 議長（東 充洋） 日程第29、意見書案第2号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 意見書案第2号。平成24年9月10日。

上牧町議会議長 東 充洋様。

提出者 上牧町議会議員 長岡照美。賛成者 上牧町議会議員 富木つや子。

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

- 議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

2番、長岡議員。

- 2番（長岡照美） 2番、長岡照美でございます。

今回の意見書について、案分の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書（案）でございます。

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路橋梁、上下水道等）の整備は、高度経済成長期の発展と共に、昭和40年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期（建設後30年～50年）を迎えています。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もありますが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はおろか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にあります。

国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化のための補修が必要な全国およ

そ6万の橋のうち89%が、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることが分かったとの報告がありました。

よって、政府におかれましては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災・減災のための事業について、重点的な予算配分を行い、地方負担額の軽減措置を講じるよう要望します。具体的には、橋梁等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及び架け替え、上下水道等の社会資本の老朽化の更新や維持補修、及び防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど、国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月10日。奈良県上牧町議会。

各議員におかれましては、慎重に審議の上、ご賛同賜りたく、ぜひ採択いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎上牧町財政問題特別委員会（第二次）中間報告について

○議長（東 充洋） 日程第30、上牧町財政問題特別委員会（第二次）中間報告について。

上牧町財政問題特別委員長から中間報告をしたいとの申し出がありましたので、これより報告を受けたいと思います。

財政問題特別委員長の発言を許します。

辻委員長、報告願います。

（財政問題特別委員会委員長 辻 誠一 登壇）

○1番（辻 誠一） 1番、辻でございます。

去る8月23日の第18回財政問題特別委員会において議決いたしました第二次中間報告書、皆様、お手元でございますが、これを読み上げまして委員長報告とさせていただきます。

平成24年9月10日。上牧町議会議長 東 充洋様。

上牧町財政問題特別委員会 委員長 辻 誠一。

上牧町財政問題特別委員会（第二次）中間報告。

1. はじめに。これまで平成23年5月12日、第2回上牧町臨時議会において、上牧町財政問題特別委員会が設置され、13回の委員会審議を経て、平成24年3月15日の上牧町議会第1回定例会において上牧町財政問題特別委員会の第一次中間報告を行った。

その内容として、①委員会の進め方、②三セク債借り入れのための事業仕分けについて、③三セク債借入金額の決定、④個別外部監査実施について、それぞれ議論し、審議して報告を行った。同時に、今後の課題として、⑤公社解散・縮小プランの策定、⑥三セク債の借入金額及び償還期間の確定、⑦中長期財政計画の調査・研究、⑧公社解散・縮小プランに伴うスケジュール、などを審議、調査研究し、設定してきた。

今回は、上記⑤～⑧の課題について、特に公社解散・縮小プラン、三セク債の借入金額及び償還期間、公社解散プランについて、集中的に議論、審議してきた。

2. 上牧町財政問題特別委員会の調査・研究の日程。

第14回財政問題特別委員会（平成24年4月24日）。

議題 1. 事業用地の確定について、2. 公社の24年度予算と財務内容について、3. 公社の解散と三セク債借入計画の骨格について。

第15回財政問題特別委員会（平成24年5月28日）。

議題 1. 公社の解散と三セク債借入計画の骨格について。

第16回財政問題特別委員会（平成24年6月26日）。

議題 1. 三セク債対象物件について、2. 公社の解散スケジュールについて。

第17回財政問題特別委員会（平成24年7月30日）。

議題 1. 公社解散プランの素案について、2. 委員会の中間報告（案）について。

第18回財政問題特別委員会（平成24年8月23日）。

議題 1. 公社解散プランの素案について、2. 委員会の中間報告（案）について。

3. 主要な課題に関する審議結果。

1) 公社解散・縮小プランの策定。

地方財政法に規定されている三セク債の適応条件として、公社においては解散又は業務の一部廃止となっている。少なくとも平成23年12月までは、町営住宅の建て替え事業用地を公社に保有させることで、公社業務の一部廃止方針が示されていた。その場合、長期財政計画において三セク債借入金額40億円として、年間公債費（償還期間20年、年利3%）は、最大3億8,000万円と試算されていた。

平成24年1月24日の第9回財政問題特別委員会に提出された普通会計財政計画公債費内訳

資料等をもとに、改めて公社の措置を検討した結果、当委員会としては業務の一部廃止（公社業務の縮小・存続）にとどまるよりは、むしろ公社を解散させることが最善策であるとの結論に達した。

その理由として、①5年以内をめどに、町営住宅の建て替え事業を遂行する見通しが立たないこと。②事業用地として一部の土地を公社に存続・保有させた場合、新たなる不良債権となる恐れが大きいこと。③長期財政計画において三セク債借入金額が43億円前後であれば、年間公債費（償還期間25年、年利3%）が最大3億円以下となり、返済が可能な水準であると判断できること。等があげられる。

## 2) 三セク債の借入金額。

公社の平成23年度末での短期借入金は49億3,600万円、保有用地簿価33億1,877万円、欠損金14億1,230万円となっている。一般会計による平成24年度における用地買戻しや損失補填により、24年度末の借り入れ見込み額は43億円と見込まれている。

平成24年4月24日の第14回財政問題特別委員会において、今中町長は「基金を取り崩さずに、借入金残高を最大で43億円まで減額する方針である。」と表明した。大型店舗出店に伴う都市計画街路事業が着手されたことや、平成23年度一般会計決算額も、実質収支が2億6,000万円の黒字となる見込みで、公社保有用地の買戻し計画は、予定通り進捗するものと思われる。よって、当委員会は公社を解散させるための三セク債借入金額は、町長が表明した43億円に、余裕を持たせての45億円（上限）が妥当であるとの判断に至った。

## 3) 公社解散プランの検証と保有地について。

平成24年7月30日の第17回財政問題特別委員会において、公社解散プラン（素案）が提示された。（資料1）。

資料1は修正協議後、平成24年8月23日の第18回財政問題特別委員会において提出され、協議の結果、委員会は妥当であると判断した。

しかし、平成24年度一般会計予算における公社保有地の買い戻しが継続中であるなど、公社解散に至る一連の事業が進行中であると言わなければならない。したがって当委員会として下記の確認作業を行った。

①土地開発公社解散時まで、下記の欠損処理を考え、年度内に解決したい旨、説明があった。なお、25年度当初予算の見込みが示された。

平成24年度当初予算3億4,127万円（20筆）、24年度の補正予算1億7,500万円（2筆他）、合計5億1,627万円。平成25年度当初予算4,200万円、合計4,200万円。

②解散前の公社において行う措置について、下記の欠損処理を考えている。また本年度内に解決を目指す旨、説明があった。補償費・測量費など、面積がゼロの土地の措置。取引が完了していない土地・建物の措置。

③公社の解散は、町が行う債権放棄と代物弁済により行われるが、その根拠となる公社保有地の時価評価を平成24年度中に実施するとしているが、その計画について確認した。公有用地について事業区分から抽出した25物件について標本鑑定を行い、評価替え額を算定するとの説明があり、資料が提出された。(資料2)。

上記の審議結果から、解散時における公社保有資産の総額は、三セク債借り入れ予定額の43億円に減少するものと想定される。また、その内訳において、公有用地評価額の大幅な減額と、それに見合う欠損金の増額が見込まれる。

#### 4) 解散後の諸問題と土地管理。

三セク債借り入れによる公社の解散処分は、町行政にとっては苦渋の選択であり、多くの不良土地と過大な債務をもたらすことは明らかである。このことについて、町行政は、住民、関係先並びに議会に対して、必要にして十分な説明責任を果たさなければならない。とりわけ、次の課題については、特段の留意が必要であることを指摘する。

①代物弁済により町が公社から引き継ぐ用地の確定作業等を、徹底した管理方針のもとで行い、売却可能な土地の処分や有効活用を確実に取り組むことが求められている。公有地保有残高明細(平成24年3月31日現在、資料3)によると、実測済み土地が占める割合は、筆数・簿価で22%、地積で15%にとどまる。

当委員会として土地管理の基本方針と実施計画を求めたところ、「町が公社から取得した土地の管理について」(資料4)が提出され、内容確認を行った。

②三セク債の返済により町財政が再び危機に陥ることが無いよう、また住民サービスが犠牲にされることが無いよう、細心の行財政運営が求められる。

売却可能な土地の鋭意処分により早期の資金回収に努めるとともに、売却代金を一般財源化することなく、三セク債の繰上償還に充当しなければならない。三セク債の借り入れにおいても、金利や繰上償還など、極力有利な条件交渉が望まれる。

③公社解散の事後処理事業(三セク債借り入れと引き継ぎ土地の管理など)の全般にわたり、その進捗状況の報告をまとめ、毎年度の決算時に決算報告として行い、公表することが求められる。

そのことにより、25年の長期にわたり、住民や関係者の理解と協力のもと、この事業が安

定円滑に進展することが必須である。

4. おわりに。

今後も引き続き、公社解散手続きが的確に行われるよう、主として以下の課題について、当委員会は調査・研究し、議論を進めていく。

①三セク債借り入れ手順、②三セク債借入金額の最小限化、③債権放棄、④金融機関との協議、⑤三セク債借り入れに伴う一般会計予算。

最後に添付資料としまして、資料番号1. 上牧町土地開発公社解散プラン、2. 公有用地における時価評価作業の進め方、3. 公有用地保有残高明細表（地積）、4. 町が公社から取得した土地の管理について。

以上、お手元の資料のとおり、ご報告させていただきまして、終わらせていただきます。

○議長（東 充洋） 以上で、財政問題特別委員会の報告は終わりました。



#### ◎決算特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（東 充洋） 日程第31、決算特別委員会の設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

おはかりいたします。

平成23年度決算案件については、委員会条例第5条第1項の規定により、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、平成23年度決算案件については、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

おはかりいたします。

委員の選任について、どのような方法であればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議ないようですので、私の方で選任させていただきます。

そのまま暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時46分

○議長（東 充洋） 再開いたします。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第7条第1項の規定により、1番、辻 誠一議員、5番、石丸典子議員、6番、木内利雄議員、7番、康村昌史議員、8番、富木つや子議員、9番、芳倉利次議員、以上6名の方を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6名の方を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

決算特別委員会におかれましては、委員長、副委員長を互選の上、報告願います。

それでは、暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時51分

○議長（東 充洋） それでは再開いたします。

————— ◇ —————

#### ◎決算特別委員会正副委員長の互選結果について

○議長（東 充洋） 決算特別委員会の委員長、副委員長を互選していただきましたので、ご

報告申し上げます。

決算特別委員会の委員長に芳倉議員、副委員長に石丸議員であります。

---

◇

◎諸般の報告

○議長（東 充洋） 報告いたします。

すでに、お手元の方に配付されていると思いますが、平成23年度の決算成果に関する報告書、健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書が町長の方から提出されましたので、ご報告申し上げます。

---

◇

◎認第1号から認第7号、議第1号から議第13号、意見書案第1号・意見書案第2号の委員会付託

○議長（東 充洋） 以上で、本定例会に提出されました議案の説明は終わりました。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております認第1号から認第7号、議第1号から議第13号、意見書案第1号・意見書案第2号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、一般質問については理事者側の答弁を含め1人1時間以内とするに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時間以内とすることに決定いたしました。

---

◇

◎散会の宣告

○議長（東 充洋） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦勞さまでございました。

散会 午前 11時52分

# 平成24年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第2号）

平成24年9月19日（水）午前10時開議

### 第1 一般質問について

3番 堀内英樹

5番 石丸典子

1番 辻誠一

11番 服部公英

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	辻 誠 一	2番	長 岡 照 美
3番	堀 内 英 樹	4番	吉 中 隆 昭
5番	石 丸 典 子	6番	木 内 利 雄
7番	康 村 昌 史	8番	富 木 つや子
9番	芳 倉 利 次	10番	吉 川 米 義
11番	服 部 公 英	12番	東 充 洋

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	教 育 長	浅 井 正 溢
総 務 部 長	田 中 一 夫	都 市 環 境 部 長	外 川 武 彦
住 民 福 祉 部 長	塚 尚 起	水 道 部 長	杵 本 和 敏
教 育 部 長	竹 島 正 智	土 地 開 発 公 社 常 務 理 事	高 木 雄 一
保 健 福 祉 セ ン タ ー 館 長	竹 島 正 貴	秘 書 課 長	藤 岡 達 也
総 務 課 長	池 内 利 昭	生 き 活 き 対 策 課 長	吉 川 師 郎
社 会 教 育 課 長	吉 川 淳	環 境 課 長	田 中 雅 英
福 祉 課 長	阪 本 正 人	教 育 総 務 課 長	為 本 佳 伸
土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	山 口 敬 嗣	上 下 水 道 課 長	大 東 四 郎
住 宅 土 地 管 理 課 長	松 井 真 文	ま ち づ くり 推 進 課 長	西 山 義 憲

---

職務のため議場に参加した事務局員

書 記 山 下 純 司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（東 充洋） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇堀内英樹

○議長（東 充洋） それでは、3番、堀内議員の発言を許します。

堀内議員。

（3番 堀内英樹 登壇）

○3番（堀内英樹） 皆さん、おはようございます。3番、堀内英樹です。

第180回通常国会は、9月8日に79日間の会期延長を含む222日の会期を閉じました。消費税増税法案は通したものの、赤字国債発行、衆議院選挙制度改革等の重要法案を軒並み廃案にしました。中でも、赤字国債発行が不能になることで、地方交付税の一般凍結など、戦後初めて国家予算の執行抑制に追い込まれました。その一方で、主要政党が党首選びに明け暮

れするごまは党利党略そのものであり、議員の関心は次期総選挙への損得勘定だけです。今、日本国が内憂外患の真ただ中であって国政の任務放棄以外の何物でもありません。

翻って、住民にとってもっとも身近な政府である我が上牧町行政だけでもせめてしゃきつと着実に任務を全うしていきたいものであります。そう願うのは私だけでしょうか。決してそうではありません。3年半前に就任された今中町長を先頭に、住民皆さんの理解と協力を得ながら、行政、議会が一丸となって、ようやく今日までたどり着いたところであります。それも最悪の時期からは何とか抜け出したものの、この先まだまだ課題は山積です。

そこで、私の質問は大きな項目として、今中町政3年半の成果と課題について、その1、今中町長は、平成21年に財政健全化法の本格施行と同じ時期に就任されました。この3年半、大変厳しい状況下で町政を担ってこられたことについて。

その2、町長就任時の緊急課題は、財政赤字解消と実質公債費比率引き下げによる早期健全化団体からの脱出でした。この間の財政運営にどのように取り組まれてきたのか、その留意点はどうか。

その3、土地開発公社の経営が19年度に完全に行き詰まり、議会内に財政問題特別委員会が設置され、今日に至っています。25年度に第三セクター等改革推進債を活用して公社を解散する方針を示されていますが、この決断について。

その4、都市計画街路事業は、町長の選挙公約で、財政が好転するまで一時凍結とされていきました。大型店出店に伴い、23年度より本格的に事業着手されたことについて、状況判断のよりどころはどこにあったのか。その後、町長の行政手法として、歴代町長には見受けられない進め方がとられています。

下記の項目について町長の考えはどうか。タウンミーティングの継続実施について。各種会合への積極的参加について。まちづくり基本条例の策定作業について。補助金の見直しと公募型補助の導入について。

その6です。町政の道のりは長いトンネルの出口がやっと見えてきた段階であり、まだまだ多くの課題が山積しています。町再生への取り組みは、むしろこれからが本番であり、その牽引者である町長の所信をお聞かせいただきたいのであります。

以上が私の一般質問の項目です。再質問は質問者席から行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 町長、最初のお尋ねからよろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） まず、一番最初の今まで来た中で、町長としてどういう感想を持っているのかということでございますが、一言で申し上げまして、よくここまで来れたな、やれたなという気持ちが今現在持っているところでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 21年の選挙当時、今中町長の住民の期待といいますのは、財政の破綻を防止すること、そして町の行政としての信頼を回復すること、この2つが大きなテーマであったかと思えます。財政収支の黒字につきましては、借金の返済、あるいはまた、公社問題等ございます。それから、住民の信頼を回復するについては、やはり謙虚な立場で過去の反省をし、再発防止策へ積極的に取り組むと、この2つであったかと思えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、おっしゃっていただいたとおりで、まず信頼を回復すると、これが上牧町に与えられた大きな一番の課題だったというふうに思います。それで、3年半前を思い出しますと、タウンミーティングをさせていただいて、傍聴席の中にもそのときいろんな意見をいただいた方がおられますが、一番はっきりと言われたのは、その当時、私も町の幹部でございまして、このようになったことについてはあんたも同罪やと、そのあんたが町長に出るとはいかがなものかと、こういう意見もいただきました。ただ、その幹部の1人として、この上牧町をこのままにしておくわけにはいきませんので、何とか信頼を回復して、一歩足を前へ出せるようにという気持ちで、この3年半やってまいりました。そういうことが皆さん方にご理解をいただけたのかなと、その結果、皆さん方に協力をいただけたというのが、大変私としてはうれしく考えているところでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 次に行かせていただきますが、町長が3年半前に就任されたときの政策課題としては、財政の赤字を解消する、当時赤字でございました。それから当然、その結果、それを伴って実質公債費比率が基準の25%を超えるという早期健全化団体になったわけでございます。この2つが政策課題としては、つまり、赤字の解消という問題、そして早期健全化団体から1日も早く抜け出す。この2つが大きな課題としてあったわけですが、ここの財政運営、町長、どのように取り組まれてきたのか、あるいはどういう点に留意して運営に当たってこられたのかお聞かせいただけませんか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） このことにつきましては、決算特別委員会の中でも、ある委員からの質問がございまして、お答えをさせていただきました。結果といたしまして、健全化団体から脱却ができた、黒字化も当然なってきたわけございまして、財政調整基金も積み上がってきたと。これは住民の方々のご理解、それと職員の協力、理解、そして議会の皆さん方の協力と理解があつてなし得たものでございますので、まずそういうことからいきますと、皆の犠牲の上に成り立った健全化、黒字だなというふうに考えております。ただ、手法といたしましては、できるだけ歳出を切り詰める、歳入は確実に徴収していくというのは基本でございますが、そのために当然、財政担当の方では、できるだけ低利な資金を調達して、負担をかけないように、それぞれがそういう気持ちの中でやってこれたというのが、こういう結果を生んできているのかなというふうに思います。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、町長からお話いただいたんですが、町長、まず、住民の皆さんの理解と協力をお願いしたということをおっしゃったんですが、ここのところは一番根本だろうと思うんですね。あわせて、この間振り返ると、貴重な町の財産、これも泣く泣く売却処分をされました。19年度にスタートした改革プラン、ここでは、町営駐車場であったり第二保育所等の話もございました。それから、特に町長、手をつけられたのは、第三保育所の売却という指定管理でやっていたところを売却するという形で対応され、それから、一言触れられたんですが、職員給与もずっと引き続いてカットしてきた、その上にさらに、町長としては2年間延長をかけて、今年度まで、職員給与のカットを延長してこられた、そのほか経費削減については、これはもう言うまでもない話です。それから、県の貸し付け、融資の必要等も私、大きかったと思います。特に実質公債費比率を下げるという点に関しては。それからまた、いろいろ工夫して、低利への融資、低い金利への融資もいろんなところでやられた。水道事業にまでやっております。そういった住民の皆さんの本当に理解と協力、ある意味では住民の皆さんへの大変なしわ寄せもはじめとする一連のこういったトータルの結果として今日に至ったというふうに私は考えているんですが、町長、その点いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、おっしゃっていただきましたように、ペガサス駐車場の売却、それと第三保育所の売却、職員給与の削減、カットを計画よりも2年間延伸をしたということ、それと当然、経常的な経費、これは毎年度一生懸命に削減をしてきたということ、それと、

県の貸し付け制度、これも最大限、知事にも直接頼みに行って陳情いたしました。その結果、9億3,000万の融資を受けられたと。これが大きい、上牧町の財政を好転させてく大きな原動力にもなっております。それと、先ほどおっしゃっていただいたように、会計間の、一般会計が水道の企業会計から金を借り入れると。こういうことで、できるだけ負担がかからないように財政運営をしてきたと。この結果が今日、こういういい結果が出てきたのかなというふうに考えております。これもすべてだれがやったということではなしに、皆の力でなし得てきたのかなというふうには今は実感として感じております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、早期健全化団体からの脱出した件、町長もお話いただき、私どもからも申し上げたんですが、もう1つ大きなテーマとして、町長、土地開発公社の問題です。これは本当に、上牧町として、奈良県でも標準財政規模から考えて、100%を超える借り入れを、融資残高、融資残イコールほとんど不良債権といってもよろしいかと思いますがある。そういう県下でも最悪の公社、この問題の対応が、早期健全化団体からの脱却とあわせて、上牧町の一番大きな課題であったと思うんですね。ここのところについて、昨年来からことしにかけて、この9月議会でも第三セクター等改革推進債の借り入れ、並びに公社を解散する議案が提出されました。先日、総務建設委員会で審議された上で、附帯決議がつけられておりますが、いずれも全会一致で可決、承認されたと、こういう段階でございますが、この三セク債を借り入れて公社を解散するというこの決断というか、そこの判断、昨年暮れからことしにかけてなされたんですが、そこのところは町長、いかがでしょう。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） この問題につきましても、タウンミーティングの中、もしくは財政問題特別委員会の中でも、皆さん方から厳しい指摘をいただいた部分でございます。上牧町の借り入れの残高といいますのは、今おっしゃっていただいたように、標準財政規模を大きく上回っている、今、若干、標準財政規模を下回っておるわけでございますが、一時期は大きく上回っている。日本全国でもこのクラスの町の内容としては、日本全国ナンバー1であろうというような公社の借り入れを持っていたということでございます。今、少し頑張って減らしてきたわけでございますが、このまま開発公社を存続させるということになりますと、住民の方々から大きな不信感を抱かれるだろうと。信頼回復にはつながらないと。一部、将来的な財政運営を考えまして、若干残す必要があるのかなというふうには、一時期考えさせていただいて、皆さん方にもご相談を申し上げました。その結果、皆さん方からも、例えば住

宅が、改修計画、もしくは建設計画を立てるにしてもどの時期でやれるんやと、例えば5年以内にやれるんだったらその手法も考えられるわけですが、今の状況を考えますと、とても5年以内の中で住宅の建てかえというのは考えられないということになりますと、もう残る道は解散をさせると。ただ、財政的に非常に厳しいわけですが、中長期の計画の中で、しっかりと計画を立てた結果、十分対応が可能だというような結果も出てまいりましたので、この際信頼を回復する、不信感を与えない、そういう中で、あとは町の方でしっかりと管理をする、売却できるものは売却すると。附帯決議をつけていただきましたが、その中にも売却したものについてはしっかりと繰上償還の財源に充てていくんだと、こういう考え方でこれからしっかりと取り組んでいくことが、住民の方々に安心感を与えるというように、私としては判断をさせていただくと、そういうことでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 先ほど壇上で財政問題特別委員会の話も触れさせていただきました。19年の9月議会でちょうど設置されて丸5年になるわけです。この間、これも言ってみれば、財政問題特別委員会となっておりますが、実際に取り組んできた中身の大半は、土地開発公社の経営破綻をどうするかという問題がほとんどであったろうと思います。町長も一時期、何とか一部存続させて、そして公社を存続させながら業務を整理していくという考え方から、先ほどお話のように一挙に解散に持っていくというふうに決断されたお話いただきました。この三セク債の借入れについても、相当今の議案としては45億、実際の見込みとしては43億程度というお話ですが、これも相当長い期間返済しなければいけない、それからまた、当然公社から、公社に残っております土地を町が代物弁済で引き継ぐという土地もございます。これもまだまだ、私どもがいつも申し上げておりますように、まともでない土地が大量に含まれております。この辺の処理等も含めて、今後わかりやすくきちっと、住民の皆さんにも説明していただき、この返済の事業、公社を解散させた後の三セク債を借りて返済していく事業、そして残った土地の処理等一連の事業について、まだまだこれからむしろ始まるといった方がいい事業でございますので、その点のこれからの取り組みについて、町長はどのように考えておられますか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 先般、総務建設委員会の中でこの説明も若干させていただいておりますが、当然、公社から町が代物弁済として買い取るということになりますので、その土地は町の財産として取り扱いになると。まず一番最初にそれを普通財産と行政財産に区分けをさせ

ていただきまして、大半は普通財産になるだろうというふうに思います。まともな、今、堀内議員からも指摘がございますように、まともな土地でない部分というのは大半でございますので、これをまともな土地にまずしていくと。当然境界の立会でありますとか、分筆がおくれている部分についての分筆でございますとか、図面でございますとか、そういうものをこれからしっかりと整理をしていくと。一気にすべてができ上がりませんので、毎年度やれる場所から早急に計画を立てながらやっていくと。予算も必要になってくるわけでございますが、そういうものを、毎年度の決算時に、この部分につきましては立会が終わりました、この部分については測量が終わりました、分筆ができました、そういう事柄について、毎決算時に皆さん方にご報告をさせていただくと。

また、それをホームページ等そういうもので、住民の方々にもお知らせをしていく。売却した土地については、予算の中で出てくるわけでございますので、そういう事柄については、毎議会のたびに皆さん方に報告をしながら、あわせて決算に結果をお知らせすると。ほんで、そういうものについては、減債基金なり何なりに積み上げて繰上償還財源として処理をしていく。できるだけ元金の返済に充てていくと。少しでも将来にわたった負担をなくしていくと。そういう考え方でしっかりと取り組んでいきたいと。また、いくということでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 次に行かせていただきます。今、上牧町の役場方面へ参りますと、周辺の景色といいますか一変しております。この1カ月間でね。都市計画街路事業、町の事業としては都市計画街路事業でございます。大型店の出店に伴う造成事業が日々着々と進められているということで、様相が一変しているわけなんです、この大型店出店に伴う都市計画街路事業、これは通告でも申し上げましたように、町長の3年半前の選挙公約では、財政が好転するまで一時凍結、たしかこういうふう選挙公約でおっしゃっていたと思います。ここへ来て本格的に着手されたことについて、これはもう大変重要な状況判断があると思います。そのところを、町長、いかがでしょう。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 都市計画街路の件につきましては、タウンミーティングの中で、住民の方々から大変厳しいご指摘をいただいた、これもその1つでございます。その指摘の一番根底にあるものは、そのときに私は感じたことでございますが、上牧町、財政状況が悪くなって今の結果になっておるわけでございますが、大型事業、財政計画の見通し、当然やってお

ったわけですが、十分見通しができていない状況の中で、次から次と大型事業を繰り返してきたと。その結果が財政破綻に導いているということを、住民の方々は大変不安に思われていると。そんな中でまた、もう平たく言いますと、また、あんた、町長になって大型事業をやるつもりかいなどと、こういう恐らく考え方が皆さんの中にあっただのではないかと。当然財政状況厳しいわけでございますので、いかに国から補助金を取ったとはいえ、一般財源、相当の金額が出てくるわけでございますので、あの状況下の中ではこういう事業はできないというのは当然のことでございます。そういうことで、都市計画としてはもう決定されている道路でございますが、建設をすることについては財政がしっかりとできるまで保留をさせていただき、凍結させていただきというように説明をさせていただきました。ただ、その後、相手の業者ともしっかりと、上牧町はこういう状況だから、しっかりと協力をお願いしたいという打ち合わせ、すり合わせを再三にわたってさせていただきました。その結果、補助裏分については、業者で負担をさせていただくと。こういう協定が結べるようになった。それで、そこで考えさせていただいたのは、いつまでもこれを凍結、やらないということであれば、約16、17ヘクタールぐらいの開発がされるわけでございますので、税収の確保、これが、やっぱり決断をしなければ確保できないということ。雇用も、こういう閉塞感にまみれている社会現象でございますので、雇用も確保ができない。それとあわせて、住宅地の開発、140戸から150戸程度計画をされておられるわけでございますので、今、人口が減少をしてきております、この減少に歯どめをかけられる。またあわせて、子どもが、若い世代の夫婦が上牧町の住民となってもらえると。こういうことを考えたら、ぜひこの事業については積極的に取り組む必要があると。ある一定の条件が整いましたので、私はこれはやるべきだというふうに決断をさせていただいたと、こういうことでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 先ほど町長、この補助事業の裏の財源のお話をなさいました。これは、補助事業、国あるいはまた県も一部あるかも知れませんが、補助事業以外に、通常であれば一般財源として町が負担しなければならない部分という意味だと思います。ところが、開発事業者との交渉の結果、原則として負担いただく、一部桜ヶ丘新町線の用地に関しては、公社が負担しなければならない、最終的には町が負担しなければならない部分が若干ございますが、その他の負担については、原則として開発業者が負担いただくと、こういう交渉状況だと。我々、私ども議会としても、その話については一瞬本当かいなという戸惑いもございましたが、いろいろ説明をお聞きすると、きちっとそれで協定もできると。したがって

この事業を進めていきたいと。メリットの面、プラスの面、税収、雇用、そのほかの町の活性化ということに関して、住宅開発も含めて決断したと、こういうお話でございました。それは判断としては、私は適切だと思います。ただ、町長、この後、当然大型開発が行われますと、車の通行量もふえてまいりますから、また、ただでさえ役場下の交差点、スーパー等、あるいは近隣の量販店が相当出てきておりますから、交通混雑が大変、日時によっては、日にちとか時間帯によっては大変厳しい時期がある。さらに新しい開発事業で、相当車の通行量もふえるだろうというふうに考えるのが、これはもう常識だと思います。この辺の対応をどうするのか、大変、今後残る問題もあるかと思いますが、基本的にはこの決断は、私は正しいと思いますし、こういう破格の交渉結果を導かれたということについては、町長以下担当部門においても大変ご苦労されたのではないかなというふうに思います。

この事業に関しては、住民の皆さんも、町長、特に交通問題とか、それ以外にも買い物難民の問題であるとか、あるいは足の確保の問題とか、いろんな点で懸念しておられる点が多々ございます。この辺についても、町長、引き続いて頑張ってくださいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） まず、役場下の混雑の問題でございますが、今の道路を、これを例えば広げる、もっと用地を買収して広げるであるとか、そういうことは物理的というのか、財源的にもこれ不可能でございますので、今の現有の中でどのように対応していくのかということについて、今、まちづくり推進課の方で、町、警察、県、高田土木ですね、それと教育委員会、それと住民の有識者の方に入ってください、今、委員会的なものを開いていただいております。この結果をしっかりとまとめ上げて、来年度の予算として、この道路の改修に取り組みたいといふにまず1つは考えております。

それと子どもの安全的なもの、これはもう当然確保しなくては行けませんので、教育委員会の意見もしっかりと調整をしながら、これから取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 次、行かせていただきます。町長の行政手法といいますか、仕事の進め方として、先ほど申し上げたように、歴代の町長とはかなり違ったやり方をしておられます。お話にも出ましたタウンミーティングを3年継続して、町長になられる前から言いますと、もう4回やっておられるわけですね。

それから、各種会合へほとんど顔を出される、またいろんなメッセージもその場所でお出しになっている。それからきょうも傍聴席に見えておりますが、まちづくり基本条例の策定委員会を立ち上げられて、これも2年なりますですかね、立ち上げられて作業を進めておられる。

それから、補助金の見直しも、これも検討委員会の委員長、きょう見えてるとおもいますが、行われて、そして既に公募型補助、今年度から導入しておられる。かなり思い切った従来にはない行政手法をとっておられるんですが、町長、この点いかがでしょう。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） まず、タウンミーティングの件でございますが、これについては、私はこれからも続けてやっていこうというふうに考えております。一部議員さんの中からも意見をいただいております。場所によっては、多いところ、少ないところがございます。極端に言えば1人でも私はやるつもりでおるんですが、人が少なくなっていくということについては、やり方も工夫する必要があるのかなということは感じております。できるだけ、町が抱えている問題点、また、日本の国であるとか地域の問題をお互い話し合えるような場所、また、住民からの生の声を聞ける機会として、これは重要なものだ、大切なものだというふうに私としては考えております。

それと、いろんな会合でございますが、できるだけ調整がとれる限り、たとえ5分でも出席をさせていただくということについては、これからもその考え方でやっていくつもりでおります。

それと、公募型補助金、従来の補助金を補助金検討委員会で見直しをしていただいて、まだ100%その答申どおりにはなっておりませんが、できるだけ皆さん方の、その考え方を尊重しながらこれについても進めていきたいと。すべてをその意見として無駄だと、切れという内容ではございませんで、必要などころにはしっかりと補助金を増額してやれという意見もあるわけでございますので、そういうことを我々もしっかり受けとめて、これから進めていきたいなというふうに考えております。それと、公募型の補助金、この件でございますが、行政が一方的に財源を割り当てて、結局使っていただくというようなことじゃなしに、住民みずからが地域のために、公なものとして、活動を自分たちがみずからやると。そういうことについて考えていただく。それとやっていただくことが、まちづくりの一番根幹になるわけでございますので、そういう意味で始めさせていただいて、今年度、3件、一応させていただきました。まだまだ、財源的にも厳しい中でございますので、大きくというわけにはま

いませんが、そういう中でこれからもそういう考え方で皆さん方に考えていただきたいということで、これも続けていくという考え方でおります。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 幾つかの点について、町長、答えていただいたんですが、一番特徴的なところは、私は、直接やはり住民の方々にお話もされ、そして直接意見を謙虚に聞いていかれると、この姿勢が非常に大事だと思うんです。こここのところは、過去の上牧町の行政には少し欠けていたという点ではなかったかなというふうに私は今お話をお聞きしました。

最後に行かせていただきます。先ほど、町政の道のりとして長いトンネルの出口、やっと見えてきたというふうな表現で申し上げたんですが、先ほど来、町長も答弁いただき、私もご指摘申し上げたように、上牧町にとっては、課題はまだまだ山積しております。むしろ上牧町を立て直す町再生への取り組みというのは、むしろこれからでございます。まだ始まったばかり。で、その先頭に立ってこられた今中町長ですから、今後もこの町を再生するという大事業について、町長はどのように考えておられるのか。それと、町長自身のかかわり、どうなのか。いかがでしょう。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 先ほど、ちょっと1つ言うのを忘れておまして、まちづくり基本条例、これ、住民の方々にわかりやすいということで、まちづくり基本条例というふうに、今、呼んでやっておりますが、元来、自治基本条例、どうやって自分たちの住んでいる地域を治めていくのかと、こういうものでございますので、これも今、一生懸命におやりいただいております。予定を聞いておりますと、3月に答申が出せるのかな、どうかなというような感じらしいというふうに聞いております。これも取り組んでいる1つの施策でございますので、これからこういうものを中心的に、今おっしゃっていただいたように、財政健全化団体からは脱却ができた。大きな問題として土地開発公社の問題、これも解散とそれから借入限度額、これについての承認、議決はいただけるわけでございますが、まだ、本来の借り入れというのは来年度になってまいりますし、それから後のことをどのようにしていくのかというのも、これまだ残っておるわけでございます。それと、まちづくりというのは、まだ、私としては本格的に始まっているというような状況ではない、これからしっかりと始めていくというのが大事だろうというふうに考えておりますので、私としては、その責任をこれからも果たす必要があるのかなというふうに考えております。ぜひ、皆さん方のご理解、ご協力をぜひお願いしたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 町長、きょう一番お聞きしたいことをこれからお尋ねします。町長の任期、25年3月22日であったと思います。これまでの議論を踏まえて、町長、もう一度町長にぜひ就任いただく以外に、私は、上牧町の再生という大事業を考えた場合に選択肢はないだろうというふうに思います。その大義としては、町再生への道筋をさらに確かなものにするために、今中町長、ぜひ先頭に立って、今お話のように責任を果たしていただきたいと私は考えるんですが、町長、いかがでしょう。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） いろいろやることは山ほど、たくさんあると思います。一つずつ申し上げるということは控えますが、私は、まちづくり基本条例の中でも、特に考え方の中心とされておられます、住民、議会、行政、このそれぞれ3者が役割と責任を持ったまちづくりをこれから進めていきませんか、例えば要望があるから何でもやってやれ、してやれということでは、これからの町の財政は、これは国もあわせて言えることではあると思いますが、とても運営ができないというふうに思います。それぞれが自分たちの役割と責任をそれぞれ考えながら、知恵を出しながら行政を進めていくというのが、もう一番大事だろうというふうに思います。その考え方でいろんな施策があるわけでございますので、私としてはそういうまちづくりをこれからしっかりやっていく必要があると、そのために、私としては来年の選挙にぜひ引き続き、どこまでやれるかわかりませんが、この難問も問題も山積しておるわけでございますので、私の責任としてしっかりとやり遂げていきたいなというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、町長から引き続いて来年、当然町長選挙が予定されるわけですが、引き続いてこの重責を果たしていきたいというお考えをいただきました。ずっと話してまいりましたように、土地開発公社の三セク債の借入れの話、あるいは、公社解散の話、まだ入り口にたどり着いたばかりでございます。この土地開発公社の問題に限らず、財政を立て直す話もこれからのいろんなたくさんの課題があります。町長、ぜひ今の決意を、本当にしっかりと胸にさせていただいて、健康にも十分留意していただきながら、全力を挙げて上牧町の行政を前へ前へと進めていただきたい、それによって住民の皆さんの付託と申しますか、期待に存分にこたえていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

町長、最後にもう一言お願いします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、おっしゃっていただいたことをしっかりと受けとめさせていただいて、これからも上牧町のために、また先ほど言いましたように、それぞれが役割と責任を果たせるように頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 町長、最初から最後まで答弁いただきましてありがとうございます。長時間おつき合いいただき、大変恐縮に存じます。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（東 充洋） 以上で3番、堀内議員の一般質問を終わります。

それでは11時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（東 充洋） それでは再開いたします。



◇石丸典子

○議長（東 充洋） 次に、5番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（5番 石丸典子 登壇）

○5番（石丸典子） 5番、日本共産党の石丸典子です。

議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を行わせていただきます。

通告書では3点にわたり項目を提出させていただいております。

まず1点目は、奈良県の消防広域化計画についてです。2つ目、食の自立支援事業について、3つ目、松里園久渡古墳についてです。

まず、1点目の消防の広域化計画についてであります。奈良県内では奈良市と生駒市を除

く37市町村が参加する奈良県消防広域化協議会において、現在の11消防本部を1つにする広域化計画が進められています。ことし5月16日の広域化協議会第7回総会では、12月には各市町村長が消防広域化協定に調印し、来年6月に各市町村議会が新消防体制規約を議決、来年9月に新消防本部を設立するというスケジュールが合意されました。このように、各自治体の市町村長の間では、消防広域化に向けた話し合いが進んでいますが、今後、消防行政がどのようになるのか、住民には消防広域化の是非を判断する情報は全くありません。消防の広域化が、上牧町民が安全で安心して暮らせるまちづくりになるのか、次の点をお伺いいたします。

- 1、西和消防の充足率について。署所数、職員数、ポンプ車数、はしご車数、救急車数。
- 2、広域化で管内の地理を熟知できるのかお伺いいたします。
- 3、各市町村の事務とされております消防団との連携は可能かお伺いいたします。
- 4、広域化のための財政支援とデジタル化についてお伺いいたします。
- 5、経費負担はどのようになるのかお尋ねをいたします。
- 6、今後のスケジュールについてご説明をお願いいたします。

2つ目の、食の自立支援事業についてであります。昨年の3月議会で、私は高齢者の見守り事業としての配食サービスを提案いたしました。ことしの当初予算の介護保険の特別会計の中では、予算額が224万7,000円として、食の自立支援事業が計上されました。このほど、実施のための要項を作成されたようですけれども、ひとり暮らし高齢者への配食サービス事業の内容についてご説明をお願いいたします。

3、松里園久渡古墳についてです。松里園地域において、3世紀後半から4世紀のものと言われる貴重な古墳が発見されました。町民からは公園にして保存を望む声が上がっています。今後の調査内容と保存についてお伺いいたします。

以上の項目であります。

再質問につきましては、質問者席から行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） それでは、順次、答弁をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 消防広域化の部分につきまして、西和消防組合の充足率という質問でございますが、これにつきましては、署所数が100%、職員数が79%、ポンプ車につきまし

ては100%、はしご車につきましても100%、救急車につきましても100%、これにつきましても、24年4月現在でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 奈良県では、11の消防本部がありますけれども。この中でも特に、西和7町の管轄をしております西和消防組合は、今示されたように、充足率についてはダントツであります。特に、職員数といいますのは、条例に対しての基準は93%ということで、基準の数値より条例の定数は少し下げておりますけれども、条例による充足率は93%というふうな数値になっております。ちなみに、全国平均の消防職員の充足率は75%です。奈良県においては63%ということで、県全体では各消防本部への人員体制は職員数として不足をしているということになっております。今回の広域化の目的はどのようになっていますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、広域化の目的なんですけれども、これは広域で消防の体制づくりをするということで、まずスケールメリットがございます。災害時において、初動態勢が不備な場合、火災が大きくなりますので、その増援体制が充実するというところでございます。それと、管内、奈良県全体の中で、署所を構えますので、到達時間が短縮されるということがございます。

それと、今、本部の構成が総務部門、通信部門、現場ということで、今、これを広域化しますと、総務部門で相当数の人員の削減ができるということで、その削減した人員を現場に置いて、より充実した消火活動ができるということでございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 現場部門への人員配置を手厚くするというので、今、説明されたようなことであります。この消防広域化については、議会で1度、6月に議員対象で説明が行われまして資料もいただきましたけれども、その中では、9年後には約76人職員が削減でき、6億円の削減効果が出るというふうな資料もいただいておりますけれども、現状でも足りない中で、このような削減ありきの計画ではないかというところは、大変危惧するところですが、ちなみに職員数を全国平均の75%にするためには、400人の職員が必要であります。消防にかかる費用のうち約8割が人件費と言われております。確かに、事務部門を統合するというところはあるかもわかりませんが、多くの消防職員さんはそれぞれの部署で兼務をされているというふうにもお伺いしておりますので、その辺のあたりで、果たしてこれまでどおりの業務が行われるか、人員配置がしっかり行われるかということも大事なと

ころだと思えます。これについてはいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃった全国的な人員配置の充足率でございますが、これはいろいろ算出の仕方がございまして、都市化、山村化、いろんなまた工場等がございますので、一概に人員に対する充足率というのは難しい面がございます。ただ、広域化になりまして、すべて解決されるのかといいますと、これはまた微妙なところでございますので、この広域化の中でどこまでその辺を精査して、どういう体制づくりをするのかというのが一番重大ではないのかなと思っておりますので、まだ、正直なところ、今、広域化の話を進めているんですけども、その辺がちょっと見えないというのが現状でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） この広域化の規模は所管人口、おおむね30万人以上というふうに総務省、消防庁の指針ではされておりますけれども、現在、西和7町では、約14万8,000人ということで、7町の事務組合で十分対応されているところで、人口規模は30万には達していませんけれども、今の現状でも十分対応されているのではないかなと思うところです。

それと、次の項目で、広域化で管内の地理を十分熟知できるか、本部が奈良県1本にされてその体制はどうなのかというふうな不安もありますが、これはいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 広域化で管内の地理を熟知できるのかということでございますが、これにつきましては、まず合併される経過がございます。まず、平成25年に先ほど言いました総務部門が統合されます。そして28年度に通信部門、そして今ご心配になっております現場は平成33年度に統合される予定でございます。この中で地理に対する不備が生じるとか、懸念がされる場合は、当然、この間の期間の中で研修されると思っております。ただ、それでも不足する場合、また、懸念される場合は、今、ご存じのように、いろんな広域化されている消防団体があるんですけども、近代的なマッピング、GPS、ナビ等を使って、それに対しては計画的にその部分で補完するという、今のところでは計画でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 西和7町管内で、分署もありますけれども、住宅地の狭い道路の認識でありますとか、一方通行でありますとか、やはり本部が1本ではなく、個々の一定の規模であれば把握がより正確だということも考えられると思えます。これは1つの不安ということで、指摘をさせていただきたいと思えます。

次ですけれども、上牧町でも、消防出初め式でありますとか、また、消防消火訓練等で本部からも来ていただいて、連携して活動をされているところですのでけれども、仮に消防広域化となった場合、各市町村の消防団との連携も重要なところだと思います。特に、地域の消防団については、団員数が減ってくる中で、これは大変重要な任務だと思いますけれども、連携はこれまでどおりできる体制が望ましいと思いますが、この点についてはいかがですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、火災現場とか訓練などにおいて消防団との連携につきましては、信頼関係を保つことによって成り立っていると思っております。今回、広域化に伴いまして、従来の良好な関係を維持するために、消防団と消防署の調整を行う部門が設置されるというふうに聞いておりますので、その中で調整が図られると思っております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） お聞きをしておきます。それでは、財政支援と同時にというか、先行して進められております消防のデジタル化、この関係についてのご説明をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 消防無線のデジタル化につきましては、平成28年5月が期限となっております。これは広域化に関係なく、広域化しない場合は各市町村で対応しなくてはならないという状況になっております。今回、広域化に伴いまして、国の交付で30、そして県が、単費分、2分の1を負担するという形で、今、協議を進めているわけですが、広域化で一番明確にそのメリットが出ているのが、今、私、説明いたしましたデジタル化の費用の部分かなと思っております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 既にデジタル化に向けたいろいろ行われていますけれども、消防の本部を1本にしなくとも、通信のところの整備、デジタル化だけを進めるというのは不可能なわけですか。セットで行って財政軽減というふうになっておりますけれども、デジタル化は必要であるというのは認識しておりますけれども、消防の1本化によるいろいろな、負担がどうなるかであるとか、人員配置というところはまだまだ不確定でありますので、平成28年度で進めるというところで合わせられることになりましてけれども、この辺は、町としてどのようにお考えでしょうか。デジタル化と分けては考えられないということですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、本町単独でデジタル化に移行する費用なんですけれども、今、

27年度に予定しておりますのは2億7,000万を予定しております。今、おっしゃった件、私もその辺、広域化でどのようなスケールメリットがあるのかなということ、ちょっと調べてみました。構成団体が11団体ございます。その中で各単独でやりますと、全体の費用は95億円予定されております。これは各市町村でやる場合です。それが広域化になりますと、47億円ですべての広域化の中でできるということになっております。その中で、起債分の中の交付税算入が42億円、それと、先ほど、私言いました県の補助金、これは本来であれば、消防事務につきましては、その自治体ですべて賄うということになっているんですけども、県が広域化にバックアップしていただいておりますので、それが26億円の補助を出すということで、今、計画の中で試算として示されている内容です。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 今、おっしゃられましたのは議員にも以前に資料として配付いただいて、この部分だけ見ても大きな費用の削減というのは、この部分では見てとれるところだと思いますけども、全体で、個々の日常の消火活動と照らしますと、やはり不安な点もあると思っています。それで、経費の負担で、現在広域7町では組合分担金、年間約2億6,000万円、当初予算だったと思いますが、それぐらいの年間の分担金として支出するわけですけども、経費の負担はどのようにシミュレーション行われていますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 広域化消防運営計画で示されておりますのは、3項目で示されております。朗読させていただきます。

まず1点目、人件費、署所の経費は、現行消防本部単位での1賄い方式を基本とする。

2番目、人件費以外の消防本部経費は、基準財政需要額による案分とする。

3点目、完全統合後の経費負担については、広域化後の負担額と現行負担額との差を少なくし、すべての消防本部にメリットがあるよう、バランスのとれた案分方式とするため、現行消防本部単位を基本として、職員配置等による案分方式を検討し、提示されております。

以上のように、基本的な部分ではこういう3点に基づいて算出されております。ただ、正直に言いますと、この算出されている金額の根拠はまだ細かく示されていないというのが現状でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 資料によりますと、西和7町で経費負担軽減約370万というふうなデータも、6月にいただいた資料には出されておりますので、少し軽減というふうなシミュレーシ

ョンはされていますが、まだまだ不確かなところがあるというふうに思います。

それで、一番、私は気になりますのは、これは西和消防組合議会というのが定期的に行われており、上牧町からは町長と議長が参加の組合の議会でありますけれども、先日、8月28日、この西和消防組合議会、傍聴させていただきました。それで、議案が終わった後で、広域化についての説明会が行われましたけれども、内容は6月の時点で上牧町の議員に説明いただいた、上牧庁舎内で議員に行われた説明と全く変わっていない状況でした。8月28日の段階でなっておりまして、参加された方からもいろいろ広域化を進めるという立場の方もいらっしゃいましたけれども、その方からについてもメリットばかりが強調されていると。デメリットについてはどのようなものがあるのかなど、また、職員の給与の統一とか不安な点も出されていたところでした。

それで、西和消防組合議会の中では何ら議決の項目はない形になっております。冒頭で言いましたように、この12月に各市町村長が消防広域化協定に調印をするというのが、まず第一であります。それで、私たち議員がかかわりますのは、来年6月にそれぞれの市町村議会で新消防体制の規約を議決をするというところで、突然に議会の議決が迫られるわけです。私たち、住民の代表としまして、この広域化の是非を判断する材料はまだまだ不十分でありますし、近年大規模な地震等も予測されており、広域にわたる災害、また、消防体制、救援体制も今後必要になってくる場所がありますので、果たして、消防本部を広域化で1本にして、最も身近なところで、それぞれ住民の身近なところでの消防活動が本当に行われるかというところが大変危惧するところです。

確かに費用はかかります。先ほど言いましたように、消防にかかる費用のうちの約8割が人件費ということで、経費はかかって、節減は必要でありますけれども、必要なところにはしっかり人員を配置するというのが、住民の命と財産を守るという消防行政では特に重要なことだと思いますので、今後のスケジュールについては、大変議員として不安を持つところですけれども、これについては、どうお考えでしょうか。町長、もしお考えがありましたら、町長が協定に調印をされる、12月に調印をされるというふうな内容になっておりますので、町長としても判断が大きいと思います。7町の首長が一斉に調印しないと、どこか1町が欠けたら進まないという点では、県としては進めていくという立場でされておりますので、その辺の判断は大変苦慮される場所だと思いますけれども、これについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） まず、消防の1本化については、私としては、この案について賛成をいたしております。今、課長、部長からもお答えをしておりますように、長い目で見たときに1本化していくということが、消防のためにも、財源的な意味からおいても、いいのかなというふうに考えております。ただ、住民の生命、財産を守るというのが一番根本でございますので、そのためにどのように考えているのか、どのようになっていくのかというのが一番大事な点だろうと思います。で、我々が説明を聞いておりますのは、今、現状の体制というのか、そういうものとほとんど遜色がないというふうに、私たちは説明として受けている。

ほんで、私、この前議会があったときに、石丸議員も傍聴に来られておられました。そのときに、私も意見として申し上げましたが、今の段階でもっと理想的な形ということではなしに、現実的なシビアな部分をもうちょっとしっかりと説明する必要があるのではないかと、いうふうには意見として申し上げたつもりなんですけど、体制的には大きな遜色はないだろうというふうに私としては考えております。当然、そういう部分でサービスが低下するということになると、私たちとしては、これ反対せざるを得ないわけでございますが、今の状況の中では十分遜色がないだろうというふうに考えております。若干あったとしても、当然1本化されるわけでございますので、例えば、松里園でありますとか、若干離れた部分については、例えば香芝広陵があるわけでございますので、そこから近い場合は、救急車等もその署の方から、また、分署の方から来るということになるわけでございますので、そういう部分については、十分サービスが行き渡るであろうというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 町長のお考えはお聞きをしましたが、それにしましても、スケジュールには大変ちょっと無理があるのではないかと思いますけど、この点はいかがでしょうか。しっかり住民の皆さんにも説明する期間も要るかと思いますけども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃったとおりで、スケジュール的には相当厳しい状況になっております。以前広域化で示されておるスケジュールがございましたけども、相当短縮されております。実際問題、ちょっと心配するのが現状でございます。

それともう1点、戻るんですけども、やはり担当として、基本的な考えは当然町長が今申したとおりなんですけども、担当といたしましては、この広域化によりまして、今は、今の現状、今の消防本部を現存して体制を広域化するという状況でございますが、今後、統廃合

も当然起こりますし、スケールメリットの中で、設備の拡充と申しますか、一番問題になります。いろんなはしご車、特殊車、化学車等も、これも当然、補充また拡大していくわけなんですけども、この辺の費用負担がどうなのかというところまでまだ至っておりません。現状での体制でどうなのかという部分でございますので、将来的にどのような負担が発生するのか、それと、先ほど石丸議員もおっしゃったように、デメリット分がすべて出されていない。この2点がちょっと心配をしておりますので、今、王寺町の方にも会議をしているんですけども、その辺も要望いたしまして、事務局の方から返事をいただくということで、今、進んでいるところでございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 必要な情報がすべて開示をしていただき、議員に対してもしっかりと説明をいただきたいと思っておりますので、この件については、私個人的には広域化に対して少し問題意識を持っているところではございますけれども、将来の負担でありますとかデメリットなどもすべて、しっかり開示していただいて説明できるような形にしていただきますよう要望をしておきます。この件につきましては、これで結構でございます。ありがとうございます。

それでは、次の食の自立支援事業についてお願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 配食サービスにつきまして、平成21年度に利用者の減少により廃止にいたった経緯がございますが、今回、地域支援事業の一環といたしまして、食の自立支援事業を新たに実施することといたしました。目的は、在宅の要介護高齢者、独居高齢者等で、栄養改善が必要な方に対して、配食及び見守りを行い、高齢者の自立支援、要介護状態の予防を行い、安心して住みなれた地域で暮らすことができることを目的とするものでございます。それで、取り組みの進捗状況でございますが、本年6月に配食見守り事業の実施要綱を定めました。内容といたしましては、利用対象者の方は、町内に居住される高齢者の方で単身世帯の方、それから高齢者のみの世帯の方及びこれらに準じる世帯に属された方々として、調理及び買い物が困難であり、あわせて栄養改善が必要である、かつ近所に親族等の方々がおられない、見守り支援が必要な方々を対象といたしております。配食回数は、週2回までの配食といたしております。費用の自己負担は1食当たり300円程度と考えております。これは原材料費及び調理費の負担をしていただくものでございます。また、非課税者につきましては200円と考えております。今の状況といたしましては、業者もほぼ確定をした状況で、細部の打ち合わせを行っている段階でございます。早期に進めたいと考えております。

が、予定といたしまして、11月の広報で周知をさせていただき、その後に申請をいただき、スタートができるといった状況でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 今、ご説明いただきましたけれども、利用対象者ということではかなり絞られていると思いますけれども、家族がいない方、調理及び買い物が困難である方というふうなことでかなり絞られていますが、これは本人からの希望で申請をされるということでしょうか。見守りということで、保健師さんなりが訪問をされて、栄養改善が必要であると認められる方については、配食サービスというふうに運びかと思っていたのですが、この辺と、あと対象の見積もり、何人ぐらいを見積もっての予算化でしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 申請につきましては、本人からの申請と考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 高齢世帯である、また、調理と買い物が困難である方で、ひとり暮らし、高齢世帯であります、家族と同居をされていても、昼間高齢者だけの世帯については考慮されるのでしょうか。また、買い物に行ける方であっても、見守りという観点では、外出ができるから、買い物が行けるから、調理ができるから大丈夫だという観点ではなく、見守り事業の一環であれば、昼間家族のいないところ、また、買い物等行ける方についても考慮が要ると思いますけれども、この辺はどのように判断されますか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 一応、申請用紙には細かく、さっき私が言いましたことを書いていただきます。ただ、この目的といいますのは、栄養改善、それと要介護の予防、見守りでございます。それに要件が合いましたら、こちらの審査としては受けたいと考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 見守り、対象の見積もり、大体何人ぐらい。以前の事業では、平成3年から平成18年まで実施のときは、毎回70食ぐらいというふうな、昨年の3月議会では当時の担当部長から答弁もいただいていたんですけども、対象の見積もり、何人ぐらいを見積もっていらっしゃるでしょうか。

○議長（東 充洋） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（吉川師郎） 平成24年度の当初予算でございますけれども、1食当たり

800円を予定しておりました。それで自己負担を320円と設定して、補助額が480円、その480円に、当初では週3回ということで、1年間じゃなしに26週、といたしますのは、当初は栄養改善だけを目的として予算計上したんですけれども、今、部長も申しましたように、今回は見守りも入れておりますので、期限がないということになっておりますけれども、当初は半年間、26週の人数は60人、それで合計で224万7,000円という予算計上をしております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） そうしましたら、当初の予算より、少し利用があれば、もう少し費用がかかるかもしれないというふうな理解でよろしいですか。

○議長（東 充洋） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（吉川師郎） 当然、当初では半年だったものが、年間を通じて配食するというところでございますので、予算がふえる可能性もあるということでございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 先ほど、民間業者に委託ということをおっしゃられましたけれども、業者委託での問題点等はありませんでしょうか。確実に利用者に手渡し等必要だと思いますけれども。あと、配食を配達した後のいろいろな状況の報告等はどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 業者の選定は、幾つかの業者を選定して交渉を行ったんですけれども、週2回という配食の回数でございましたら、なかなか前向きな業者がいなかったという状況でございました。今回の業者は、まず、実績のある業者、これで選定させていただきました。この業者は、神戸市ほか、数団体の取引もあって、問題はないと考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 配達した後のいろいろな課題等の報告等はどのようにされますか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 配達の後、定期的に包括支援センターの方に、その都度報告をいただきます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） そこが大変大事なところだと思いますので、しっかり取り組みをいただきたいと思います。高齢世帯の見守り事業の1つとして、これがすべてではありませんけれども、他町でもいろんな取り組みが行われておりますので、当町もこういう形での高齢者の見守り事業ということで再開できるのは、大変、私としてもうれしく思っているところで

が、また、問題点等出ましたら、実施する中で検討をしていただきたいと思います。  
また、要望等にも耳を傾けていただきますよう、よろしくお願いをしておきます。

それでは、松里園の久渡古墳の件ですけれども、これは既に一部の報道等では発表されているところもありますけれども、議会として説明をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉川 淳） 今後の調査内容と保存につきましてということで、久渡古墳群発掘調査事業の内容と保存につきまして、本年度、平成24年度より国庫補助金を利用して、平成26年度までの3年間で、複数ある古墳の墳形と埋葬施設の確認をすることを行います。また、最終年度に報告書を作成しまして、国の文化庁に提出をします。町としまして、国の史跡指定を受けることを目標としております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 公園化などにして保存し、まちおこしの一翼を担えたらなあというふうな声もいただいているところですが、その件についてはいかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） その件につきましては、先日の総務建設委員会で町長が申し上げましたとおり、国の史跡指定を受けられた場合が前提ですけれども、町としたしましても、史跡公園として将来は整備していきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 今、3年間でさらに調査を進められ、文化庁に報告をして、国の指定が受けられるかどうかで変わってくるということで、費用も当然発生してまいりますので、また、随時ご報告をいただきたいと思いますので、この件についてはお聞きをしておきたいと思えます。

以上で、3点にわたる一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、5番、石丸議員の一般質問を終わります。暫時休憩といたしまして、午後1時に再開いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。



◇辻 誠 一

○議長（東 充洋） 1番、辻議員の発言を許します。

辻議員。

（1番 辻 誠一 登壇）

○1番（辻 誠一） 1番、辻誠一でございます。ただいま議長の許可が出ましたので、一般質問通告書に従ってお聞きします。

その前に、一般質問通告書に2カ所誤字がございまして、おわびして訂正させていただきます。

1つは、質問事項の項目に、「孤立、空き家や問題について」とございますが、この平仮名の「や」を削除してください。

それからもう1つ、すみません、質問の要旨、一番下のところでございますが、「である考えるが」でございますが、「であると」、平仮名の「と」を挿入してください。大変失礼いたしました。

さて、私の質問は、大きく分けて3つございます。1つは子どもの保護について。最近ご承知のとおり、大津市で発生したいじめに伴う中学生の自殺問題は、大変残念な事件であり、同市の教育委員会の対応ぶりには大変失望し、また、怒りさえ覚えます。その後、各地に波及しまして、最近では高校生にも及んでいます。いじめ問題はどこでも大なり小なり発生しているでしょう。上牧町はこの問題をどのように把握して、対応策をとっているのか。そして、いじめのみならず、非行防止、薬物乱用防止、虐待防止等から子どもたちを守るため、行政、学校、地域がどのように取り組むべきかお聞きします。

2つ目、孤立、空き家問題につきまして、上牧町のニュータウンも35年、40年近くたてば、高齢化してまいり、また、各自治会でも、後継者不足から、お年寄りの独居、孤立死、空き家問題などが上牧町の民生問題として以前より話題になっております。その後の対応についてお聞きしたいと思います。高齢社会、そして超高齢社会が進行していく中で、もう住めなくなった家を離れ施設に入られる方、あるいは身内に引き取ってもらう方、あるいは独居でお亡くなりになられる方が出てまいります。すなわち、超高齢者社会における次の問題は、空き家問題でございます。ご承知のとおり、空き家がふえれば枯れ草などから火災のおそれ、

また、犯罪のたむろ場所にもなりかねません。放置しておきますと、行政にとって、また、町民にとっても厄介な問題が発生いたします。すなわち、所有者が町外在住である場合など、十分管理ができない、さらに登記上の所有者が死亡し相続人が複数存在するため特定できない、そして町が撤去、すなわち行政代執行するにも非常に費用がかかると同時に、その費用の回収も困難となり、不納欠損となる。

翻って、全国で空き家率は、総務省の統計によりますと、平成20年10月1日で総住宅数5,760万戸のうち、空き家が760万戸となり、全国平均で平成15年度の12.2%から平成20年には13.1%に上昇し、過去最高になっていると報告されています。また、奈良県におきましても、平成20年度で空き家数が8万6,000戸、空き家率14.5%、全国平均を上回っております。これは、昭和58年と比較しますと、約2.4倍で、実に7件に1件が空き家の状態と報告されております。町長のタウンミーティングでも話題となった空き家対策について、条例を作成する意向があるのかも伺いいたします。

3つ目、防災についてです。去る8月29日の内閣府の南海トラフで発生する巨大地震の被害想定が発表されました。これまでは、東海、東南海、南海地震ということでしたが、新たに南海トラフ巨大地震という概念が報道されました。関係する各自治体では大変深刻な問題であり、真剣に対策を取り組んでおられます。町の防災に対する認識と見解についてお聞きします。

再質問は質問者席で行い、理事者側の端的なご答弁を期待いたします。よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） まず、子どもの保護につきまして、4つの項目から順次お願いしたいと思います。いじめや自殺問題について、上牧町の実態把握はどのようなかお尋ねします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 大津市で発生いたしましたいじめに伴う中学生の自殺問題を受けまして、上牧町では、いじめの現状を把握するために、奈良県教育委員会が作成いたしましたいじめに関するアンケート調査を各中学校、生徒に、9月に入って、2学期に入りまして実施したところでございます。まだ速報値ですけれども、その結果が出ておりますので、申し上げたいと思います。

まず、上牧中学校でございますけれども、平成24年4月以降にいじめられたことがあると回答した生徒が33名おられました。今はいじめられていない、この1番の回答で解消してい

る件数ですけれども、25件ありました。8件の方がまだ解決していないという結果が出ております。

それから、上牧第二中学校でございますけれども、同じく平成24年4月以降にいじめられたことがあると答えた生徒が23名、今はいじめられていないと答えた方が17名、6件の方がまだ未解決であるというふうに回答しております。

現在、アンケート用紙回収したばかりで、実態の調査はこれからになると思います。それから、上牧町の教育委員会におきまして、本町独自で小学生にもアンケート調査を実施することが決定されまして、小学校3年生以上の児童、生徒にも現在アンケート調査を実施しているところでございます。この結果についてはまだ上がってきておりません。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） ご報告どうもありがとうございます。速報値ということで。この数字をお伺いしまして、非常に端的で余り隠さずにちゃんと報告がされているなという直観はいたしました。この後の動き、小学生を対象にまたおやりということで、その後の予定、これは公表とか、どういうぐあいになされるんか、今後どうされるんか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今週中にアンケートが実施されて、来週にでも結果が出てくるかと考えております。その結果については、当然教育委員会に報告をさせていただいて、今後のいじめられている生徒の救済、実態を追及していくということでございます。

以上です。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 公表というんじゃなくて、内部で指導していくと、こういうことございますか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 中学生以上につきましては、奈良県が取りまとめまして県が一斉に公表するというふうに聞いております。小学生につきましては、今現在どのように公表するかについては決定しておりません。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。大丈夫です。結構でございます。

その次、2番目で、非行防止、薬物乱用防止、虐待防止について、町はどのような指導をなされているか、また、携帯やインターネットからの保護、これはどのように指導なされているかお聞きします。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 非行防止については、毎年夏休み等にPTA役員による町内巡視見守り活動、また、学校教諭による町内や近隣市町への夏祭り等への巡視見守り活動などを行い、非行防止活動を行っているところです。

薬物乱用防止については、毎年夏休み前に、西和警察署員を中学校へ招き、シンナーなどの薬物について、また、今年度は脱法ハーブの危険性を全生徒に話してもらったところがございます。

虐待防止については、虐待を受けている子どもは言葉で直接訴えることがなくても、何らかのSOSのサインを出していることが多くあります。ふだんから子どもと接する機会の多い教職員がいかにかこのサインを見逃さないかが、子どもを虐待から救う第一歩と考えています。学校において児童の虐待を発見した場合は、児童の安全確保を最優先し、町教育委員会や役場の福祉課、また、児童相談所などに通告するようになっております。

携帯やインターネットからの保護については、奈良県警察少年サポートセンターから各学校に職員を派遣していただき、生徒たちにインターネット利用におけるトラブルなどの話をしてもらい注意を促したところです。また、保護者の方については、子どもをネットの危機から守るといふか、そういうパンフレットを配布したところがございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 今、対策をいろいろお聞きしましてわかりました。1点だけ、ちょっと私、お聞きしたんですけど、インターネットのスクーリング、これはつながんないよとかいうのがあるそうですが、あれはイタチごっこで、やったらまた新手を考えてくる、いろいろございます。そしてもう一つ大事なことは、親御さんに行って、保護者と一緒に行って、携帯電話会社へ行くんですけど、そのスクーリングのときに、子どもがだだをこねるとか聞いておりますね。親は認めてしまうというようなこともお聞きしていますし、後で申し上げますが、その辺も、保護者の方の、本当にそういうのがあかんというようなことを、後でちょっとまたお話ししたいと思います。この件に関しましてよくやっていただいていると思っておりますので、この件はありがとうございました。

その次に3番目、上牧町における学童指導員、補導員、保護司は何人いらっしゃるかと

うことをお願いします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 上牧町の学童指導員という名前ではないんですけども、奈良県知事から任命されました青少年指導員というのが2名おられます。それから、補導員につきましては、奈良県警察本部長から委嘱されている西和警察署の少年指導員協会上牧町支部で、上牧町在住の方は今5名おられるというふうに聞いております。活動は、西和警察署管内で青少年の非行防止活動を行っていただいているということでございます。保護司の方は上牧町に6名おられると。

○1番（辻 誠一） すみません、何人。

○教育部長（竹島正智） 保護司は6名でございます。

○1番（辻 誠一） 6名。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） ありがとうございます。補導員は大体各町内5、6名で、王寺町が場所柄11名とかお聞きしております。皆あそこで集まるらしいですね、非行の人が。ですから、あそこは多いということになってます。その中で、補導員の方ですが、もう少しふやしてほしいとか、もう少し補導員に対して関心を持っていただきたいというようなことをお聞きしているんですが、その辺、管轄はどこになるのかな、補導員は。警察だから、警察ですね。総務課でもないし教育総務課でもない。どこになるんですかね。その辺、接点といいますか。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 今、議員の方からのご指摘の部分でございますけども、それにつきましては、当総務課の方で負担金等、西和警察署の方に先に出しております。その中でいろいろな活動を、西和警察署の生活安全課の方で事務局を持っていただいているというところでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 要するに、この補導員関係は、今、総務課の方ということで。それから、学童指導員ですか、補導員ですか、西和警察へ行きますと、分担金をいただいてそこから賄っているということで、これは教育の方の予算で計上されているんですかね。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 社会教育課の方で、西和地区の青少年補導機関連合会というところに負担金を支出しております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 要するに、あちこち分散してなってるんだけど、もう少しわかりやすくといいますか、していただいた方がいいんじゃないかなと。予算管理にしましても。希望ですが。町民さんから聞かれますと返事も困りますし、これは、これに関してはここでやっているんだということをはっきり言えるように。いや、これはこっちでんねん、あれはまたこっちですんねんと言われたら何やわからへんし、そういうことも補導員さんらがおっしゃっておられるかもしれません。以上、お聞きしておきます。もっと関心を持っていただきたいという町民の声がありますので、これで結構でございます。

次、これから子どもを守るために、行政、学校、地域はどのように取り組むべきか、町のご見解をお願いします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） このいじめ問題につきましては、日ごろから、家庭、学校、行政が地域の方々と連携して子どもを守り、子どもと触れ合い、子どもに声をかけ、どんな小さなサインも見逃さないように、コミュニケーションを図る必要があると考えています。いじめ等に関しまして、学校並びに教育委員会に寄せられる情報に対しまして誠意をもって対応し、今後も学校と家庭、地域の方々との連携を積極的に図っていきたいと思っております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 部長、おっしゃるように、地域で全体でやっていかないかんというんだけど、私は、教育現場の指導も大事であります、それ以前に家庭、親の、保護者の方のしつけ、教育がもっと大事じゃないかなと思います。なぜなら、こういう問題は必ずご家庭に原因があつて、いじめにつきましても、いろんな非行の問題、あるいは登校拒否、子どもは好むと好まざるにかかわらずご家庭の影響を持ってまいります。知っているところで、端的に申しますと、モンスターペアレンツがおられて、非常に声を大きく。上牧町ではございません。大阪市内でございます。それから、虐待に関しましても、私も現場を2つ、町外で見ましたが、前にも申し上げましたが、母親が必死の顔をしてね、やっとなですんね、暴力ふるってね。あるケースはそこにお父さんらしき人がいるんですよ。これ、本当にどう対応していいのか。まず、ご家庭にあるから、ご家庭へのPRというか、情報提供をしていただけたらと思います。例えば、PTAのとき、こんな何か資料を配って、今、こんなことが問題になっていると。それからもう1点ですが、これだめ、あれだめというのではなくて、なぜだめなのかという説明、こうしたらこういうぐあいになりますよというようなご説明を、ぜ

ひとも保護者の親御さんなんかは、何かの機会に出していただけるなと思うんですけど。子どもはだめだめと言われたって、ええとか言って、本当に、小学生なんかね、正直ですし、じゃなくて、本当にあかんということを思わせないかんと思うんですがね。この辺、学校側も、教育の方も非常に皆さんご熱心に取り組んでいただいてご多忙である。その中で、保護者の方の、PRするという事についてお聞きしますが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 確かに議員がおっしゃるとおり、いじめを起こす生徒等に関しまして、家庭訪問いたしますと、家庭に問題がある児童、生徒が多いというふうに聞いております。当然、家庭での指導を十分やっていただく、家庭と学校、それからもう一つ、地域で、ちょっと悪いことをしている児童、生徒を見つけたら、その場で地域の方が注意していただく、そういう環境づくりが今後大切になっていくのではないかとこのように考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 全くそういうことで、よろしくお願ひしたいと思うんですが、例えば、たまには奈良少年刑務所の話とか。今、平成23年度の新受刑者の傾向が、これ、中学生、関係ないかもしれませんが、罪名別で、窃盗が34%、覚せい剤が27%、男子女子、性別では、男子が窃盗33%、覚せい剤23%、女子は逆転しておりますして、覚せい剤が39%、4割近く、覚せい剤37%ということで、いずれにしても似たようなものですね。こういうことをやるから、お金が欲しいとか、何か非行に走るんですよね。こういう現実を皆さん教えてあげて、こうしたらこうなるんですよということを含めておやりになられたらいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 上牧町内では、窃盗であるとか覚せい剤とか大きな犯罪の報告はないんですけど。窃盗といたしましても、いたずら程度でコンビニからという報告はあったんですけども、お金を目的で窃盗したり、覚せい剤というような事例は発生しておりません。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。そういうことで安心なんですけど、どうなるかわかりませんので、今のところそういうことはないよと。いたずらとか悪ふざけでやっているというのが現状かと思えます。

最後にもう1点、地域の活用ということでお話しさせていただきたいんですが、最近、上牧町の補導員の方が、王寺中学校へ行って、薬物乱用防止のお話をなされたとか伺っております。

ます。上牧町の人ですよ、それが王寺へ行ってやっとなだ。これはぜひ地域の方の登用をやっていただいて、そういうことで地域を巻き込んで、警察も言っておられます。上牧町さんにはいろんな優秀な退職された方とかOBさんいらっしゃいますよと。もっともっと活用していただきたいと、こういうような声も聞こえております、西和警察から。その辺ご答弁ください。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 先ほど課長が答弁ありましたように、上牧町におきましても、警察の方から、上牧町の場合は、シンナーとか脱法ハーブについての講義を警察の方から来ていただいております。私どもは、警察官が来ていただいていると認識をしておったんですけど、今、辻議員のお話を聞きますと、警察から委嘱を受けた補導員の方が来ておられるのかもわかりませんが、警察の方から指導に来ていただいているというところでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） ぜひお願いします。

最後に、せっかく子どもたちに話したことを、親御さんに持って帰ってもらいたいんだな。何かこう、結局資料か何かあるでしょう。子どもさんに配布するのもあるかもしれませんね。そういうものをPTAの方に、きょうこんなこと聞いたんだよとか、ぜひご家庭に持っていただくことも希望いたします。いかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） わかりました。パンフレット等につきましては、インターネットとか携帯電話から有害サイトにつながらないようにということで、PTA等に対しまして、パンフレットの配布はしておりますけれども、当然、薬物であるとか非行防止につきましても、親御さんにPRしていきたいと考えます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） よろしくお願ひしたいと思ひます。教育とか行政も、とても対応し切れない部分もありまして、地域も頑張らないかん。子どもは子どもの目線でもって見てやるこゝろが大切と思ひますので、私どもも頑張りたいと思ひますが、今まで以上にまたよろしくお願ひしたいと思ひます。これで終わります。ありがとうございまして。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 孤立、空き家問題につきまして、4項目挙げさせていただきました。

1つは独居老人高齢者夫妻、例えば80歳以上、先日は米寿のご夫妻が1組あらわれて非常

に喜ばしいことでございます。高齢障害者など、日ごろの様子をチェックについてはどのようになされているかお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 町の取り組みといたしましては、独居高齢者や療養所において、保健指導が必要な方に対しまして、生き生き対策課の保健師により、訪問を通じてかわりを持つようにいたしております。また、それ以外にも町の水道部にお願いをして、水道検針時におきまして、メーターが数カ月動いていない、また、人の気配がないにもかかわらず、メーターが動きっぱなし等の通常と変わった状況があった場合の対応、連絡の協力は依頼をいたしております。それと、民生委員さんの活動の中で、65歳以上の独居高齢者、75歳以上の夫婦2人世帯及び障害者等の実態把握はされておりますので、担当地区ごとに名簿、訪問先のマップを作成され、要訪問、それと見守り家庭に分けられ、要訪問は訪問や電話での安否確認をされ、安否確認の必要のあるお宅には、物干しの状況や夜間の点灯状況等で安否確認をしていただいております。それと、急病等の緊急時対策としましては、町では緊急通報装置の貸し出しも行っております。また、本年度より配食サービス事業を実施いたしますので、今後はその利用により安否確認の幅が広がるのではないかと考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） どうもありがとうございます。いろいろご説明いただきました。その中でも、シルバークラブの友愛活動とかいうのもあって、安否確認をやっておられるかと思えます。

問題は前から申し上げているんですが、ここにひっかからない人が出てくるんですね。年齢ですとか、例えば60歳以下で孤独死なされたとかありますんで、行政として広い網でもってチェックしていただきたい。

それから、民間の活用といいますか、例えば新聞配達とか牛乳屋さんですか、そういう新聞配達屋さんなんか、よく情報が早いらしいんですが、いっぱい溜まったり、きょうおかしいとか、その辺の民間に対してはいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） おっしゃったように、新聞や郵便物のたまりぐあいによって、新聞配達員による早期発見というニュースも耳にいたしております。今の取り組みに加えまして、先ほど言いました町の緊急サービス等の拡大、また、民間の協力も探しながら、孤独死、孤立死が少しでも防げる体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。よろしくお願いいたします。

次、行かせていただきます。空き家に関しまして、上牧町の空き家はどのぐらいか把握なされておられるか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず、空き家の町内全域の件数の把握でございますけれども、担当課といたしましては、まだ、把握はできていない状況でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 把握されないというんだけど、県なんかから、県は発表してますね。上牧町には聞いてこないんですか、県から。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） 担当課といたしましては、そのような調べは受けておりません。今、部長、調査は行っていないというふうに答弁いたしましたけども、担当課といたしましては、特に力を入れているというところは、空き地の草刈りでございます。その中で、23年度でいいますと、12件の空き家があるということは担当課として把握しており、その敷地の中に生えております雑草等の除草作業というのは行っていただいております。ただ、上牧町全体として空き家は何件あるかというような調査は行ってはおりません。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 県でも国でも話題になっておるんですが、町の取り組みとしまして、今後こういう問題についてどうされていくんかご答弁ください。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） この問題につきましては、以前、他の議員の方からも空き家の管理についてどうだという質問を受けまして、そのときには他の県外、あるいは市によって条例の制定もされているということも紹介を受けました。それを受けて、上牧町といたしましても、今後研究していきたいというように回答しております。

空き家といいますと、一口に空き家といたしましても、これは個人の大事な財産でございますので、どの程度が空き家として付近住民の方に迷惑をかけているかという、不完全な管理というその辺のところをどの辺に持っていくかでございます。危険を感じるとか、そういった周囲の方の苦情等について、町は調査をして所有者を調べ、こちらからそれなりの処理をお願いするといった形で、今後進めていかなきゃならないと、今もそういう形で進めておる

わけでございますけれども、今後、どんどん高齢化が進むことにより、空き家のそういった管理について問題が大きくなっていくであろうと、これは予測するわけでございます。

条例化はどうするんだということでございますけれども、今の状態の中で、政策的な問題になりますので、奈良県内におきましては生駒市がちょっと前に制定されたところでございますが、1市だけじゃないかなという思いはしておりますけれども、そういう意味で、町といたしましては、この空き家だけじゃなく、防災上あるいはそういった危機管理についても、ある程度1本の考え方で進めていかなければならないのではないかなという思いはしております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） ちょっと広範囲的でわかりづらかったんだけど、要するに空き家の調査はされるんですか、今後。いろんなことを包括的にやっていくと。だけどやっぱり実態の調査、これはまず1つ必要だと思うんです。それから今、今後の問題じゃないんです、これは。後先の問題なんです。空き家になっちゃったらどうするかということで、所有者も他界されたり、いなくなっちゃったら、あと、町はどう管理するとか、周りね、調べにいかないかん。また問題が把握できない、取り壊ししてもいいんだかどうか法的にわかりませんが、してもその費用は返ってこないとかね。今はいいですよ。もっと先のことね。超高齢者社会になった場合、先のことをお伺いしているんです。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 大変先の長いことを危惧していただいているわけでございますけれども、今現在、そういった形で条例等の制定も考えていかなければならないという段階でございますので、私、先ほども述べましたように、個人の財産ということについて、その場合場合によって調べていくと。いろいろと例を挙げていただいておりますけれども、行政代執行も出てくる場面もあろうし、また、相続人さんについて確定できない部分もあろうであると。いろいろな場面場面があると思いますけれども、今これがこうだという、そういう部分について、今、私の方ではこれはこうですという回答には至っていないということでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 非常にわかりづらい答弁で、お立場上、わからないかもしれない。町長にお聞きしたらいいかもしれません。確かに、町長のタウンミーティングでもご質問がございましたね。どうするんだ。例えば所沢市の話がああとき出たと思うんですけど、非常に、

条例、簡単なもの、この2枚しかないんですよ。あとはわかりやすく町民に説明してあるんですよ。ここに至るまでは非常に、いろんな中身がご検討されたと思うんですが、こういことで町長、いかがなもんですか、空き家問題について勉強するということは。

○議長（東 充洋） 町長。

○町長（今中富夫） 今、部長の方からお答えはさせていただいておるんですが、なかなか空き家について現状把握、ものの考え方、家族の方なり相続人がどう考えられるんかで大きく変わってくるのではないかなというように思います。そやから今、辻議員が心配しておられるように、先の話やよと、そやけど、どの程度先なのか、完全にだれも相続人がおらない、どうしようもないんだと、そういう例えば空き家があったとしたら、これは付近の住民に迷惑かかるということであれば、行政が強制的に処理をするということは可能かなと思います。ただ、空き家だから危険だ、すぐに行政が手をつけて処理をせよということにはすぐさまならないのではないかなというふうに思います。

それと、条例が法律としてあるんだと、町の法律をつくったらいいいじゃないかというご意見でございますが、今ちょっと、私もそれ、しっかりと勉強をしておりますので、中途半端にお答えするということにはなかなかいかないと思いますんで、また、その辺はしっかりと勉強して、次の機会にでもお答えをさせていただきますが、なかなかそういう部分難しいのではないかと。ただ、空き家をどのように把握するかということについてはさほど難しいことでもございませんので、それぞれ自治会の方で協力いただければ、すぐに調査が終わるわけでございますが、町が勝手にそれを、例えばマルだとかバツだとか、こういうことにはすぐにはならないわけでございますので、その辺をどのようにしていくかというのが、大きな問題になるのではないかと思います。

それともう1つ、例えばその空き家を新しい、例えば上牧町に住みたいとか、そういう住民さんに仲介をして提供していくと、こういう考え方も1つはあろうかと思います。ただ、先ほどから辻議員もおっしゃっておられますように、少子超高齢化でございますので、なかなかそういう空き家も借り手があるかどうか、こういうこともこれから研究する必要があるのかなとは思っています。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 町長、ありがとうございます。空き家対策に関しましてご答弁ありがとうございました。その次にご質問しようとしたのが、今の町長のご答弁で、新たにこれから検討をしていただくと。あるいは担当の方を研修、最近研修が非常に話題になっておりま

すが、研修に出していただくとかですね、ことをおっしゃられたと思います。空き家対策で、今、町長のお考えを示されましたが、この間東京へ行かせていただきました、研修にね。法政大学です。あそこへ行きましたら、夏休みにそういう田舎でもって生活をしようとかいうチラシ何かあったりして、そこで農業体験をやろうとか、若い人のそういう田舎とか故郷に対する意向もあるようで、いろんな面で上牧町の空き家の対策を考えられることをお願いして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 3番の防災につきまして、3つございますが、1つ、今回の南海トラフ発生地震について、町のご見解はどのようなかお聞きいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、今回の南海トラフ地震について、町の見解についてお答えいたします。南海トラフ大地震が発生いたしましたときの、町の防災計画との関連に視点をおいてお答えをさせていただきます。町の防災計画につきましては、大別して2点に分けております。1点目が、内陸型地震、それと海溝型地震ということで想定をしております。ちなみに内陸型地震につきましては6強、海溝型につきましては5強という想定で防災計画を設定しております。今回の南海トラフ巨大地震につきましては、本町地域についての想定震度は6弱ということでございます。それによりまして、本町において、防災計画の中で一番最大として想定しております内陸型地震が6強ということですので、基本的な防災計画の調整、変更等は必要でないのかなというふうに考えております。ただ、ご存じのように、3・11の災害におきましても、想定内の災害はある程度見越しての対策は行いますが、想定外、この中で起こる災害は甚大ということですので、必要な場合、適時、町の防災計画の変更等も検討いたします。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 今、部長、おっしゃられましたように、南海トラフの場合、内陸型と違って非常に影響する震度も低い。たしかですね。それから、被害者、死者が1,700人、奈良県全体でと言われておりますが、内陸型が動けば、四、五千という数字が出ておりますから、内陸型の地震の方がよっぽど怖い。ですから、奈良県としましても、さほど驚きの数字ではないという見方があるんです。一方で、津波が来るところは16メートルとか、大変な数字でございますが、幸い奈良県では大丈夫であろうということだと思います。

ところが、問題は、海洋型が発生しますと内陸型が発生するという教訓、東北の大震災、

これは兵庫県立大学の木村玲欧先生の資料なのですが、京大防災研の林春男さんも一派なんです。3月11日に発生しました海洋型地震の後、4、5日にして内陸型が発生しとるんですね。長野県とか山梨、あるいは日本海側でもね。結局誘発されるわけですよ。そうしますと、やはり大きな地震が来るおそれ、それから一番悪いこと、これは奈良県には全国から救援がなかなか来ない、もっと被害が甚大である沿岸側に行って、奈良県はしばらく来ないんじゃないか、私は今まで、3日間ぐらいは皆さん辛抱して、自分で助かってくださいねと申しておりましたが、先生方、やっぱり1週間ぐらいは奈良県は自分たちで守っていかないと、こういう概念なんです、南海トラフのことはね。その辺をご指摘したいと思うんですが、要するに、誘発されて内陸型が起こる可能性が最悪あると。しかも救援がなかなか来ないであろう。この辺の認識をお答え願いたいんですが。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃった内容はそのとおりだと思っております。先ほど私がお答えした中で、やはり、今の想定の中ですべてなるのかということは考えられないこととございますので、想定外でどのようなことが起こるのかということが考えていかなければならないと思いますので、適時、その中での調整とお答えした部分がそれとございます。阪神淡路大震災、そして3・11の東日本大震災等々でいろいろな事象が起こっております。また、それに対する報告、それに対してまた研究等々が進んでおりますので、国の防災会議の中で、今おっしゃった内陸型との連動はどうなるのかという形でのいろんな指導があると思いますので、そのときには町の防災計画も当然見直しを検討していきます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 部長、よろしくお願ひしたいと思います、それ以前に、私どもは、住民が、町民が自分で守らないかと、ことも、なかなか行政は言いづらいかもかもしれませんが、本当に自分でまず助かってくださいねということ、私どもよく言っているんですが、そして余力があればお隣を助けてくださいと。この数字も3日でなくて、私は7日に修正して、今後いこうと思うんですが、行政ではなかなかできない部分が多ございます。もっと後追いとか、もっと先のことをやらないかんし、とにかく町民さんに対しまして行政が何とかしてやれるんでなくて、とにかく自分で助かってください、そして3日から1週間はご自分でお守りくださいということも言ってあげてもよろしいかと思ひます。これは意見だけでおきます。

そしてその次、2番目に入ります。避難所におきましては、基本的には早く安全に行ける

ことが必須であります、地域によっては町の指定避難所より他町、例えば、河合町や王寺町などの方が近いと。立派なハザードマップもできましたが、上牧町内だけでございますね。地震ですので、すぐに逃げていかないかんということは少ないかもしれない。例えば、洪水とか土砂災害だったらすぐに逃げていかないかんけど、地震であれば比較的時間が猶予できるかもしれない。しかし、場所によっては、河合町の第二中学校へ行った方が近いとかいうのもございますね。私どもで言いましたら、郵政の研修所とか、桜ヶ丘2丁目ですとか、いろいろ近いところがあるんですよ。住民さん、そういうところはどうなるんですかというご質問がございます。したがって、マップはいいんだけど、できたんだけど、あちこち、河合町さんも王寺町さんもつくっておられると思いますが、あと、その辺の周辺の連携とか、その辺のお話はされていますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、行政を越えての避難所の利用というのは、災害時において安全確保するには重要なことだと思っております。今現在、広陵町と協議を行いまして、相互間の協定を結んでおります。それと隣接する王寺町、河合町とも今、協議を進めておりますので、できるだけ協議を進めて利用できるようにしたいと思っております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。安心いたしました。それで進めてください。

そうしましたら、3番の最後に移らせていただきます。有事を想定した町職員さんの訓練、以前は、ここに集まるのに幹部の方が何時間かかったという調査をおやりだったと聞いております。やっておくということとやっておかんでえらい違いだということが教訓でございますし、立派なハザードマップとか防災の計画書もできましたけど、実際の訓練、それと避難所開設訓練、例えば、中学校、小学校へ行って1回やってみると、どんな経験になるんだ。例えば、ことしの9月1日でしたか、奈良県が天理市でやっていますね、学校で。しばらく前は京都市の加茂、城陽、加茂だったかな、実際泊まってみてどうであったかということもやっておられます。前お見せしましたように、王寺町の北小学校、あそこではいろいろ緊急の備品も備えておられるようです。この辺の実務、訓練のご計画があればお聞かせください。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 以前から訓練のご意見をいただいているところでございます。防災計画、完了して、それに伴って、それに沿ってといたしますか、実施しますということでお答えしておりました。防災計画、この24年の4月に完成いたしまして、早いうちにということ

で、いまだ現在に至っております。できるだけ、有事についての、まず職員の招集については一番大事なことです。早急に検討して実施いたします。

それと、今おっしゃった避難所の開設等も当然大きな問題でもございますし、担当する部課でどのような問題が発生するのかの周知もこれから行いながら、総合的な総合訓練等も含めて検討いたします。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。よろしく。あと、できるだけ早くお願いしたいということでもよろしく申し上げます。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 1番、辻議員の一般質問を終わります。

2時まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時00分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。



#### ◇服 部 公 英

○議長（東 充洋） 次に、11番、服部議員の発言を許します。

服部議員。

（11番 服部公英 登壇）

○11番（服部公英） 11番、服部公英です。議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

まず初めに、3月定例会、私の一般質問に答弁いただきました中の質問について、町長から答弁された土地開発公社の破綻経緯の検証として、公社の役員は町の幹部職員のみで、前町長指導のもと、実質何も審議していなかったとの外部監査の結果報告がありました。今後法的責任及び道義的責任についてどのように考えているのかという質問に答えていただき、

今後二度とこのような問題が起きないようにしなければいけない。ある程度公社解散に向けた取り組みにめどがついた時点で総括したいという答弁をいただきました。この、ある程度公社解散に向けては、めどが立ったと思いますが、どの時点で総括されるのかお聞かせください。45億もの借金をすることになり、今後25年間にわたり返していくことは間違いないので、やはり、借りる前に町民の皆さんに説明して納得してもらうことが必要であると思いますが、町長はどのように考えておられるのか、この点についてお伺いいたします。

続きまして、通告書に従い質問をしていきます。財政問題について。三セク債の借入れを考えている市町村の中でも、上牧町は標準財政規模に対する借入金の割合は100.3%、県内自治体ではダントツ1番の状況の中で、これまでのように自主財源の売却や交付税を頼りにこれからはできません。住民の皆さんと職員の方々には的確な情報を示して、財政再建に改めて協力をお願いするべきです。三セク債を借入れた後の中長期計画について説明してください。

都市計画街路の経過及び現在の進行状況について説明してください。

第17回資料2と資料4と第18回資料からが、公社から取得した土地の管理について説明してください。

土地開発公社決算書について質問いたします。大型店舗と同じく計画している住宅開発に関連する公社用地について、並びに業者との契約内容及び今後の予定を説明してください。

大きな質問の2番目、生活環境、文化施設について。水道料金の改正を考えるべきです。県から買っている料金が下がったら、それに伴って下げることができるはずですが。町としての見解を伺います。

ペガサスホールの再開はいつごろになりますか。

町民プールの利用状況と安全対策について説明してください。

以上、再質問につきましては、質問者席より質問をさせていただきます。

(「議長、最初、通告ないよ」と言う者あり)

○議長(東 充洋) えっと、服部議員。

ちょっとお待ちくださいね。冒頭に服部議員の方からの発言がございました。その中で、町長に公社への状況について説明を求めるといふ、責任をどこで求めるのかというようなお話があったと思うんですけども、それはこの通告書には記載されていない。今、後段で述べられた財政問題からについて、服部議員は通告をされているわけなんですけど、前段のところは通告はされていないと思うんですけども、内容は。

服部議員。

○11番（服部公英） 資料を出すような通告の話ではなく、議会というものは連続性を持って、ずっと質問していかないと聞きっぱなしで終わってはいけないと思うんですね。それで、今私が最初に質問した、大きな質問に入る前の質問は、町長に対する質問であって、資料を用意しなければならないような質問でもないし、通告をしなければいけませんというように制限されるようなことではないと思うんですけれども。

○議長（東 充洋） 自分の発言に責任を持つということはそのとおりだというふうに思うんですけれども、断続して質問をしていくというのであるならば、一般質問の要綱というんでしょうか、そこにはそのようには書いておりません。質問項目はきちっと詳しく書くべきであるというふうに書かれているというふうに私は理解しております。ですから、断続的に聞くということにおかれましても、当然聞くのであるならば、一般質問の通告に加えるべきだというのが私の見解ですが、間違いでしょうか。

（「間違いない」と言う者あり）

○11番（服部公英） それでは、改めて再質問として質問させていただきます。

○議長（東 充洋） 再質問と申しますのは。

○11番（服部公英） これは三セクの借り入れる中での財政状況の中での質問の一部にも入っていると思いますので。

○議長（東 充洋） ですから、財政問題から入っていただきまして、その中で三セクの部分をご質問されるときに、関連として三セクの話があるのであるならば、お聞きいただくというふうにされてはいかがでしょうか。

○11番（服部公英） わかりました。そしたらもう一度その時点で質問させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（東 充洋） それでお願いいたします。それでは答弁願います。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、1点目の三セクを借り入れた場合の中長期計画についてお答えいたします。三セクの借り入れ額は以前からご説明させていただいておりますように、43億円、償還期間が25年、利率の設定は3%ということで計画しております。この三セク債借りに伴いまして、中長期計画における影響につきましては、当然、歳出の中で増加が出ますので、その影響が将来的にどうかということですが、以前より財政の健全化計画を立てまして、その中でいろいろ歳入、歳出の改善をしております。これも、これから継

続しながら、やはり一番大事なのは、身の丈にあった予算措置を行って、その中で財政運営をします。これは継続で一番大事なこととっておりますので、その中で計算した結果、三セクを借り入れても、今の状況では、中長期の中では大丈夫ということでございます。

それともう1点、一番問題になりました上牧町が早期健全化団体に陥ったのは、公債費比率、これが基準値の25%を上回って、平成20年度に26.4という数字になって陥ったということでございますので、この公債費比率がどうなのかという部分がございます。この長期計画の中で、公債費比率が一番上昇いたしますのは、平成30年前後が一番上昇するのかなと、今、試算しております。しかし、その平成30年前後に至りましても、20%を超える状況にはならないということで、結論的には、三セクを借り入れての中長期の財政計画につきましては、何ら問題ないということでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。私は三セク債を借りることに反対しているわけではないんです。三セク債を借りないややっていけないことは確かやと思うんです。三セク債を借りる状況に陥ったことには、やはり一応、一旦けりをつけてから、しっかりと皆さんに理解してもらってから、借金をもう一回するべきやというふうに考えているんですけども。

それでは、先ほどの質問者席でもう一回するといった質問を、もう一回改めて読ませてもらいましょうか。答えてもらえますか。もう一回。

○議長（東 充洋） 答える。ええのかい。そやけどな。ちょっと待って。町長、答えると言うけどな、これ一定のルールやねん。そやからルールをな、そのルールを1回ここで無視して、服部議員の部分だけを認めますというたら、これから全部の議員の話を認めていかなければならないということになりますんで。

○11番（服部公英） わかりました。それでは三セク債のところに関連しまして、ちょっと町長に質問させていただきます。3月の定例会、私、質問させていただきました土地開発公社の破綻の検証として、公社の役員は町の幹部職員のみで、前町長の指導のもと、実質何も審議していなかったとの外部監査の結果報告がありました。今後法的責任及び道義的責任についてどのように考えているのかという質問に答えていただき、町長は、今後は二度とこのような問題が起きないようにしなければいけない。ある程度公社解散に向けた取り組みにめどがついた時点で総括したいと考えていますという、このように答弁をいただきました。この、ある程度公社解散に向けては、私は今、めどが立ったと思いますが、どの時点で総括されるのか聞かせてください。45億もの借金をすることになり、今後25年にわたり返していく

ことは間違いないので、やはり、借りる前に町民の皆さんに説明して納得してもらうことが必要であると思いますが、町長はどのように考えておられるのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（東 充洋） その部分がないんですよ、通告に。どうしてそれが、今おっしゃったのが、関連があるということになるんですか。

○11番（服部公英） 関連がないんですか。

○議長（東 充洋） 責任問題はどこにあるのかという話でしょう。どこでけりをつけるんやというお話でしょう。じゃないですか。

○11番（服部公英） そういう質問なんですけれども。

○議長（東 充洋） そういう質問でしょう。

○11番（服部公英） 答えてもらえないんですか。議長が答える話なんですか。

○議長（東 充洋） いやいや。議長が答えるわけないやんか。

○11番（服部公英） 私は理事者側に質問しているんです。

○議長（東 充洋） 質問しているんですよ。

○11番（服部公英） 再質問の中で。

○議長（東 充洋） それを、議長がその発言の部分なんですけども、通告書にありませんよねと言っているんです、議長は。答えているとか、質問しているのではないんです、議長は。その部分が大事な質問であるならば通告書に書くべきではないんですかと言っているんです。それが一般質問のルールではないんですかと言っているんです。

○11番（服部公英） この一般質問のルールって、そういう、書いてなかったら全部聞けないというルールなんですか。

○議長（東 充洋） いや、そうは言ってませんけれども、したら、今のお話とこの1番のお話とのどこに関連性があるんです。そのどこでけりをつけるんだとかという話の関連性はどこにあるんですか。

○11番（服部公英） どこにあるんですかって、それは個人の感性でしょう。

○議長（東 充洋） あの、議員必携読んだことございますか。

○11番（服部公英） 読んだことございますよ。

○議長（東 充洋） そこで、一般質問のところでどう書かれていますか。

○11番（服部公英） どういうふうに書いてあるんですか。

○議長（東 充洋） えっ。

- 11番（服部公英） どういうふうに書いてあるんです。どの部分を言いたいんですか。
- 議長（東 充洋） 今私が言ったとおりのことじゃないですか。先ほど。議員必携にはそういうふうに書いているでしょう。
- 11番（服部公英） どういうふうに。
- 議長（東 充洋） 通告書に基づいて一般質問すべきですよ、そこに、一般質問に対しては通告書を詳しく書くべきですよということを書かれているんじゃないですかということを行っているんです。それに沿ってやっていかれるのが一般質問でしょうと言っているんですけど。
- 11番（服部公英） わかりました。  
（「次行ってよ。わかったらいいやん」と言う者あり）
- 11番（服部公英） これを書いていなかったら答弁いただけないということですよ。そしたら、また次回書かせていただきます。  
（「今度書いたらええやん。そうそう」と言う者あり）
- 11番（服部公英） では、次の質問、今答弁いただいた質問の続きになるんですけども、都市計画街路の経過及び現在の進捗状況について説明してください。
- 議長（東 充洋） 都市環境部長。
- 都市環境部長（外川武彦） 都市計画街路事業、米山新町線、桜ヶ丘新町線の道路事業の概要でございます。経過及び現在の進捗状況ということでございますけれども、午前中、堀内議員の質問で、町長が2本の街路の事業の経緯と申しますか、の説明をさせていただきました。経過については全くそのとおりでございます。平成23年の5月10日に大和都市計画の用途線引きの変更が決定いたしました。それによりまして、大型店舗の出店計画が現実なものとなって、その関連する街路事業について、店舗の出店者、ユニー株式会社でございますけれども、相手方と協議を進めてまいりまして、結果、国の補助金以外の費用を、店舗側、ユニー側が負担するという合意をいただきまして、平成24年の2月にも全員協議会の方でいろいろと協議させていただきました。その後、23年度の中期から町の街路事業、2本の街路について着手をしております。
- 事業内容につきまして、現在、工事に先立つ調査、測量、設計業務の委託と、それから、桜ヶ丘新町線の道路用地の買収は23年度に実施済みでございます。これは、米山新町線、桜ヶ丘新町線の両方ともすべて終わっているということでございます。現在の進捗状況につきましては、本年度の8月6日に米山新町線の用地買収といたしまして、公社から買収を既に

完了しております。現在、工事費の積算と入札に係る準備作業を進めておるところでございます。もう1本、桜ヶ丘新町線につきましては、23年度中に公社の買い戻しを、これは3月でございますけれども、既に終了しております。工事費の積算などを終えまして、この9月に工事の発注を行いました。

関連事業の渋滞対策事業、また、浸水対策事業についても同時に工事の発注を行っております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 今、答弁いただきました桜ヶ丘新町線の買収が済んでいるということで、第17回の上牧町財政問題特別委員会に出された資料、これを見せていただきまして、売物物件、地番、上牧3152番4、地目、山林、面積697.79平方メートル、単価、1万5,600円、これ、売り先の相手の名前、売却相手方、服部興産株式会社代表取締役。

○議長（東 充洋） そのところは、個人名を出さずして、AだとかBだとかで言うだけですか。個人情報にかかわってくる問題ですので。

○11番（服部公英） これは、上牧町財政問題特別委員会資料として。

○議長（東 充洋） わかっています。わかっています。わかっていますので。

○11番（服部公英） まだ、質問途中なんですけども、ここをAにして。

○議長（東 充洋） 匿名にして。

○11番（服部公英） 匿名にせなあかんのですか。

○議長（東 充洋） 匿名にして言っていた方が無難かというふうに思います。

○11番（服部公英） こんなん、これもあれですか。議員必携に出ているんですか。

（「議長、発言の許可も整理してくださいよ。2人でやりとりしたって会議録のつくりようもない」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。相手方Aということにして、この位置図の説明について、ちょっと聞きたいんですけどもいいですか。

○議長（東 充洋） 続けてください。

○11番（服部公英） この位置図に書かれている土地、黒く塗りつぶされている土地の売却の資料なのでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 平成24年7月30日付で、第17回財政問題特別委員会の方へ資料として出した分で間違いはないでしょうか。

○11番（服部公英） はい。

○都市環境部長（外川武彦） 今おっしゃっております600何平米という面積は、私どもが出した資料の中には出てこないんですけども、この資料2というやつですけどもね。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） すみません。これ資料3と書いているんですけど。資料2と書いていたら資料2しか聞いたらだめですね。

（「わかっていますわ」と言う者あり）

○11番（服部公英） わかりませんか。出してもらった資料でも2と3と違うかったらわからない。

（「突き合わせしたらええねん」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） この通告書に資料2の説明をせよということで、2の資料で準備しておりますので、手持ちに3の資料というのは持っておりませんので、申しわけございません。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。そしたらまた、私も2の資料を持ってきていませんし、聞こうと思ったのは3の資料ですので、結構です。

それでは次の質問で、資料4と18回の資料が公社から取得した土地の管理ついて説明してください。これは書いてますよね。

○議長（東 充洋） 土地開発公社常務理事。

○土地開発公社常務理事（高木雄一） 第17回財特の資料4でございます。上牧第二中学校の上のところの部分でよろしいでしょうか。そうですね。これの分につきましては、上牧第二中学校建設用地の残地として保有をしておりました公有用地の一部を、居住をされております隣接者の方から買い取りの申し出がございましたので、この保有している公有用地の一部を特定土地に振りかえをいたしまして、売却をしたものでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） その土地は、その部分を売ったらあとは使い物にならないような土地というようになる可能性はあるのでしょうか。

○議長（東 充洋） 土地開発公社常務理事。

○土地開発公社常務理事（高木雄一） もともと今回お売りする分については、分筆をしておいた部分でございますので、この土地の後ろ、北側の方には一部土地も残っておりますが、中学校用地につきましては、ほかの部分も土地が残っておりますので、ここを分筆して売ったからといってほかの土地が全くの代めになるというような考え方は公社の方ではしておりません。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。ほな、この売買価格についてはどのような鑑定というか、方法で。

○議長（東 充洋） 土地開発公社常務理事。

○土地開発公社常務理事（高木雄一） 鑑定でございますが、この土地につきましては、まず、公有用地でございますので、特定土地に時価評価をいたしまして、時価評価が382万でございますが、382万円でお売りしたものでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 380万円で何坪。坪幾らで売った。出ていますか、資料に。

○議長（東 充洋） 土地開発公社常務理事。

○土地開発公社常務理事（高木雄一） 今回売却いたします面積につきましては、477.7平米でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 447平米ですか。

○土地開発公社常務理事（高木雄一） 477。

○11番（服部公英） 聞き間違いで悪かったですけど。それだけの広さの土地を300幾らかで手にできるということは、かなり安いと思うんですけどもその辺はどのように。

○議長（東 充洋） 土地開発公社常務理事。

○土地開発公社常務理事（高木雄一） この土地の用途地域によりますが、市街化調整区域でございますので、建物も建てられない、隣接している方が南側に隣接をしておりますので使い物になるというような土地でございます。一般でお買いになっても、家も建てられない、道もないというような土地でございますので、鑑定評価をいたしましても低い金額になってしまうというような土地でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。不正があったらいけないので聞いているだけで、何も今までみたいに、議員何もしていなかった、何も聞いていなかったと言われるのが嫌なので聞いているだけで、意図は何もないんで。

次、よろしくお願いします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 次の第18回資料、町が公社から取得した土地の管理についてということでございますけれども、この分につきましては、今議会の初めに、上牧町財政問題特別委員の委員長、辻議員から第2次の中間報告書が出されております。その報告書の一番最後に資料4として出させていただいております、町が公社から取得した土地の管理についてということで、町から財政問題特別委員会に対して書類を出しております。その部分でございます。6点にわたって出しております。これ全部読み上げましょうか。

○11番（服部公英） はい。

○都市環境部長（外川武彦） 町が公社から取得した土地の管理について。今般、上牧町土地開発公社の解散に伴い、土地開発公社保有地の管理については、町が代物弁済により取得した後、下記に示す考え方で進めていく。

1、公社保有地が町の名義に変わっただけで、個々の土地について、境界明示、測量確定及び分筆登記の移管料等諸問題があり、普通財産、行政財産の分類の事務から始めていく。

2、上記の事務を進めていく中で、代物弁済により町の保有地となった土地については、公有財産管理台帳の管理を別にして、普通財産として売却できる土地、行政財産として使用する土地等に分類し、処分計画を立てていく。

3、売却した土地については、一般会計とは別にし、減債基金等に積み立て、借入金の返済に充てる。

4番目、第二中学校用地の残地のり面部分等の急傾斜地における緩衝地は行政財産として活用し、財産管理を行う。

最後でございます。用地未確定地の境界明示、測量確定作業については、順次、財政措置も含め事業計画を立てながら最優先事項としておおむね10年を目標に進めていく。また、平成27年度から、地籍調査等、国の補助制度も活用しながら公有地の整備を進めていくというような内容になっております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） ざっとでいいですから、分筆できない、売れ残るであろう土地は、幾

らぐらいの金額になるんですか。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） すみません。境界明示など土地として町が売れないのを覚悟で持たなくってはいけない土地の金額は、全部で幾らぐらいになるんでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 先の事務処理として、公社の方で時価評価を行うという計画になっております。その金額によっても大きく変わってまいりますので、その後、町の土地になってどうのこうのと言いましても、その金額がまだ定まっておりませんので、ちょっとここでその金額をなかなか申し上げにくいと思います。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。

それでは、次の質問、お願いします。土地開発公社決算報告書について質問しますというだけ、質問しているんですけども、決算書について質問させていただきます。

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで、上牧町土地開発公社として決算報告書、この決算報告書から、まず、この公社の財政破綻の原因については、問題の本質は公社そのものにあるのではなく、公社を利用して行われた行為であり、その行為に歯どめをかけるべき諸機関が機能しなかった点であると公社の外部監査により明らかになりましたが、公社の内部である監事の監査など機能しなかったと指摘しています。同じように外部監査によって、この点について今回、この決算報告書の意見書ページの土地開発公社の監事2人の名前が、町の職員の方、2人になっているんですけども、今後改善していくというようなことを聞いていたと思うんですが、この点についての考えを。この監事2人が同じように町の職員で構成されていることについての状況について、どのように考えておられるのか。

○議長（東 充洋） 土地開発公社常務理事。

○土地開発公社常務理事（高木雄一） 私、ことしの2月からこちらの方にまいりましたが、それまではその監事をいたしておりました。去年の4月からことしの2月、開発公社の方に来るまでは監事をいたしておりました。その時点で、今の監事もかわっていただきましたが、監事としては、別段問題はないというふうにそのときは思いました。今もそういうふうに思っております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 外部監査を受けたときに、町の幹部職員が監事もしていることも問題

であるというような指摘を受けているんですが、このまま同じように、今までのような形でやっていくということに問題はないというふうに、今答えてくださったんですか。

○議長（東 充洋） 町長。

○町長（今中富夫） それについては、私、理事長でございますので、私から答えさせていただきます。今、お手持ちの部分については外部監査の指摘の事項を読み上げていただいているんでしょうね。それについてはまず過去のことについて、外部監査から厳しい指摘があったと。今、土地を、町が公社に依頼をして公社が土地を買収しているという、そういう事実もございませんし、今は解散に向けてしっかりと取り組んでいるというところでございます。今般、この議会で公社解散の議案と三セク債借入れの限度額の議案を出させていただいております。そういう中での監事でございますので、今、高木常務理事の方からお答えをさせていただきましたように、今現在、指名をしております監事については、今現在の開発公社の決算について適否を監査しているとうことでございますので、監事として、今何も問題はないと。解散に向けて取り組んでいる中で何も問題はないという答えをさせていただいているということでございます。

それで、公社はいずれにせよこの議案をもって、一応承認をしていただくと、あとは金融機関の協議でありますとか、県の承認でありますとか、そういうもろもろがこれからの事務として残ってきている、公社の解散の三セク債の起債がおおむね来年の秋ごろに借入れをするというような予定になっておりますので、今、それに向かって進んでいるということでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 聞いておきます。この監事2名の方の人格はしっかりとされた方で、立派な方で間違いないと私も思っているんですが、買い取って代物弁済する土地、そういうものがしっかりとしたものではないということがありますので、この監事の方々にいいのかなと思ひまして質問しました。

では、次の質問、まだ、決算報告書の中の貸借対照表、この貸借対照表の中の項目の流動資産の1の現金預金1億2,265万13円について簡単に説明してもらえますか。

○議長（東 充洋） 土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（山口敬嗣） お尋ねの現金預金1億2,200万何がしの数字なんですけれども、これにつきましては、平成23年度末に都市計画街路、桜ヶ丘新町線などの買い戻しがございました。この金額とそれからこのときにまだ借り入れていました葛城地区清掃事務組

合の弁済分等がございまして、それを差し引いた部分がこの現金預金として残っております。で、年度明けまして、買い戻していただいた金額とそれから経費を残しております、4月2日にりそな及び三菱東京UFJに借入金を返済いたしまして、2日の時点で通帳の残高は460万円となっております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） この2日間だけ、1億2,265万13円というこの貸借対照表、3月31日現在でこの金額があったけれども、4月2日になった時点でりそな銀行ですか、そこへ借りていた分を返した残りが400幾らかというふうに、今、おっしゃられたと思うんですけども、その400幾らの金額はどこに、損益計算書の中に出てくるんですか。

○議長（東 充洋） 土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（山口敬嗣） これは先ほど申しましたように、4月2日に返済いたしましたので、その460万という金額はここには出てきません。ここの貸借対照表は、明記していますように、平成24年3月31日現在の残高でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 続きまして、その下の事業未収入金というのを説明してもらえますか。

○議長（東 充洋） 土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（山口敬嗣） これにつきましては、今現在、新町三軒屋地区、いわゆるユニーで開発されています土地の中に保有しておりました土地代金の未収入金でございます。今現在、もうこの金額は7月25日に開発許可が出まして、7月31日に未収入金は納入いただきました。その分でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） この決算書を見ながら、土地開発公社解散プランという素案、この資料と照らし合わせて、ここに3番目に出てくる公有用地、30億3,000とび、この金額がここに、素案の中の公有用地のところに出てきているので、これは理解できるし、特定土地のこの金額についてもこの金額に出ているんですけども、上の2つの金額はこの素案の中になんかということ、もうこの時点では売ってしまった分というふうに考えていいんですか。

○議長（東 充洋） 土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（山口敬嗣） 簡単に考えますとそういう意味でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） じゃ、そのように理解しておきます。

それでは次の、隣にある損益計算書の特別損失、この分は。(2)のその他の特別損失について説明してもらえますか。

○議長(東 充洋) 土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長(山口敬嗣) 損益計算書の特別損失、その他の特別損失、詳しい資料は手元にはないんですが、私の記憶でちょっと説明させていただきます。これにつきましては、下牧1丁目900-1、都市計画街路として線引きされていました、いわゆる、まきのは郵便局のところに公社の保有土地がございました。その土地は時価評価をいたしまして、売却したんですけども、それ以外の補償調査費、いわゆる建物調査費というのが別個にございまして、その土地の経費の分がその他の特別損失という形で上げております。

○議長(東 充洋) 服部議員。

○11番(服部公英) この354万2,235円という中には、土地買収費がゼロである松里園地区の松里園西歩道とかいうように、買収費がゼロで、利息等と書いてあるところの金額が利息ではないということで、測量費だということで、特別損失として計上し、というふうに、ここ1つは見つかったんですけども、そのほかに特別損失のこういうような物件のほかの合計がこういう354万になっているのか、この年度に特別損失として計上したのがこの金額になっているのか。

○議長(東 充洋) 土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長(山口敬嗣) 解散プランの中には、この300幾らという経費は含まれておりません。なぜなら、これはそのプランの以前、いわゆる平成23年度の決算で、土地は特定土地にして売却しました、それについての建物調査費だということです。ですから、その解散プランの中にはもうこの経費はございません。

○議長(東 充洋) 服部議員。

○11番(服部公英) わかりました。

○議長(東 充洋) 服部議員。

○11番(服部公英) それでは、決算報告書について質問は終わりたいと思いますので、次の、大型店舗と同じく計画している住宅開発に関連する公社用地について、並びに業者との契約内容及び今後の予定を説明してください。

○議長(東 充洋) 土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長(山口敬嗣) お尋ねの開発区域に位置する公社保有地はないのかというご質問かと思うんですけども、今現在、桜ヶ丘新町線の残地、それから米山新町線で保

有しています道路はございますが、先般、米山新町線で道路からはみ出た分と申しますか、その残地部分と道路用地とを交換いたしまして、町に買い戻していただきました。先ほど申し上げました一部の保有している土地もこれと同じように、今後、交換をして町に売る予定になっております。以前から保有していました保有用地については、先ほどでも未収入金という形でご質問があったかとは思いますが、そちらに13筆7,436平方メートルは平成20年2月15日に鑑定評価を受け、開発業者に売却いたしました。先ほどもお答えいたしましたが、未収入金の1億円はもう収入済みでございます。したがって、開発区地域に関する公社の保有用地はございません。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） はい、わかりました。

ほな、次お願いします。

○議長（東 充洋） 次というのは水道ですか。

水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 水道料金の改定ということでお尋ねでございます。議員ご指摘のとおり、県営水道料金が1立方メートル当たり145円から140円に値下がりとなっております。値下がりの期間は平成22年度から平成24年度の3カ年、今年度限りでございます、の限定措置でございます。また、平成25年度より大滝ダムが稼働することに伴いまして、県営水道の料金設定が変わる予定というふうに聞いております。今後の見通しについては、水需要の予測、施設更新及び経営状況を総合的に考慮し、料金体系を含め検討する必要があるのではないかなというふうに考えております。また、近い将来想定されております消費税率の変動につきましても考慮しなければならないというふうに思っております。安全で安心して利用できる給水サービスを行い、将来に向けて健全経営の持続と施設の整備も含め、現行では料金の改定ということは考えておりません。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 何年続いて幾らの黒字が出ていて、幾ら一般会計の方に融資をしているのか、その辺を答弁いただいて、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（東 充洋） 水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 一番直近では、7億近くの保有残高があるわけでございますけれども、上牧町の水道が黒字になり出したのは、平成13年度からでありまして、それ以前につきましてはずっと創設以来、ずっと赤字の状態でございます。13年度から黒字になり出した

わけでございますけれども、これは委員会等でも他の議員さんから質問がありましたように、水道職員が年々減少しておると。その減少が始まった当時ぐらいから徐々に黒字になってきているということがありまして、やっこの1、2年大きな黒字、4,000数百万、3,000数百万というような大きな黒字になってきたわけでございますけれども、これにしましても今年度で定数より5名少ない、13名の定数のところを8名になっておるとかということが一番大きな要因になっておりまして、トータル的には先ほど言いましたように、直近では7億近い保有残高があるということでございます。このうちから一般会計に既に返済していただいておりますけれども、2億円の短期貸付を行ったということでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。

それでは、次の質問に。

○議長（東 充洋） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉川 淳） ペガサスホールのいつごろに開きますかということで、説明させていただきます。7月より公募により参加していただいています委員さんと再開検討委員会を開いております。先月も第2回委員会が終わりました。いろいろな方面からの意見をいただいております。あす、20日に第3回の委員会が行われます。再開の時期につきましても検討していただくことになっております。

以上です。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） ランニングコストの説明であるとか、その委員さんに説明している内容を簡単でいいですから、時間もありませんので、どのような感じでまず説明して、皆さんに意見を求めているんですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず最初に、今言われました開いた場合どの程度のコストがかかるのかにつきまして説明させていただきました。それからまだ、内部の館の中の案内等をおおむね終わったところでございます、内部の委員さんからはいろんな意見が出ております。公募で応募された方ですので、もうすぐにでも開館して大型なイベントを打ちたいという人もおれば、いや、財政難の時期に時期尚早やという意見まで、いろんな方がおられまして、今後の検討委員会で再開時期等についても議論していただく予定になっております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 再開に向けての修理代というのは幾らぐらいに見積もっておられるんですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 現在、24年度予算で、今、点検作業をしていただいております、その結果が出てくれば、大まかな金額は出てくるのかなと考えておりますけど、今はまだ集計しておりません。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。ありがとうございます。

次、お願いします。

○議長（東 充洋） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉川 淳） 町民プールの利用状況と安全対策につきまして、まず初めに利用状況につきまして説明させていただきます。再開しまして2年目を終えました。7月14日から8月26日まで38日間、利用状況は、一応、町内外を入れまして、入場者総数4,268名の方々に利用していただきました。ことしも多くの方に喜んでいただきました。

また、安全対策につきましては、管理体制、昨年同様、平日は監視員5名、看護師1名、土曜、日曜、祭日には監視員7名、看護師1名を配置しました。30分に1回休憩をとりまして、午前と午後にラジオ体操を1回ずつ行い、入場者の安全面を管理いたしました。ことしも事故なく無事に終了することができました。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 事故はなかったということで間違いはないのでしょうか。いいですか。職員の方も手伝って監視員に行っているというふうに聞いたんですけども、委託業者と職員の対応とどのような割合になっているのか、最後に。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 再開に当たりまして事故があってはならないということで、事故を起こした市町村に聞き取りに行きまして、裁判で問題になった、市町村が責任を問われた問題等についてもお伺いしたところ、監視員を十分つけているんですけども、監視員がちょっとたばこを吸っていたと、携帯をさわっていて監視が怠っていたというような問題が指摘されたということで、監視員を監視するために町職員が必ず1人つくという体制をとっております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 監視員を監視するために職員がついているというような認識を、私、持っていないくて、職員の方も椅子の上に座って1日中暑いのに見張っているのかなと思ってました。そしたら、職員の方は監視員の行動を監視するために、毎回1名ずつ交代で派遣しているということですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） もちろん、プールの入場者の管理も行っております。必ず1名をつくようにしております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。これからも安全に気をつけて頑張ってもらいたいと思います。

私の質問、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、11番、服部議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



### ◎散会の宣告

○議長（東 充洋） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時59分

# 平成24年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第3号）

平成24年9月20日（木）午前10時開議

### 第1 一般質問について

8番 富木 つや子

2番 長岡 照美

6番 木内 利雄

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	吉中隆昭
5番	石丸典子	6番	木内利雄
7番	康村昌史	8番	富木つや子
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	服部公英	12番	東充洋

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	土地開発公社常務理事	高木雄一
保健福祉センター館長	竹島正貴	秘書課長	藤岡達也
総務課長	池内利昭	徴収課長	黒松三郎
まちづくり推進課長	西山義憲	住民課長	今西奉史
教育総務課長	為本佳伸	環境課長	田中雅英
住宅土地管理課長	松井真文	生き活き対策課長	吉川師郎
上下水道課長	大東四郎		

---

職務のため議場に参加した事務局員

書 記 山 下 純 司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎一般質問

○議長（東 充洋） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。



◇富 木 つや子

○議長（東 充洋） それでは、8番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

（8番 富木つや子 登壇）

○8番（富木つや子） 皆さん、おはようございます。

8番、公明党、富木つや子でございます。議長の許可が出ましたので、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、教育と住民サービスについて、ここから大きく4点についてお伺いをしてまいります。

教育として、1、登下校中の児童らの交通事故を受け、文科省から都道府県教委に通知された通学路の安全総点検における本町での実施状況と、その結果を受けての緊急改善が必要な箇所、その対応についてお伺いいたします。

2、いじめ問題について、大津市の中学2年生の男子生徒が、昨年10月、いじめを苦にみずから命を絶った問題が今になって大きな社会問題として波紋を投げかけており、未来ある子どもがいじめによりみずからの命を絶った重い事実には心が痛みます。その後も全国各地で次々といじめの実態が明るみに出ています。いじめ問題は子どもたちの問題、教師、学校の問題、そして教育行政の問題の3つの側面が考えられると思います。社会生活は人間と人間のぶつかり合いであり、そこには摩擦もあつれきも生まれてきます。そのはげ口にいじめがあるとすれば、いじめはどこにでも起こり得るとの認識に立たなくてはなりません。

文部科学省によれば、小・中・高校などでの2010年度のいじめ認知件数は約7万8,000件で、前年度に比べ6.7%増加しているという報告もあります。また、文科省はいじめとは当該児童、生徒が一定の人間関係のあるものから心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとしています。この定義に当てはまるかどうか固執することなく、けられた、殴られたとか、悪口を言われたとか、起きた事実を正確に、公平に把握して、教師やその周囲にいる私たち大人が真正面から取り組まなければならないと思います。ここに来てやっと文科省は、9月9日、いじめ問題で学校や児童、生徒を支援する専門家の組織を全国の地域に配置することを柱にした総合的ないじめ対策を発表しました。いじめ防止や教育のあり方など、本町の現状と対策についてお伺いをいたします。

(1) 今回の大津の事件をどのように認識して、死、いじめについてどのようにお考えですか。

(2) 本町におけるいじめの実態把握とその取り組みについて。

(3) 現場の教師、学校そして行政と教育委員会の情報共有と連携について。

(4) 現場教師との負担軽減（バックアップ体制）と効率化についてのお考えをお願いいたします。

(5) いじめで悩む子どもたちをなくすために考え方を伺いいたします。

大きく3、中学生議会の開催の提案についてでございます。現在、上牧町では住民が主役となり、よりよい上牧町のまちづくりを進めるために活発なご意見や議論を重ね、「まちづくり基本条例」の策定作業が進められています。これからの我が町の姿や将来については、町の未来を担う子どもたちにも行政や町議会の仕組みを学んでもらい、子どもたちを取り巻く

環境の中から、子どもたちから見た町政に対する意見や要望、提言などを発表する場など、自分たちが暮らす地域や将来のまちづくりをともに考えて、ともに学ぶ場として、中学生議会を開催してはどうでしょうか。町長、教育長にお伺いいたします。

住民サービスの向上として、大きく1、コンビニにおける証明書の交付について。現在、一部自治体で実施されている「コンビニ交付サービス」は交付業務を委託する自治体が発行する住民基本台帳カードを利用すれば、コンビニのマルチコピー機から住民票の写しや各種税証明書などを入手することができます。このサービスに2013年春から大手コンビニ2社が参入することとなり、3社が交付サービスを取り扱うこととなります。「コンビニ交付サービス」は自治体の窓口が開いていない日でも、6時半から23時までの間、証明書を取得することができます。住民が必要なときに都合のいい場所（住居自治体以外にある店舗でも可能）でサービスを受けられ、住民サービスの向上や窓口業務負担の軽減などコスト削減の効果にもつながります。取り組みのお考えをお願いいたします。

2、税のコンビニ納付についてでございます。以前、提案をしておりましたこの納税者にとって非常に利便性の高いコンビニ収納についてでございます。以前は高額な初期費用が課題となっておりまして、その後、検討を重ねていくということでもございました。その結果についてお聞かせください。

以上でございます。

再質問は質問者席で行ってまいります。担当課の皆様、ご答弁、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） では、1番の通学路の安全対策の点検、その結果についてお願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 通学路の合同点検につきましては、各小学校PTAから通学路の改善等の要望がありました箇所に、役場3課、交通安全担当の総務課、道路、町道担当のまちづくり推進課、そして私どもの教育総務課、県の高田土木事務所、西和警察署の交通課職員により7月19日に実施したところでございます。小学校3校から32カ所の要望があり、内容の一例を申し上げますと、横断歩道の線が消えかけているとか、朝、通学時間帯に車が信号停滞を避ける目的で通学路の住宅街をスピードを上げて通行する、また、歩道が狭い等の要望があったところでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ありがとうございます。

6月議会でも私、通学路の安全対策ということで質問をさせていただいておりました。今回の総点検、各関係課の総点検の中で危険箇所を抽出いたしまして、それを改善し、工事をしていくということで話があったかと思えます。今、言われた状況というのは把握をさせていただいたんですけれども、今回、緊急改善が必要な箇所というのは、どことどこということと、工事についての計画予定というのをお願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 集まって話していく中で最も危険な箇所としては、役場下の交差点と近商南側から滝川台、住宅街を通り、第三小学校へ行く通学路の改善でございました。

役場下の交差点については、本町まちづくり推進課が事務局になり、役場下交差点付近の停滞対策検討会議を立ち上げ、現在、協議しているところでございます。また、滝川の住宅街の通学路については、今議会において道路担当課、まちづくり推進課なんですけれども、予算措置をしてもらったところでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 滝川台は予算措置をして、どのような工事をされるんですか。おっしゃいましたか。言っていただきましたか。それは担当課になりますか。すみません。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） ご質問の滝川台の工事でございますが、今議会の補正予算に計上させていただいた分でございます。この分につきましては、道路の方が幅員等が狭い上に歩道がないということから、できるだけの方策といたしまして、まず、歩行者、児童、生徒の通学部分について区分を明確にするため、カラー舗装等の部分で明確に通学帯と申しますか、そういうようなものを設置したいと。それから、可能な場所につきましては、安全策と申しますか、ポール的な区分ができるより明確にできるものを設置したいと。これから、細部について検討を行い、工事を実施したいと、このように考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 役場の下交差点については通学路ということで、子どもたち、小学校、特に小学生が多く渡っているの、その対策を講じていくと、今さっきお話がありましたけれども、それをどのような改善をして、またそれに伴う工事というのがどうなるのか、簡単にというか、端的にお願いします。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 先ほど、教育総務課長が申しましたように、現在、役場下交差点付近の渋滞緩和対策とともに、滝川台並びにプレステアーバンの児童、生徒の通学されている部分につきましても、通学路の再検証というあわせたような形で検討会議を行っております。通学路につきましても、現在のルートがいいのか、また、出合バス停付近から学校の方に別信号機がございますので、別ルートで通学路を設定する場合は可能なのか、それとも、可能な場合にどのような安全対策が必要なのかということも踏まえまして、現在、検討を行っているところでございます。それから、その検討結果に基づきまして、予算計上を行うべく、現在、その部分についても工事につきましても国庫補助金を投入できるような形で県とも予算面についても現在、交渉を行いまして、何とかその部分についても国庫補助としての予算計上をしていただくようになるような予定で、現在、検討の折衝をしているところでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） わかりました。

いずれにしても、子どもたちの安全をしっかりと今回のプロジェクトの中で総点検がありました。文科省でも、2013年度の予算概算要求に関連経費で1億円を盛り込むということで、新聞に掲載をされておりました。安全アドバイザーということで、対策としてアドバイザー対策をとということで、しっかりと制度を創設する方針であるということもありましたので、上牧町においてもそういうふうなことをしっかりと活用しながら、また、子どもの命を守る対策を進めていただきたいと思います。わかりました。

じゃ、次、お願いします。いじめ問題。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今回のさまざまな全国各地と申しますか、全国的にいじめがたくさん出てきております。今、マスコミ等でもさまざまな報道ありますけれども、今回の大津の事件をどのように認識して、どのように考えておられるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正澄） お答えいたします。

中学生が学校のいじめによって自ら命を絶つというふうなことは断じてあってはならないことと考えております。また、学校によるアンケートで自殺の練習、葬式ごっこなどいじめ

に関する情報が出てきたにもかかわらず、学校、また市教委も調査しなかったことなど、保身や事なかれ主義と受け取られても仕方のない、市教委や中学校の対応のまずさを批判する報道が盛んに流れております。この事件が特異な例とうけ流すことなく、本町の各学校においても、いじめ問題についての組織強化や指導体制の充実、再点検等を実施しておるところでございます。今後とも指導を強めていきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） はい、わかりました。

私も、今、教育長がおっしゃったように、未来ある中学生が自ら命を絶ったということは重い事実であるということで、大変、残念で心を痛めておりました。公明党、私たちは、7月27日に教育委員会、教育長の方にも公明党として、いじめ防止対策の強化を求める要望書を出させていただきました。いろいろとアンケート調査であるとか、それからあと、いじめの兆候をしっかりと早期に確認するという体制づくり、またはスクールカウンセラーの充実等、それから教育現場が一丸となってチームを組んで、支援チームを組んで対策に講じる等々、それから人間教育、人権の尊重、命の大切さということで教育もしっかりとというような内容で要望書を出させていただいたところでございます。

じゃ、次、2番目をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） きのうの議員の質問でもお答えしたんですけれども、2学期に入りまして、奈良県教育委員会が作成いたしましたいじめに関するアンケート調査を各中学校生徒のいじめの実態把握のために実施いたしました。その結果でございますけれども、まず、上牧中学校でございますけれども、昨日も申し上げましたけれども、平成24年4月以降にいじめられたことがあると回答した生徒が33名、それから、今はいじめられていないと回答した生徒が25名でございます。そして、上牧第二中学校でございますけれども、同じく平成24年4月以降にいじめられたことがあると回答した生徒が23名、それから、今はいじめられていないと回答した生徒が17名でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） これは、何名中あるなしということになりますか。何名の関係と。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 失礼いたしました。

集計は、上牧中学校が466名中33名、上牧第二中学校が238名中でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 昨日もすみません。私も同じような内容になってしまいまして、何度も申しわけございません。これ、上中で466名の中でいじめに遭ったのが33名、なしが25名です。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） いじめられたことがあると回答した生徒の中で、今はいじめられていないと回答しておったのが25名ということでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 県のアンケートは中学生だけだったんですけれども、昨日は小学生もということで答弁されておりましたけれども、町独自の判断でということで、小学生のアンケートもされたかなと思うんですけれども、この辺の考え方というのは、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 9月に開催されました教育委員会で、小学生の実態把握も上牧町で必要ではないかという委員さんの意見が出まして、その中で上牧町独自で小学生の実態を把握するために上牧では小学生にも、小学3年生以上の生徒に対してアンケート調査を実施するということが決定されまして、今現在は、用紙の配布は既に終わっておりまして、来週には結果が出てくるのかなと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） わかりました。

そしたら、小・中学校のアンケート、小学校はまだ結果が出ておりませんが、引き続き実態調査ということになると思うんですけれども、その実態調査はまだこれからであるというような答弁だったかと思えます。その実態調査、では、どのような方法で実態調査されるのか、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） このアンケートでは数字上では出てくるんですけれども、そのいじめの実態というのが用紙にはあらわれてこないということで、予想はしておったんですけれども、かなりの数のいじめられたことがあるという生徒が、びっくりするような数字が上がってきたわけです。これから、学校におきまして生徒一人一人と面談して、用紙は無記名でございまして、だれがいじめられたかというのは、用紙を見ただけでは勝手にはわからない

いという状態ですので、今後、生徒一人一人に面談をして、聞き取り調査を実施し、そのいじめの実態について把握していくという予定でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） わかりました。

ここで、大事なことは、文科省のいじめの定義は、いじめとは当該児童、生徒が一定の人間関係、先ほど壇上でお話しましたけれども、人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じている者としており、何か難しい表現になっているんですけれども、この実態調査については、当然、先生方で行うこととなると思います。この行為がいじめに当たるのかないのかの判断は、表面的な、形式的にとられる、行われることではなくて、いじめられた児童、生徒の気持ちを最も重視をして、されて、さまざまな角度から判断をしていただいて、実態調査をしていただきたいなど、このように思うのですけれども、その点についていかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） いじめられた生徒の側に立って調査を実施していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今、アンケート調査、本当に数が結構上がってきているというようなことで、今、そういうふうを感じているんですけれども、確かに文科省でも、小学校などの、小・中学校・高校などの2010年度のいじめ認知件数が約7万8,000件ということで、前年度より6.7%増えております。また、最近のいじめは昔と違って大変陰湿になっていて、複雑になっていると言われておりますけれども、そこで、このような現場の中での教師、学校関係に求められるものが教師、特に教師です、一番子どもの身近にいてる教師に対して求められるものはどのようなことなのかということをどう認識されているか、お伺いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 被害者とかかわりながら自立を促すということで、まず、いじめられた児童、生徒にも問題があるというふうな考え方は指導者に絶対あってはならないということでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） もう1つ、やはり大事なことというのは、いじめの兆候を早くキャッ

チすることが大事では、敏感にそういうところに反応して、正面からしっかりと向き合うということが大事ではないかなと思いますけれども、加えて、そのことが大事かと思いますが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 当然、教師が生徒に常にアンテナを張って、そのいじめの早期発見、早期対応に当たるというのが非常に大事であると思います。ただ、発見した時点ではもう既に被害者は何らかの傷がついている可能性がありますので、早期発見、早期対応、その前にもいじめを起ささないためにはどのようにしたらいいのか、その辺も重要な課題になってくるかなと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 最後に一応、5項目目にいじめをなくすにはということで質問をさせていただいているんですが、あれらの兆候を見逃すことを、見逃さないという体制、それから今、おっしゃったようにいじめをなくす、防止をする、起こらないようにするような体制を、ちょっと難しい、どこでもやっぱり、先ほどいいましたように人間と人間の社会生活、学校生活もそのような中で起こるわけで、いじめは必ずあるという認識のもとにということであれば、非常に難しいと思うのですけれども、両方とも大事かなと思います。

じゃ、次、お願いします。3つ目です。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 現場の教師、学校、そして行政と教育委員会の情報共有の連携についてお願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 学校においては日常において決していじめる兆候を見逃すことなく、いじめを把握したとき、担任の先生なり、先生は1人でこの問題を抱え込まず、全職員共通の理解のもとに対応していく、そして協議する、また、重要な案件については当然、町教育委員会に報告するようになっております。報告を受けた教育委員会は学校とともに迅速に対応を考えていきたいと考えております。また、必要に応じまして、民生委員なり警察などの関係機関とも連携を図っていきたいと考えております。

また、今回の大津の事件では、学校現場と教育委員会との意思疎通がどうもうまくいっていなかったのではないかとという傾向もあります。また、教育委員会と市長部局との連絡もうまくいってなかったのではないかと考えております。このような事例を踏まえまして、上

牧町といたしましては、その辺の意思疎通を十分に図っていきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今、部長、おっしゃいましたように、大津の事件は、今、私連携ということで質問しておりますけれども、非常に教育委員会、学校と教育委員会、また、そして、行政と教育委員会の連携がとれていなかったということで大きな問題となったのではないかとということで報道もされておりますし、そういう事実があったということで、非常に何がしと学校と教育委員会、行政と教育委員会、すべてがしっかりと情報共有をして、しっかりと統一した認識と見解と認識、それから対応をしていくということをとっていただかないとあかんというふうにすごく痛感しております。学校の教師というのは、現場の体制というのは、学校、校長と先頭に立つクラスを持つ教師との、校長が先頭に立って、またクラスを持った教師ということで、集合体の機能になっておりますけれども、どんなことがあったにしても、やはり組織体としての対応を常にしていかなければならないということ、今回の大津の事件ですごく感じる事ができたと思います。その点について、今、部長、おっしゃっていただきましたけれども、それぞれが、各教育関係がしっかりと、どのような状況下にあったとしても、情報共有して、それぞれの責任において役割をしっかりと果たしていただきたいと思いますので、そのあたり、しっかりと教訓といいますか、今のことを踏まえた上で取り組んでいただきたいなと思います。

再度、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今、富木議員がおっしゃったとおり、現場の学校、それから教育委員会、それから行政の意思疎通を十分に図っていきたい。それから、マスコミでこの問題が非常に大きな問題になったのは、情報を小出しにしていた、情報を隠していたと受けとめられていたからこの事件がかなり大きくなったと考えておりますので、万が一、上牧町でこのような大きな事件が発生した場合は、包み隠さず、すべてを明らかにしていきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 情報共有とともにそのことは非常に大事かと思っておりますので、願わくばそういうことのないよう、またしっかりとよろしくお願いいたします。

じゃ、次、お願いをいたします。4番目です。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 現場の教師などの負担軽減、バックアップ体制と効率化についての考えはということなんですけれども、現在、上牧中学校には県から派遣のスクールカウンセラー、上牧第二中学校では町費のスクールカウンセラーを配置しております。また、保護者や生徒の相談窓口にも配置し、保護者の生徒の相談窓口になっています。また、中学校両校には町費で心の相談員、週1回、4時間を配置し、生徒のいろいろな相談を受けているところでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 心の相談員と教師、一番、先ほど、2番目のところでもありましたけれども、一番子どもと向き合うべき教師が余りにも忙しすぎまして、子どもと向き合うことに専念ができないという問題が指摘をされております。さまざまな方向からのバックアップ体制は非常に大事ではないかなということで質問をさせていただきました。その中でもスクールカウンセラー、心の相談員ということで、今、設置をされている、私も十分わかっておりますけれども、やはりスクールカウンセラーが中学校、前から私、お話をさせていただいたんですけれども、中学校だけにというのは、心の相談員はそのカバーをどうしているのかというあたりと、そのことによる小学校だけがスクールカウンセラーの活用があまりできないというあたりが、ちょっと今回、小学校のアンケートもしておりますし、状況によれば、やはり各数字として上がってきたときには、小学校の方にも同じような対応をするということが大事だと思いますが、小学校にもスクールカウンセラーの充実を、3校ありますから、3校全部というのは無理だと思います。だけれども、工夫をして、1校ずつに巡回でやるのか、小学校から中学校に相談に行くというのは、私、現実難しいと思います。親御さんでも難しいと思う。親御さんなら何とか行けても子どもがそういうふうな体制というのは難しい体制ではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今、富木議員が言われたように、各中学校にスクールカウンセラーを配置して、当然、児童、生徒だけではなくて、父兄も、それから卒業生、もちろん小学生からの相談も受けているところでございますけれども、確かに小学生が中学校へ来てスクールカウンセラーの相談を受けるというのは、現実的に非常に難しいかなと思います。小学校にもスクールカウンセラーを配置してはどうかというご意見でございますけれども、今後、県からのスクールカウンセラー派遣の増員があれば、当然、小学校に巡回なりで派遣を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今、言われたように、国でも今回、13年度予算でそういうふうな相談体制について、スクールカウンセラーとかそういうような派遣については、予算として増額をするということになっておりますので、その点もしっかりととらえていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、最後、5番目、お願ひいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） いじめで悩む子どもたちをなくすための考え方についてでございますけれども、先ほどもちょっと出たんですけど、いじめられた児童、生徒にも問題があるという考え方は絶対にあつてはならないということでございます。いじめた側が100%悪い、いじめは絶対が悪いことであるという強い意思を、学校をはじめ、社会全体に行き渡らせることこそ、いじめ根絶の大前提ではないでしょうか。学校側がどんな理由であろうと人を苦しめている、いじめは悪いという姿勢を貫き、いじめたら、発見したらすぐにやめさせる行動を起こすべきだと思います。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ありがとうございます。

やはりそれと同時に、いじめは100%悪いんだということをしっかりと、毅然として、そういうふうなことで指導、または教育をしていただきたいということと、それからやっぱり学校での人間教育、やっぱり、心の教育、命の尊さというような、しっかりとした教育を行って、今回を期に新たにそういうふうな体制をしっかりと、人間教育体制をとっていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今、富木議員がおっしゃったとおり、人権教育というのは非常に、いじめ問題に対しても大事なかなと思ひます。ご存じと思ひますけれども、上牧町は非常に歴史的にも、歴史と伝統のある人権教育ということで、非常に活発に人権教育がなされておりますので、人権教育の中でいじめ問題も当然、取り上げまして、いじめられた者の気持ちもみんなわかる、そういう教育も実施していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 非常に大事なことだと思います。

最後に教育長に、申しわけございません。いじている子どもさんに対してと、現在、い

じめられている子どもさんに対してのメッセージをお伺いしたいんですけれども、言っていただきたいんですけれど、その前に、私、これ、夜回り先生、水谷先生というのをご存じかと思うんですけれども、すべての親に対してということで、新聞記事に載っておりました。「最後にすべての大人へ、いじめはきちんと解決しておかないと、必ず一生残る傷も負う。だから、ただ、逃げろとだけ言うのは無責任すぎる。子どもにはいじめに決着をつけてから、次の人生を始めさせるべきだ」ということで、非常に私、心にぐさっと刺さった記事が掲載をされておりました。

すみません、さきにちょっと申し上げましたけれども、教育長、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正溢） お答えいたします。

まず、加害者の側に対しては、いじめの行為は人間として絶対に許されない行為であり、命にかかわる重大なことであることに気づかせて、いじめられた側の心の痛み気づかせ、内面に深く迫っていくような指導を粘り強く行うことなどを通して、いじめをしない勇気を持つと呼びかけたいと思います。

それから、被害者側に対しては、1人で悩んでいないで、支えてくれる人が必ずいることを日ごろから知り、教師、保護者の受容的な態度、よき理解者として暖かく包み込んでやる姿勢に気づかせて、いじめられている事実を表現する勇気を持つと、こういうふうな思いでおります。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ありがとうございます。

教育長を中心に上牧町の教育環境の中で、しっかりとそのようなことも指導していただきながら、一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

ありがとうございます。

いじめは、これで終わります。

じゃ、次、お願いいたします。

3番目、中学生議会の提案についてでございます。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正溢） お答えいたします。

子ども議会の開催の目的はさまざまございまして、子どもに対する議会体験のプログラムとしての実施もあれば、子どもの発言権を具体化するための実施もあります。具体的には

町内の子どもたちが子ども議員として上牧のまちづくりについて考え、提案し、議論する場です。この議会は大人の議員さんと同じように委員会に分かれて話し合ったり、調べたり、ときには町の職員を招いて勉強会をしたり、町長さんをはじめ、皆さんに提案する内容を決めたり、実際に答弁もしてもらおうといった仕組みです。町の未来を担う子どもたちに行政や議会の仕組みを学んでもらい、自分たちの将来のまちづくりをともに考える場となるかと思われまいます。スムーズな実施には、関係機関の協力とかなりの準備期間が必要であらうかと思われまいます、実施する方向で協議していきたく思われまいます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ありがとうございます。

次、町長に答弁をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、教育長がお答えいたしましたように、私もいいことというふうに考えておりますので、ぜひ、実施する方向で考えていきたいなというふうに思われまいます。ただ、実施するには我々だけではなかなか物事が進みませんので、当然、中学生を中心にやるわけでございますので、議会の議員さん方についても、しっかりと協力をしていただいて、例えば質問の仕方であるとか、ひょっとしたら議長を中学生がやるというふうなケースもあろうかと思われまいますので、そういう場合については議会の議員さんにもぜひ協力をお願いしたいと。また、中学生から議員さんに対しての質問も、これ、あるかもわかりませんので、議員さんにもぜひ、理事者側というようなものの考え方で取り組んでもいただきたいなというふうに思われまいます。

それともう1つ、今、いじめ問題、それぞれ、教育長から職員の方が答えておりますが、こういう事柄についても、逆に中学生が質問をする、もしくは自分たちの考え方をここで発表するというような場であってもいいのかなというふうにも考えますので、ぜひ、こういうことについても積極的に進めていきたいというふうに思われまいます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 非常に前向きなご答弁、教育長、町長、ありがとうございます。

これは、1980年から開催をされておられまして、自治体記念であるとか、何周年創生というか、そういうふうな記念行事にもされてきております。1994年に政府では子ども権利条約を契機に、全国で大きく進んできた中学生子ども会議でございます。今、町長が言われたように、今、子どもたちを取り巻く環境の中から、子どもたちが見た町政に対する意見とか、さ

まざまな環境の中で、子どもの目線を見た意見等も、いろんな意見が出るのではないかなと、このように思います。町長が先ほどおっしゃいました、議員の方にも答弁をとということがありましたけれども、我々もしっかりと勉強をしていかなきゃならないなということをちょっと感じさせていただいたところです。県議会でも8月21日に高校生議会があって、すごいこれは、高校生ですから幅広いとか、中身の充実したすばらしい議会が行われておりました。紹介すると、十津川高校の1年生の小林さんという方が、昨年の秋に台風12号で被災した十津川村について、十津川のまちづくりの将来像はどうかということで、荒井知事にも質問していてすばらしいなど。このように、子どもたちがここまで自分たちの町に関して関心を持っているということに非常に感銘をいたしました。今後もスムーズに行くには皆様方の協力が必要でございますので、お願いを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

次、お願いします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） コンビニにおける証明書交付について回答いたします。

ご提案いただいておりますコンビニでの各種の証明の交付につきましては、住民基本台帳カードの多目的利用ということで、カードのあきチップの領域の中にデータを入力して使用するということで、全国的に実施されかけております。本町におきましては、既にご存じのように2市5町の中でシステムの共同化を開始しております。その中で、検討ということになるんですけれども、今の段階ではまだ検討をしておりません。ただ、この件につきましては、当然、今後、検討課題となるように考えております。これはやはり、住民の利便性等々ございますので、将来的には全国的な展開になると思うんですけれども、今の状況ではまだ奈良県では生駒市、近畿では5自治体という状況でございますので、その進捗状況、また費用対効果等々も考慮して、今後、2市5町の中で検討していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） これは、行政は常に住民サービスの向上をさせるために、努力を常にしていくということが求められるんですけれども、その上での住民サービスの向上ということで、今やもう、ローソンとかコンビニというのは、本当に生活の中ですっかり溶け込んでおまして、いつでもどこでもというような利便性、本当に便利になった世の中でございます。やっぱり、そういうふうなコンビニ活用をしようという発想というのは、一般企業も民間もお役所もやはり、これからは当たり前のような状況になってくるかと思っておりますので、今

回はコンビニ、今、1万4,000店舗、これはセブンイレブンのコピー機から住民票の写し、証明書を取れるようになっております。今回、来年、13年度の春から、また大手業界2社が、コンビニ2社が参入するというので、この提案を上牧町でもやはり、大阪に勤める方、高齢者の方々、住民ニーズというのはこれに近いような形になってきますので、これ、コンビニからとると、コンビニってキオスクのあれからタッチして、今、チケットであるとかみんながとられている、あのやり方なんですけれども、ちょっと初期投資、少しではない、大分とかかりますけれども、これはかなり300円が、コンビニでは窓口より50円安いということで150円ということになります。コンビニ手数料が120円ということで、町の窓口、町では30円しか収入がないので、そういう意味ではちょっとあれなんですけれども、住民のサービスということでは大いに利便性をとられることかと思えます。そういう意味では市民も安く入手できるというあたり、それから、これからそういうふうな世の中になっていくというあたりもしっかりとらえていただいて、今さっきおっしゃっていましたクラウドの中で、共同電算化の中で、これは、まだこれからの検討課題であるということでしたが、提案をしていただくというようなことはできるのでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 当然、今、言いましたように、全国的に展開を始めたところでございますので、やはりその辺の費用対効果も当然、考えながら検討しなくてはならないと思っております。当然、住民さんの利便性、サービスを考えますと画期的なものと思っております。ただ、この導入につきましては、先ほど言いましたように、2市5町で行いますとクラウドの一番の利点であります、案分経理負担ということでございますので、1町でやることを考えますと、7分の1という状況になりますので、導入時期にはその効果も得られるかなと思っておりますので、今後、十分検討いたします。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） では、便利、簡単、安心ということと、やはり住民サービスの向上というか、窓口業務の負担軽減ということ、コスト削減ということで、全部いい条件ではないかなと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃ、次、お願ひします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 次に税のコンビニ収納についてお答ひいたします。

コンビニでの税の収納サービスにつきましては、住民の利便性とまた徴収率の向上という

ことで、以前よりご意見いただいているところでございます。先ほど説明いたしましたように、2市5町の電算システム化の共同化によりまして、今、ご提案いただいているものにつきましては、基本パッケージソフトの中に繰り入れております。それに伴いまして、本町が2市5町電算システム導入を予定しております来年の25年4月において、同時に今、ご提案いただいておりますコンビニ収納についても実施する予定で、現在、進んでおります。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 2市5町の中で基本パッケージの中に組み込まれるということで、来年から導入するというお話だったと思います。この件について徴収課も本当に今、徴収率、それから、本当に大変な方々の滞納者についての対応を一生懸命にさせていただいておりますけれども、そうなりますと、どのような形になるのか、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 徴収課長。

○徴収課長（黒松三郎） やはり、納税者の方の利便性の向上という部分で、24時間納付できるという部分で、大変、私どもも期待をしているところでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 皆さん、やっぱり私たちも夜、ちょっと買い物に行ってそこで納付するとかいうのが、現実的に話をすると、そのようなことになると思うんです。若い方々とかそういう方々も、どんどん夜はローソンとか近くのコンビニをお使いですので、そういうあたりでは、どの種類の税の種類が適用になるのか、その効果というのはどういうふうになるのか、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 徴収課長。

○徴収課長（黒松三郎） まず、税でございますが、一般の税、住民税、固定資産税、軽自動車税、特別会計の部分では国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を今、考えておるところでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） かなりの税のコンビニ収納ができるということで、やはり住民の方々の対応というものが、やっぱり流れが変わってくると思います。その分にはやっぱり徴収率に反映をしてくると思いますので、そのあたりのもう1つは課題というか、問題点とか、そういうようなことはございませんか。

○議長（東 充洋） 徴収課長。

○徴収課長（黒松三郎） 課題といいますか、問題点でございますが、やはり、今現在、手数

料とか変わってきますので、若干割高になるだろうということでございます。例えば、口座振替等、銀行の手数料1件あたり10円でございます。これがコンビニ収納、コンビニを利用されましたら61円という金額に跳ね上がってしまいます。ですが、やはり24時間対応ということで、これからその分を費用対効果として、それ以上の納付があれば、これはもう大成功ですので、こういった部分を見せていきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） わかりました。

いろいろと準備作業であるとか、またそういうことに対してはご苦勞いただくようなことになると思いますので、課題点も含めて、しっかりとトラブルがないようにまた進めていただきたいと思います。

わかりました。ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（東 充洋） 以上で、8番、富木議員の一般質問を終わります。

それでは、11時10分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時08分

○議長（東 充洋） 再開いたします。

---

◇長岡照美

○議長（東 充洋） それでは、2番、長岡議員の発言を許します。

長岡議員。

（2番 長岡照美 登壇）

○2番（長岡照美） 2番、公明党、長岡照美でございます。

通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項は2項目です。

1項目は防災対策、2項目目は環境対策についてでございます。

防災対策では先日、新聞、テレビなどで東海、東南海、南海地震などが同時発生するマグニチュード9級の南海トラフ巨大地震について、国の2つの有識者会議は8月29日、被害想定などを公表いたしました。マグニチュード9級の地震が発生した場合、30都道府県で死者数は最大で32万3,000人、そのうち、津波による死者は全体の7割の23万人に達すると言われておりますが、有識者会議では迅速な避難による津波の死者は8割減らせるとして、国や自治体に対し、避難施設や避難路の確保を図るよう求めております。有識者会議は3月に進路分布や津波の高さを公表しましたが、今回はより精度よく計算し、浸水域も求めております。津波や地震の揺れのパターンを組み合わせ、季節、また時間別の被害を想定もしております。死者32万3,000人となるのは、在宅者の多い冬の深夜に発生し、東海地方の被害が大きいケースであります。死者数は東日本大震災の死者、行方不明者、約1万8,800人の17倍で、国の中央防災会議による2003年の3連動地震想定死者2万5,000人の13倍といわれております。負傷者は62万3,000人、救助が必要になる人は31万1,000人と推定されております。死者数が最も少ないのは、在宅率の低い夏の午後に、四国や九州で被害が大きい地震が起きた場合で、3万2,000人です。一方、建物被害が大きくなるのは火気使用の多い冬の午後6時のケースです。最大で238万6,000棟が全壊、焼失すると推定されております。また、内閣府は駿河湾から紀伊半島沖で巨大地震が発生した場合、県内で最大死者で1,700人、脱出困難者で6,600人、倒壊家屋で4万7,000棟と被害想定を発表しております。有識者会議では、減災への試算も公表しております。例えば、全国で現在、8割弱という住宅の耐震化率を100%まで高めれば、倒壊死者数を8割以上減らすことができ、また家具の固定化実施率を100%にすれば、犠牲者を7割減らせるとの指摘がございます。

そこで、お伺いいたします。

5つについてお伺いいたします。

1つ、公共施設の耐震化の進捗状況と今後の具体的な予定をお伺いいたします。

2つに学校施設の非構造部材の耐震点検と今後の予定について、お伺いいたします。

3つ目に住宅の耐震化の状況、また家具の固定化の取り組みの状況をお伺いいたします。

4つ目に地域防災計画での検討組織に女性の登用の進捗状況をお伺いいたします。

5つ目に緊急通報サービスの状況と対策についてお伺いいたします。

次に、2項目目は環境対策の中で粗大ごみの収集についてお伺いいたします。黄色い袋の可燃ごみ袋の品質の改善をしていただきましたとか、また、長年にわたり定着してござい

た可燃ごみの収集日の改善等をしていただいたところでございますが、本日は粗大ごみ収集について3点お伺いし、改善できる点があれば改善していただきたいとの思いでございます。

まず、1つ目に、上牧町ではごみ有料化に伴い、粗大ごみについてはリクエスト収集の導入をされましたが、リクエスト収集の現状について、また今後についてもお伺いいたします。

2つ目に粗大ごみの持ち込み状況、また、手続の簡素化についてお伺いいたします。

3つ目に上牧町内、老人施設等が多くなっておりますが、施設入居者が退去される場合に出る粗大ごみ収集はどのように扱われるのか、現状等、お伺いいたします。

以上が質問項目でございます。

再質問につきましては質問者席から行わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それでは、1つ目からよろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、庁舎の耐震化についてお答えいたします。

平成23年度に耐震診断を実施して、結果がもう既に出ております。その結果に基づきまして、今回、補正でも計上いたしました耐震補強診断、そして、耐震補強設計を24年度中に完成する予定でございます。それに伴いまして、平成25年度より庁舎の耐震化工事に着手したいと考えております。各施設については各部長の方から答弁しますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 次に、水道施設でございますけれども、水道施設につきましては、過去に委員会、あるいはこの一般質問でもたびたび質問が出ておまして、その都度、答弁させていただいておるところでございますけれども、まず、震災が起こった場合に、飲料水の確保というのが最も重要なことになってこようかと思っております。前々から言っておりますように、1人1日3リットル、3日間というのが基本になってくるわけでございますけれども、昨日の辻議員の一般質問でも、7日間は必要というような、応援が来るまで7日間という意見もありましたけれども、いずれにしましても、飲料水の確保というものが一番重要になってこようかと思っております。そのためにもまず、取り組まなければならないのは、配水池であろうと思っておりますけれども、この配水池につきましては、今年度、診断の予算を計上いたしまして、既に診断の実施を行っております。今、この診断結果を待つて

いる状況でございますけれども、この診断結果によりまして、今後、どのように補強していくのかという計画を立てようということでございます。

その次に水道庁舎でございますけれども、この水道庁舎につきましては、平成15年度において、耐震2次診断調査業務を実施しております。結果は庁舎1階の耐震指標に不足があるということで、補強が必要になってくるわけでございますけれども、いかんせん、補強するに当たっては水道の仮設の庁舎を建てまして、その移った上で補強が必要ということで、まず、配水池の耐震補強が終わってから、この水道庁舎に取りかかっているというふうなことで考えておるところでございます。

続きまして、配水管についてでございますけれども、配水管につきましては、今年度より配水管の耐震化を推進するために、耐震管を採用し、民間の宅地開発造成地への敷設を指導し、既に2つの開発地で敷設されておるところでございます。今後、新設及び移設される管路の耐震化につきましては、その都度実施していきたいというふうに思っております。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 学校施設の耐震化についてご説明させていただきます。

平成23年度までに、本町の学校施設のI s値0.4未満の建物については、すべて改修したところでございます。今年度からI s値が0.4以上の建物について順次、行っていく予定でございます。平成24年度、今年度なんですけれども、上牧第二小学校、耐震補強設計と実施設計、平成25年度に上牧第二小学校の耐震補強工事と平成25年度は上牧小学校の耐震補強設計、実施設計、26年度に上牧小学校の耐震補強工事と上牧中学校の耐震補強設計と実施設計、27年度に上牧中学校の耐震補強工事を行いまして、これで学校施設の耐震がすべて終わるわけでございますけれども、そういう計画で今、県で進めているところでございます。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 町全体としての公共施設の耐震化についてご説明いたします。

まず第1に学校施設、全施設を対象に耐震化に着手しております。詳細については今、説明したとおりなんですけれども、第2期につきましては役場の庁舎、また水道庁舎の耐震化でございます。第3期につきましては、公営住宅の耐震化、これはもう既に耐震診断は済んでおりますので、実施の年度を今、調整しているところでございます。それと、第4期目については、やはり公民館と避難場所になっている部分の耐震診断と耐震化工事ということで、計画しております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、それぞれ担当の部署の方からお話、伺いました。庁舎については、25年から耐震化の工事を行うということで、これは完成はいつごろの予定でございますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 25年度から着手いたしまして、今の予想では2カ年にわたるのかなというふうに考えています。耐震工事、いろいろございますけれども、エレベーターのこともございますし、以前からいろいろご提案いただいている部分もございますので、1年ではしんどいのかなということで、25、26年の中で実施できたらなと今、考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） この公共施設の耐震化につきましては、国の方が27年までに90%という目標を掲げていると思うのですが、4期の公民館までとなると、上牧町として、大体いつごろまでという予定でいらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 当然、早期にということですが、やはり、安全であるのか安全でないのかというのがまず第1と思いますので、耐震診断を行って、0.4以下についてはその周知をまずすると。今、言いましたようにそれに伴いまして、工事も早急にすると。やはり、耐震診断をやって、0.4以下についてそのまま放置するものにつきましては、人的な災害となりますので、それは十分に考慮して、対応いたします。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、学校施設の耐震化、お伺いさせてもらいました。本当に児童、生徒が1日、大半を過ごす学習の場でありますと同時に、やっぱり災害時には地域、住民の方の緊急避難場所としての役割も果たすということで、27年度にはすべての学校施設の耐震化が100%完了するというので、わかりました。ありがとうございます。本当にそれぞれ、現実問題としまして、限られた財源の中で大変にご苦労していただいているんやなと思いますが、いずれの施設についても命、また財産にかかわることですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次……。いいですか。もしあったらよろしく、どうぞ。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 十分、災害のときにその人的被害が起こらないことを検討して実施いたします。

○2番（長岡照美） それでは次、お願ひいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 2番目の学校施設の非構造部材の耐震点検と今後の予定ということでございますけれども、今年度行っております上牧第二小学校の耐震補強設計、実施設計に今回から非構造部材の耐震化も見ていただくというふうにしております。それから、今後の予定でございますけれども、先ほど課長が言いました、来年度は第二小学校、その次が上牧小学校の耐震が残っている部分、その次が27年度で上牧中学校の耐震を行っていくわけなんですけれども、第二小学校と同様にこの耐震補強を行うときに、非構造部材につきましても専門家の目で点検を行って工事に反映していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） この学校施設の非構造部材というのは、天井材でありますとか、照明器具、また内装材、また窓ガラスとか書棚とかテレビの取り付けとか、そういうものかと思えます。これの耐震化対策についてということですが、東日本大震災のときに震度5前後で揺れにとどまった地域の学校でも、照明カバーや内壁が崩壊して、児童とか生徒たちがけがをするという事故が起きました。今、27年までに学校施設、100%耐震が進むということですが、やっぱり、建物本体に比べて、中の耐震がおくれているということで、こういった状況を受けまして、文部科学省よりことしの4月26日付で各都道府県の教育委員会宛に学校施設の非構造部材の耐震化対策についての通知が出されたと思えますが、この通知によりますと、平成24年度中に、今年度中には点検をして、点検の無実施がないようにということで通知が来ていますが、上牧町はこれについてはどのように取り扱われましたか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 棚でありますとか靴箱でありますとか、素人目にもわかる部分については点検を実施したんですけれども、なかなか天井部材であるとかいうのは、専門家の知識がないと点検ができないということで、今回、耐震実施設計をするときに、専門家の目でその非構造部材の点検をやっていただくという予定になっております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、27年度までにそれぞれの学校の耐震工事をするときにあわせてということでしたが、この中の点検内容ということなんですが、この点検について学校の教職員の方であるとか、また学校の設置者、今、部長がおっしゃられたみたいに、やっぱり専門の方でないといけないというところもあると思うので、それぞれわかるところは教員で、また専門のところはそういう専門家でということで、今回、国の方に点検の報告を各自治体、

されていると思うんです。その一覧表を見させていただきました。上牧町、5校あるうち、どれもされていないということで出ていましたので、上牧町はどうしたのかなということでちょっとお伺いさせていただきました。やっぱりこれは、今、参議院の予算委員会の中でもやっぱりこの問題、非構造部材の問題が取り上げられました。その中で全国の公立小・中学校の34.7%に相当する1万校以上でこの危険箇所の点検が行われてなかったということで、2012年度までに点検、実施して、実施ゼロを、なくすということで、平野文部科学大臣はすべてやるということで明言されております。できるところから職員の方であるとか、また設置者の方であるとか、それまでに見ていただいて、ここは危険やなというところは、その27年度の専門家が見る前に見ていただいて、手を打っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 教師であるとか、設置者である上牧町の職員がわかる範囲で点検を実施していきたいと考えております。

○2番（長岡照美） よろしく申し上げます。

それでは次、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 続きまして、3番目の住宅の耐震化の状況ということでございますけれども、まず、これに関しましては、一般住宅の方から説明させていただきます。

まず、一般住宅の方につきましては、平成18年に上牧町既存の木造住宅耐震診断事業実施要綱というのを定めまして、上牧町から耐震診断員を無料で派遣し、診断を実施しているところでございます。この分について対象となる住宅につきましては、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅ということで、延べ床面積が250平方メートル以下、2階建て以下のものがございます。地階は除くということになっております。実績といたしましては、18年度が10戸、19年度が6戸、20年度7戸、平成21年度7戸、22年度3戸、23年度3戸と、徐々に減ってきておるんです。これに連動いたしまして、平成21年の7月に上牧町の既存木造住宅耐震改修補助要綱という、補助金交付要綱というのを定めまして、耐震工事に対して助成をしていこうというものを決めました。これにつきましては、最高金額50万円という補助を定めておるわけでございますけれども、これにつきましても実績といたしましては、平成22年度で1戸、平成23年度で1戸というふうに数が伸びていないのが現状でございます。原因といたしましては、改修工事には相当な費用がかかると。それについて最高金額が50万円とい

うことで、耐震診断もするけれども、工事にはなかなか実施していただけないというのが現状でございます。今後もPRをしながら進めていきたいというように考えているところでございます。

一方、公営住宅の分につきましては、昭和56年以前に建設されました住宅につきましては、第一住宅、第二住宅、第四住宅がございます。そのうち、第二住宅につきましては、平成22年度に耐震診断を終了しておりまして、平成27年度以降に長期計画の中で耐震工事の実施を考えておるところでございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 個別の住宅の耐震化の状況、今、お伺いさせていただくのですが、上牧町におきまして、56年以前の建物の対象となる棟数、これは全体の棟数にすると大体、何件ぐらいというか、全体から見たら何%ぐらい対象となる、56年以前の住宅というのはあるんでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 平成18年度時点で56年以降の建物ということで、上牧町で調査いたしました数字は72%ぐらいの数字が出ております。戸数にいたしまして、耐震化されている住宅につきましては5,500棟、軒の数がされていると。で、不十分な住宅につきましては1,600棟、そんなものでの軒数があるというような調査でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） この72%というのは、上牧町内で住宅の耐震化をされているということですね。まだされていないのは大体、これやったら28%が対象の住宅の耐震をして、改修を行っていただきたいということによろしいですか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 18年度時点の数字でございますので、その後、リフォーム等もされていると思います。数字が上がっていると思うのですがけれども、今、議員がおっしゃったような考え方かなというふうに思っております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） この耐震改修の取り組みについても国交省では住宅の耐震率、今現在、80%、2020年までに95%までに高める数値目標を掲げております。奈良県におきましても、今現在、76%ということで、18年時点ですが、上牧町の耐震率は72%ということでお伺いさせていただいて、やはり1,600棟ぐらいですか、これから耐震診断をしていただいて、耐震補

強、またそれに見合うような形でしていただかなければいけないということかと思えます。先ほど、原因についてもお話しいただいたところかと思えますが、やっぱり生活者というか、今、これだけ東日本大震災、また阪神淡路大震災等がありまして、やっぱり地震に対する危機感というのは皆さん、お持ちなんだろうと思うんですが、やはり、それをいざ、我が身に当ててみると、近い将来、地震発生への認識というところで、全国の家計の主な担い手2,500人を対象にしたインターネット上で地震防災対策に関する意識調査をされているものがありました。その中で近い将来、自分が大規模な地震に遭遇すると思うかという質問に対しましては、特にそう思うとか、どちらかと言えばそう思うということで57%ありました。特にそう思わないと、どちらかと言えばそう思わないというのが18.3%ということで、やっぱり肯定的な回答が大きく上回っているというところであります。また、大規模な地震に遭遇した場合、自分の居住している住宅が甚大な被害を受けるかという問いについても、肯定的な回答が53.2%、また否定的な回答で15.9%ということで、大きく上回っております。ただ、次の、先ほどおっしゃいましたように、耐震改修の必要性の認識というところにきますと、やはり耐震化が必要と見られる人に、住宅の耐震化について聞いたところ、耐震改修が必要と考えている人はそのうちの44.8%にとどまって、残りは必要だと思わないが10.5%、必要かどうかわからないというのが32.3%ということで、過半数の人は耐震改修の必要性を十分意識していない、十分に意識をしていないということかと思えます。また、耐震改修が必要だけれども、実施しない理由に、今、おっしゃったように、やっぱり耐震改修の費用の負担が重たいということがやっぱり第1番目に挙げられまして、これは57.4%ということで、あとは耐震改修の具体的な方法がわからないであるとか、また、いつ発生するかわからない地震に対して余裕がないということで、耐震改修ができないという、こういうアンケートもございました。やっぱり、それに対しまして、町としてやっぱりそういう方に対して、先ほど耐震補強の補助制度、そういうのもしていただいているところでありますけれども、やはり、まだまだその認識というか、情報が住民さんの方にいけてないのかなと思うのですが、これの対策、今後、広報であるとかいろいろな方法はあるかと思えますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 住民さんに対するPRでございますけれども、これは防災の担当の課とも連動いたしまして、すべての危機管理の中で、住民の方と一緒に広く知らしめていくというのは重要であるというのは認識しております。私の思いでございますけれども、

この北葛地域というのは奈良県内でも防災に対しては割と安全な地域であるというような住民の方の認識もかなりあるんじゃないかというような思いもありますので、その辺の危機感というか、しっかり地元の方に知らしめていかなければだめだというふうに感じておりますので、今後、そのように進めていきたいと思っております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） すみません、この耐震診断、耐震化の状況とあわせて、家具の固定化の取り組みについてはどのようにお考えですか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 先般、上牧町所帯全域の方にハザードマップを作成いたしましたので、配布させていただいております。その中に、家具等の基本的なそういった予防、ものの部分を示させていただいております。今のところ、そういう形で住民の方には知らせていただいているところがございますけれども、今後、さきに申し上げましたそういった耐震の部分とも一緒にPRをしていきたいというふうに思っております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、ほかの市で取り組まれている事例がございましたので、ちょっとご紹介だけさせていただきたいかなと思います。家具固定で専門家を派遣するというキャンペーンをある市でされましたところ、短期間で多くの応募があつて大好評やったということなんです。これは、防災について住民の方にアンケートをとられたときに、やはりそういう固定する専門家を派遣する制度を望むということで、この市は実施されているんですが、やはり、これは23年度から始められまして、マンションの管理組合であるとか、また地域の団体の方が地域の防災活動の一環として地域ぐるみで家具の固定を実施する場合に対して、家具固定の専門家を派遣するという事業をされています。その中に費用負担については高齢者、障害者、また小学生以下の子どもがいる世帯は2つの家具までその固定を無料にするとか、また、それ以外の世帯については、1つの家具からも費用を負担していただくということで、やはり専門家の方が来られて、やっぱり防災について家具の固定、そういうのをレクチャー、それをするのに対して、やはりそういう意識が変わってくるということですので、ぜひ、何らかの取り組みというか、していただけたらありがたいかなと思います。

先ほどからのやはり耐震診断、また耐震改修工事と並んで、この家具の固定というのは、壇上の方でも述べさせていただきましたが、やっぱりこの耐震化のこれを3つの柱としてまず、位置づけていただきまして、普及活動に努めていただきたいかなと思うところであります。

す。

よろしく申し上げます。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 十分に検討させていただきます。

○2番（長岡照美） よろしく申し上げます。

それでは次、申し上げます。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 地域防災計画での検討組織に女性の登用の進捗状況についてお答えいたします。

以前よりご意見いただいております防災計画等の策定の女性の登用につきましては、今回の防災会議の条例の改正の中でも説明いたしましたように、防災会議の中に自主防災組織の代表者または学識経験者を追加するという事で、2名の増員の改正を行っております。事例といたしまして、今、学識経験者、また防災組織の代表者という表現はしているんですけども、改正の基本となっておりますのは、東日本大震災におきまして、避難所の中での高齢者、障害者、女性等に対する視点について、十分でなかったという報告が出ましたので、それが防災会議の中で協議されて、地方の防災会議の中でそれを対応する者を追加しなさいということで、今回、改正になりましたので、その対応につきましては、既に町長の方に打診をいたしまして、女性の登用については早急に検討しろということで指示をいただいておりますので、前向きに検討いたします。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、お伺いさせていただきましたこの追加2名ということで、私が勝手に女性2名でよろしいんでしょうかということですが。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） その中の具体的な対象者として挙げられておりますのは、先ほど言いました自主防災組織の代表者、大学の教授等、それとNPOの代表者、それと女性、障害者団体というふうな形で具体的には挙げられておりますので、その辺については調整しながら決定したい。ただ、先ほど言いましたように、女性の登用はするよということ、町長の方から指示を受けておりますので、その辺は十分に検討します。ただ、2名なのか1名なのか、組織の中でどうなのかということを検討していきます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） ありがとうございます。

女性の登用をしていただけるということで感謝申し上げたいと思います。また、女性の視点が加わるということで、先ほど、部長がおっしゃいましたように赤ちゃんから高齢の方、また障害をお持ちの方の、災害弱者といわれる方の声や意見が今まで以上に反映されるということで、またこれから男性の視点、女性の視点、双方からの防災対策の充実強化を図っていただきたいかなと、このように思うところであります。ありがとうございます。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 5番について回答させていただきます。

ひとり暮らしの老人の急病や災害時等の緊急時に対し、迅速かつ適切な対応との考えから、65歳以上の方に貸与いたしております緊急通報装置でございますが、その利用状況につきまして説明をさせていただきます。平成21年度の利用者が41人、平成22年度の利用者が39人、平成23年度の利用者が36人ということで、利用される方々が若干減少いたしております。このサービスはひとり暮らしの高齢者世帯が対象ということでございますので、生き生き対策課の保健師の訪問時にも利用促進を行っているところでございますが、その方の親族がご近所ではなく他府県、遠方におられる場合は効果が薄いということで、ご利用されておられる方が36人という数値に表れているのではないかと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、緊急通報サービスの状況とまた今、問題点、何でもこう伸びないんかということをお伺いさせていただきました。

先日、敬老会に参加させていただきました。そのときに資料をいただきました。上牧町内65歳以上の方が5,605人いらっしゃるということで、この中でひとり暮らし、また対象になる方というのは何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 65歳以上でひとり暮らしの方は、民生委員さんの調査で把握しておりますが、その数は今現在で651世帯、651人でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、おひとり暮らしの方が651人おられるということで、やっぱり地域でもいろんな災害、また緊急時ということで考えられているということで、敬老会の式典の折に、自治連合会の代表の方の挨拶の中で、高齢の方を災害から守る対策として、地域で地図をつくったり、また、おひとり暮らしの方の色分けをしたりとか、また緊急時、災害時には

どの方がどのお家に行くという、そういう担当を決めて見守る体制をとっていきたい、これからそういうふうに進めたいんやというお話等、されておりまして、本当にそういう意味からも緊急通報サービスの利用を促進していただくことによって、災害時であるとか、また緊急時に、やっぱり地域の見守る地域での連携等も活用可能、大いに活用できるんじゃないかなと思うところなんです、先ほど、この協力員というか、すぐに通報して、すぐに駆けつけて安否を確認していただく方がなかなかいないということなんです、その点については、今後、どのようにと考えていらっしゃるのか、進めていこうとしているのか、その辺、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 今後の対策ということでございますけれども、まず、再度、広報にて制度の周知を行いたいと考えております。あわせまして、町の保健師、また民生委員さんの方からも、ひとり暮らしの方々に利用促進を願って、多く利用いただけるように努めたいと考えています。

また、今おっしゃった協力員の件でございますけれども、民生委員さんにはできる限り、親族としての、通報協力員としてのご協力を受けていただけるようお願いをしたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 本当に1人の方を守るというのは大変なこと、また責任もありますので、そういう意味では大変、ご苦労なことかなと思うのですが、具体的に今後、進めていただきまして、大いにこの、せっかくある制度ですので、利用し、活用していただきたいかなと思うところです。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） おっしゃったとおり、この事業は地域の協力が重要でございますので、地元シルバークラブ、また、自治会等の協力も得られるように積極的に今後、働きかけてまいりたいと考えております。

○2番（長岡照美） ありがとうございます。

次、お願いします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 続きまして、粗大ごみでございますけれども、まず、リクエスト収集の現状について、また今後はということでございますけれども、現在のところ、1日

平均8件ということで、当課といたしましてはマックス状態が続いております。これにつきましては、住民の皆さん方には大変ご利用いただいておりますと、好評であるというふうにご考えておるところでございます。また、今後におきましてこの状況はずっと続くのではないかとこのように思っております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） このリクエスト収集、導入されますと、料金、お金を取るようになってからかなと思います。それまでは集積場に月1回でしたか、そこに持っていけば持っていただけて、個数、そういうのも一切関係なしで持って行っていただけたのが、このリクエスト収集になって、ごみの一覧表を見させていただきまして、まず、電話で予約をするということと、また、1カ月1回で個数は3個までということになっています。引っ越し等のリクエスト、引っ越しするので何個か3個以上、粗大ごみがあると言う場合は、1回に3個ということですので、何回かに分けて出していただきたいということです。この改善というか、していただきたいと思うのは、1カ月1回につき3個というのは、やはり、多く出した方にとってはとっても不便な収集じゃないかなと思うところなんです。この引っ越しについても、1回に持って行ってくれない、何回かに分けてでしか持って行ってくれないという分に対しても、とても不便やなと感じるんですが、今、1日に8件ですか、これでいっぱい、1回につき3個でもういっぱいなんやというところなんです、これで持っていけない場合は、次に入るんですが、今度は持ち込みということになるかと思うのですが、できれば持ち込みでなくて、やはりリクエスト収集で持って行っていただきたいというのが要望なんです、その点、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） ただいま、長岡議員もおっしゃったとおり、また、部長が答弁しましたとおり、リクエスト収集というのは大変、好評でございます、件数におきましては、年間、毎年約2,000件、平成21年度から23年度までの統計を今、手持ちで持っておりますけれども、毎年2,000件のリクエストがございます。引っ越しのときというのは、今、おっしゃったように3回に分けるといのは大変、住民さんにとっては難儀なことだと担当課も認識しております。引っ越しされるときに、引っ越しの日の間近に申し込みをされる方が多いように現場からは聞いております。あらかじめ、引っ越しの日が急遽引っ越しという場合もございましょうが、なるべく、手前の方で申し込みをしていただき、引っ越しなんですということを書いていただき、一応、原則3個というふうに書いておりますので、必ず3個しかだめ

ですというふうなことは申し上げていないというふうに現場からも聞いておりますが、大概は引っ越しの近いときに、我々、毎日現場にもそういうふうに指導しているんですけども、我々は毎日その業務をやっております。その認識も当たり前ですけど強いです。住民の方は引っ越しするときに初めてその状況になられるわけで、なかなかそこまでの機転といいますか、あらかじめ申し込んでおかないとというような感覚というのはなかなかその瞬間、できないというのは、これは担当課でも認識しておりますけれども、なかなかそこらあたりの歯車といいますか、がうまくいかない。大概是先ほど言いましたように間近になっておっしゃられて、カレンダーを見てみますと、もう予約が詰まっておることになっておるようには思います。そのあたりは、議員、おっしゃるように改善の余地ありというふうに担当課でも認識はしております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 個数についてはそうなんです。また、そのリクエスト収集で持っていただけない分、持ち込みということもあるんですが、なかなか持ち込みにしますと、車の手配から、それこそ1人で車に積んで持っていくというのができないので、できればリクエスト収集で取って行ってほしいというのが1つです。

それと、この持ち込みに対して、近隣の状況なんですけれども、上牧町の場合は、粗大ごみを車に積んで役場に持ってきます、持ってきて、担当課の方にこの分ですというのを確認してもらって、焼却施設に持って行ってほしいという許可証をいただく、いただいて、その日に直接、焼却施設に持っていくという手続かと思うのですが、やっぱり近隣の河合町、広陵町では、直接、焼却施設、クリーンセンター、そういうところに持ち込んで、キロ何ぼということで回収をしてくれるということです。また、王寺、香芝におきましても、当日ではなくて事前に申し込みができて、こちらの自分の都合で何日に行きたいということで、どの車で行くか、まあ、言うたらその住民さんというのを確認で、車のナンバーと何を持っていくというのを記入用紙に書いて、事前に申し込みはするんですが、自分の行きたいときに焼却施設に持っていくということで、すごく簡素化しているんです。上牧町の場合は確認という意味もあるかと思うんですが、もうちょっと簡素化にならないかなと思うところなんです。いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） 今、おっしゃったように確認事項は結構ございます。一番、やはり当課として確認したい部分というのは、当然、上牧町の住民さん、もちろん、上牧町で出た

ごみであるかどうかということと、何分にもご存じのとおり、当焼却場はご存じのとおり  
の状態でございます。そのごみを破碎する機械も大型の破碎機を持っておりません。そうい  
うところで一番問題になるのは、例えば樹木をお家でご自分で剪定されて、そのままきれいに  
はひもでくくって持ってきてくださるですけれども、その破碎機に入らないほど長いとかい  
うのがままありまして、それを確認させていただくというのが主な理由でございます。おっ  
しゃったように、香芝市は事前に申請に行って、その持ち込み証というか、その内容を書か  
れたものをご自分の都合のいいときにセンターに持ち込んでいるというのは、これは認識し  
ておるんですけれども、上牧町の場合は先ほど言いましたように、そのときにそのごみを目  
で確認させてもらってという部分が非常に大きいというところございまして、そのあたり  
も含めまして、以後、もろもろ考えたいと思います。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） よろしく申し上げます。

それでは、3つ目の質問のご回答をお願いしたいと思います。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） この老人施設というところはあまりびんとこなくてあれなんですけ  
ども、今のところ、そういうところがかかわってのごみの収集、粗大ごみの収集という実績  
は当課ではございません。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） グループホームであるとか、老人のマンション等のことを、話をさせて  
いただいているんですが、入居されて退去されるときに、やっぱり粗大ごみというのが結構、  
全部一遍に持って出なくちゃいけないので、その場で焼却、焼却施設の方で処理したいとい  
うお声を聞きましたので、そのような場合は、やっぱり持ち込みという形ですかと思  
いまして、お伺いさせていただいております。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） 今、お聞きいたしまして、大体状況は把握いたしました。

退去されるときに出てくる、いわゆる粗大ごみで、そのままお家に持って帰らずにそのま  
ま処分したいという場合、どうしたらよいかということだろうと思うんですけれども、これ  
は、先ほど申しました持ち込みの方法に準じて、一旦役所に寄っていただいて、その足で焼  
却場に行ってもらおうというふうな方法しか今のところないと考えます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） ありがとうございます。

ごみの減量ということもありますが、気軽に利用していただけるように、今後、よろしく  
お願いしたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○議長（東 充洋） 以上で、2番、長岡議員の一般質問を終わります。

1時まで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。



◇木 内 利 雄

○議長（東 充洋） 6番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（6番 木内利雄 登壇）

○6番（木内利雄） 6番、木内利雄でございます。

通告書に従い、順次、質問を行わせていただきたいと思います。と存じます。

質問事項は、1点目は学校のあり方について、2点目は上牧町に対する訴訟事件について、  
3点目がまちづくりについてでございます。なお、この件で通告しておりました1点目の久  
渡古墳群については、先日の総務建設委員会で質問し、答弁を賜りましたので、一般質問で  
は割愛とさせていただきますので、ご了解の方、よろしくお願いをいたします。

質問事項は以上でございます。

なお、質問内容に入らせていただく前に、先日来、問題となっている中国の反日デモとい  
うか、暴動という方が適切かもわかりませんが、について、一言、触れさせていただきたい  
と存じます。

日本政府の尖閣諸島国有化に反対する過激な反日抗議デモ、暴動が中国各地で連日、行わ

れている。北京の日本大使館の窓ガラスが割られるなど、トヨタやパナソニックをはじめとする多数の日系企業や日本料理店などが破壊、そして商品の略奪、またまた放火など、暴力行為がなされているところでもあります。これらの蛮行はデモではなく、もはや、テロ行為と言わざるを得ません。各種の報道を見る限り、このたびの中国政府及び暴徒と化したデモ隊の過激かつ異常な言動は、世界第2位のGDP、国内総生産の経済大国とは思えぬろうぜきぶりであります。中国の春秋時代における政治家であった管仲、これはご案内のとおり、仲のいい友達のことを管鮑の交わりといいますけれども、その1人の方の管さんです。管仲の言葉に、「倉廩実つればすなわち礼節を知り、衣食足りればすなわち榮辱を知る」という言葉があります。言葉の意味は、生活にゆとりが出てきて初めて人間というものは道徳心などに心が向き、恥や名譽を考えるようになるというものであります。類語に「衣食足りて礼節を知る」というものがあり、我々、日本国民にも親しみのある言葉であります。しかるに、管仲の言葉を通してみれば、中国のGDP世界第2位は虚構であり、俗な言葉で申し上げれば、成金の国の国民と言わねばなりません。一方、日本に在住する留学生や就労者などの中国人などは、肩身の狭い思いをしていることと思います。我々、日本国民は中国を反面教師として、今までどおりの姿勢で接していきたいものであります。終わりに、中国政府首脳、そして中国人よ恥を知れという言葉とともに、強く一日本人として抗議をするものであります。

以上、反日デモ、暴動に対し、一言触れさせていただきました。

それでは、本題の質問内容に入らせていただきます。

1点目の学校のあり方についてであります。この件については、1点目は全国学力テストの結果について、そして2点目はいじめ問題についてお伺いをいたします。

それではまず、全国学力テストについてお伺いをいたします。文部科学省は8月8日、小学6年と中学3年を対象に、4月に実施した2012年度全国学力学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果を公表しました。これまでの国語と算数、数学に理科を追加して、初めて3教科で実施されたところであり、都道府県別の公立学校で比べると、小学校6年、中学校3年とともに例年上位の秋田、福井、富山、石川の各県が国語と算数、数学の各A、Bに加え、新教科の理科でも好成績をおさめ、下位は沖縄や高知、大阪が目立った等々が報道されているところでもあります。

そこで初めに、本全国学力テスト結果を踏まえて、本町小・中学校ほどの程度の正答率だったのか、また、教育長の感想、見解を求めるものであります。

次に、いじめ問題についてお伺いをいたします。

大津市立中学2年の男子生徒がいじめを苦に自殺した問題が発覚以降、連日、新聞紙上等に各地のいじめ事件が報道されています。そこでまず、何ゆえ、いじめということが起こっているのか、どう認識されているのか、教育長の見解を求めます。

次に、上牧町に対する損害賠償請求控訴事件について伺います。まずは、大阪高等裁判所での判決内容の詳細を伺うところであります。

次に、まちづくりの質問のうちの1つである上牧町三軒屋地域で工事中の店舗、大黒天物産株式会社の開店後の交通問題、及び安全対策について伺います。ご案内のとおり、同工事中の店舗の付近にはスーパーおくやまもあり、現在でも曜日や時間帯によっては隣接道路において車両の停滞が発生しています。同店舗がどの程度の集客力かは不明であります。交通問題及び安全対策について、町の見解をまず、求めるものであります。

次に、昨日、来年春に執行予定とされている上牧町長選挙に再選出馬を表明された今中町長に、今後のまちづくりについて、基本的な見解、構想について答弁を求めるものであります。

質問事項は以上でございます。なお、再質問に関しましては、質問者席で行わせていただきます。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず、1点目の2012年度、全国学力学習状況調査の結果、上牧町はどの程度の正答率だったのかというご質問でございますが、その質問に答える前に、この学力調査の実施方法について簡単に説明したいんですけど、よろしいですか。

今回の調査方法ですけれども、文部科学省が調査対象として抽出した学校が対象でございます。つまり、全国抽出調査でございます。上牧町では小学校1校、それから中学校2校が抽出校に選ばれました。

それから、調査の学年ですけれども、これは木内議員がおっしゃったとおり、小学校が6年生、中学校は3年生でございます。教科につきましても、先ほど申されましたとおり、小学校が国語、算数、理科、中学校が国語、数学、理科で、それぞれ、知識と活用でございます。先ほど、A、Bという表現をされましたけれども、Aが知識、Bが活用でございます。

それでは、本題のどの程度の正答率だったのかというご質問でございますけれども、まず、上牧中学校でございますけれども、国語の知識が奈良県平均とほぼ同じで、全国平均より少し上回っている状況でございます。次に国語の活用、数学の知識、数学の活用及び理科の活用は、奈良県平均及び全国平均よりやや下回っております。それから、理科の知識につま

しては、奈良県平均及び全国平均よりやや上回っております。いずれも上回っている教科、下回っている教科があるんですけども、いずれにつきましても上回っている割合はごくわずかでございまして、誤差の範囲内と考えております。

次に、小学校につきまして説明させていただきます。小学校につきましては、国語、算数、理科、それぞれの知識、活用、そのすべての教科で奈良県平均及び全国平均を上回っております。特に一、二点の差は誤差の範囲内と、5点以上下回れば問題やし、5点以上上回れば優秀であると言った専門家がいる中で、数学の知識は全国平均より5点以上上回っております。理科につきましては、知識、活用ともに奈良県平均及び全国平均より5点以上上回っております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正溢） お答えいたします。

感想でございますけれども、児童、生徒の学力の高い低いの原因としては、本人の学習意欲、先生の指導力、家庭の教育力等、さまざま考えられるわけですが、それらが複雑に重なって今回のテストの結果に出ておるんだと考えております。その結果、上牧町といたしましては、小・中とも全国平均、県平均の範囲内におさまる結果を、国語、算数、数学、理科と残してくれたことは、喜ばしいことだと率直に感じております。この学力学習状況調査を通して教えられることを、今後の本町の教育推進に生かしていきたいと思っております。なお、一層に各職場において先生方の指導力を高める研修を充実してもらい、児童、生徒の学習意欲を高めるよう、そして、学力が高まるよう、教育委員会としても指導していきたいと思っております。

以上が感想です。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） まず、確認なんですが、小学校はどの小学校ですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 上牧町の教育委員会といたしましては、学校個別の成績発表は行わないという決定をされてございまして、小学校1校だけ抽出されておりますので、学校名は明らかにしておりません。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） いやいや、僕は正答率という話をしているんじゃないんです。抽出され

たのは上牧小学校なのか、第二小なのか、第三小なのかという話をしているんですけども。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） ことしは第三小学校でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 今、8月8日の奈良新聞で、私、壇上で話したようなことがここへ一覧表、全国の都道府県別のあれが出とるんです。今、部長も教育長もお話を聞いておると、平均やったからよかったみたいな話、それは、私は耳障りだなというふうに感じました。つまり、この公表されたものから抽出したのですが、小学校の各教科の1位は全部秋田県なんです。その正答率を見ると、1番幅の広いので見ると、奈良県と1位の秋田県を比べたらわかります。国語のB、これが秋田県が63.0、ほんで奈良県は56.9、つまり6.1%の差がある、おおむねそれに近いような話に上牧町は県平均を出されているわけやから、上牧町にもおおむねこの数字が当てはまるの tochやうかなと思って。今、小学校の話です。理科も今、申し上げたとおり、1位が秋田県、正答率は68.4%、奈良県は61.7%、そこは6.7%も離れているんです。数字に誤りがあればおっしゃってください。ちなみに国語のA、算数のA、Bにしたって4.3、4.0、4.0という%の正答率における差があるんです。それで、もし、これ、公表されたものから、こっちが抽出して書いておって、おもしろいことに気がついたのですが、次、中学校行きます。中学校の国語B、これ、秋田県が全国で1位です、70.3、奈良県が62.9、これ、7.4%の差がある。理科はこれ、福井県が全国1位なんです、57.8、奈良県は51.1、つまり6.7、つまり、ここでお気づきになったかどうかかわからないですが、1位のところと差が大きいのを今、申し上げたんですが、小学校の国語Bも6.1%、中学校の国語Bも7.4%、小学校の理科も6.7%で、なおかつ中学校の理科も6.7%、つまり小学校にきちんとしてなかったら、同じような状態が中学校まで引きずっておるとというのが、これから読めるかなと思うんですけども、これはいかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず、小学校でございますけれども、小学校につきましては、先ほど申し上げましたとおり、理科につきましては知識、活用とも奈良県平均、全国平均より5点以上上回っているのが現状でございます。小学校につきましては、すべての教科で全国平均、奈良県平均より上回っておりました。残念ながら中学校につきましては、おおむね全国平均とそんなに大差はないというふうな状況でございましたけれども、というのが現状でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 何も部長や教育長を責めとるわけじゃないので、これからどうしたらえんかというのをともどもに考える場にしたいと思っておるのですが。

平均やったからよかったなというんじゃだめだということを先ほど申し上げたとおりなんです。教師の人たち、現場でお教えになっている小学校、中学校の先生方、これらの人も、ああ、うちの学校は、うちの町は県平均あったらよかった、ちょっと上回っているからよかったじゃなしに、それやったら向上心がわからない。先ほど申し上げたように、秋田県や福井県みたいに、ここと比較せんとだめなんです。同じ年の子が、小学校6年生、同じ年の子が中学校3年生なんです。ほんなら、秋田県や福井県とか、先ほど富山県とかそんなのがあったけど、上位のところを目指さんとだめなんです。平均値やったからよかったというような考え方が教育長とか部長にあれば、これは現場もそうなりますと。ここら辺はいかがですか。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正溢） 先ほど、こういう平均点の本町の結果が出たことで、一安心して率直に喜びたいと申し上げましたけれども、決してそこに満足しているのではなくて、今後一層、先ほども申しましたように、先生方に指導力を高めてもらい、しいては子どもの学習意欲を高めて、学力を高い方に持っていくというのは当然すぎるほどのことでありますので、その点については決してここに甘んじているということではございません。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） それでは、しっかりとお取り組みをされて、奈良県の上牧町の小・中学校が奈良県の牽引力となって、何年か後には、各科目の平均正答率上位都道府県のここに載るように、しっかりとお取り組みをされるように願っておきたいなと思うので、そこら辺はしっかりとお取り組みをされるように申し上げておきたいと思います。

それじゃ、次、いじめ、お願いします。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正溢） お答えいたします。

いじめはどうして起こるかというご質問でございますが、大変、難しい質問だなと私、思っておるわけでございますが、一概にこれこれでこれでいじめがこうして起こるといふふうには断定できないかと思いますが、私がいじめの背景にあるもの、背後にあるものとして、潜むものとして考えたのは、5点ほど考えてみました。

まず1点は人間形成のゆがみ、2つ目に自己表現の乏しさ、3つ目に自己存在感が持てな

い不満、4つ目にストレスを解消できない不満、5つ目に対人関係の未熟さというふうなことなどなどが原因として考えられ、子どもたちは1日の生活を見たときに、本当に勉強などに追われたり、今の子どもたちはこの社会状況の中で、非常に先ほどの学力の話じゃありませんけれども、多くの子どもは勉強主体の生活で、塾もあれば学校もあるというふうな生活の中でいろいろと苦しい思いをしながら、未来には展望も持てない、夢も持てないというふうな中で、何かこう鬱積したものを持ちながら暮らしているのが、今の多くの子どもたちの姿ではないかなと思うので、そういうものが、はけ口として弱いところ、異質なものに向かっていじめという行動を起こし、それが集団化しているというふうな要素も多分にあるのではないかなと、こんなふうを考えております。だから、これは一概に言えないことですが、私も私としてはそんなふうを考えます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） そうですよ。難しいですよ。これやというのはないと思いますけれども。5つのそれも、しっかりと私もそうなんだなというふうに受けとめさせていただきました。

そこで、私より以前に何人かの方がこのことについてもご質問なさっておって、その中の答弁の中にアンケートをとられた、上牧中学校と第二中学校、このうちで33人がいじめられたことがあると答えておると。数字に誤りがあればご指摘ください。うち、今はもう解決しているというのが25人、つまり、残りの8人はまだいじめられていると。二中の方が23人、17人、残りが5人ということなんですよ。この数字はよろしいでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） はい、そのとおりでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） これは、アンケートはいつ、時期です、何月何日になさったのか、また、ほかの項目はあったのかどうか、アンケート項目はあったのかどうか、先に答弁いただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 実施の時期につきましては、2学期が始まりました第1週目に行っております。それから、アンケートでございますけれども、当然、ほかにもございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） その内容は、箇条書きでお答えください。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず、上牧中学校でございますけれども、まず1番というのは、先ほどの回答に、いじめられたと答えた人の大体、内容でございます。まず、ひやかしやからかい、悪口やおどし、嫌なことを言われると答えた人が18件でございます。それから、仲間外れにされたり、集団で無視されると答えた方が12件、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりけられたりするというのが8件でございます。ひどくぶつけられたり、叩かれたりけられたりするというのが2件でございます。お金や持ち物を無理やり取られたり、要求されるのが1件でございます。お金や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたというのが5件でございます。嫌なことや恥ずかしいこと、危ないことをされたりさせられたりするというのが2件でございます。パソコンや携帯電話に悪口や嫌なことを書かれると答えた人が2件でございます。その他が2件でございます。

次に、いじめが始まった時期でございますけれども、これも24年4月以降にいじめられたことがあると回答した人の中で、平成24年4月以前からいじめが始まったと答えた人が10件、すみません、誤りました、取り消します、平成24年4月以降に始まったという人が10件でございます。24年3月以前から始まっていたと答えた人が21件でございます。

それから、いじめが起こる場面でございます。登下校中と答えた人が6件、授業中が2件、休み時間、昼休みが20件、給食や清掃中が5件、部活動中が5件、放課後が5件、下校後、自宅や外出先が4件、その他が2件でございます。

次に加害者の区別でございます。同じクラスの人が24件、違うクラスの人が10件、同じ学校に通う先輩が1件、卒業した先輩が3件、同じ学校に通う後輩が1件、違う学校にが1件、その他が1件でございます。

次は周りでいじめられている人を見たことがあるかという質問に対して、74人の人があると答えております。

次に第二中学校は同じ質問です。

○6番（木内利雄） いや、よろしい。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） それで、今、おおむねお聞きしたんですが、いじめた経験はあるのか、いわゆる俗に言う加害者の方です。こういう設問、アンケート項目はなかったのでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 先ほど答えたのがすべてでございます、それ以外の項目はござい

ません。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 確認します。

いじめた、いわゆる加害者等、経験はあるのか、また、今でもいじているのかという項目はなかったんですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） はい、ありませんでした。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） これ、なぜ、無記名ですよ。なぜ、設問としてあつてしかるべきやなと私は思いますけど。そうは思いませんか。より、このいじめの構造というか、部分が浮き上がってくるんじゃないですか。私はそう思いましたけど。いかがですか。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正滋） おっしゃることはもっともだと思いますけれども、これ、この中学生のアンケートにつきましては、中学校の校長会なり、県教委と責任を持ってつくっていただいたものを、私たちに下ろしていただいて、活用させていただいているということでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） そこでやっぱり、現場で教育長、部長、課長等がこのアンケート項目がベストなのかどうか、やはりもむ必要があるのではないかなど。県が言うてきたとか、校長会がどうか、それは一定の知識のある方がやられているんでしょうから、大きな間違いはないにしたって、私ら素人から見る目の部分で新しい感覚でものが見つめられるんで、そこら辺をもうちょっとお考えになった方が、今後、お考えになった方がよろしいかなと思います。そこで、先ほど申し上げた残りの8人、5人、これらについてのアクションはどういうふうになさっているんでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） このアンケートを受けまして、先生が個別に、すべての生徒に個別で聞き取り調査をこれから行うということでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） アンケートが終わって、そのアンケート結果を現場の教師もしくは校長、もしくは教育長、部長が見られたのはいつなんですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 先週の12日だったと思います。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） ほんで、いわゆる、このことについて、現場の先生はもう、走られているわけですね。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） はい。個別に既に聞き取りを始めているということでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） もうちょっと早よやっとならよかったみたいな後悔が出ないように、スピード感を持って、丁寧にやられるように望んでおきたいと思います。どこの課やったか知らんけども、住宅の契約者と町と借家のあれ、やっぱりスピード感、ありました。私、80%も行っていると思ってなかったけども、請書の書きかえをやられとるですよ。だから、スピード感を持って、後で後悔の残らないしっかりとしたお取り組みをされるように申し上げ、この項目は終わりたいと思います。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 町に対する控訴事件について回答いたします。

お尋ねの損害賠償請求控訴事件につきましては、平成24年8月24日に大阪高等裁判所におきまして、判決が言い渡されております。

判決主文は、1、本件控訴は棄却する、2、控訴費用は控訴人の負担とするということで、判決が言い渡されております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 今のは主文だと思うのですが、まず、判決事案の要旨について、全文、お述べください。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 事案の要旨について、要点を絞って報告させていただきます。それと、結論とあわせて報告させていただきます。

上牧中学校時代のいじめ行為以外にも、さまざまな誘因が考えられるのであるから、控訴人の上牧中学校3年生時に総合失調症の前駆症状があらわれたとしても、そのころのいじめ行為と、控訴人の総合失調症の発症、持続との間の相関因果関係はにわかには認められないということで、最終的に結論といたしましては、原判決は相当であり、本件控訴は理由がな

いことから棄却するというので、主文が判決となっております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） そこで、もう1点お尋ねをするんですが、本件は判決が確定しているのか。つまり、上告はされたのか、また、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 上告につきましては、民事訴訟法の方で判決の送達があった日より14日以内と定められておりますので、今現在、手続がとられておりますので、この請求についてはすべて終了したということでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） そこで、次に本件に関する弁護士等に支払った費用について、詳細をお述べください。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、一番の費用でございます。一番の着手金167万5,000円、それと成功報酬577万5,000円、一番のトータルが745万円でございます。それと今回の控訴の第二審でございます。着手金が167万5,000円、成功報酬が105万円、二審のトータルが272万5,000円で、総トータルが1,017万5,000円となっております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 私、何も提訴をするのを否定するわけでも何でもないんですが、原告の方は私たちと同じ身分の方なので、もう少し、お考えになられた方がよかったですのではないかと。今、控訴の内容を聞きましたけれども、裁判所の判決内容をお聞きしたわけですが、全く歯牙にもかけないというのが言えるんじゃないかなと思っております。こういった1,017万5,000円、みんなの超過勤務手当、また職員の給与の削減等々、また住民のサービスの削減等々を行って来て、町財政を健全化させてきた中で、こうやって1,000万を超える部分がこうやったふうに消えるというのは、私は残念至極だなというふうに思いますが……。

○10番（吉川米義） ちょっと待て、ちょっと待てや。おまえ、何でそんな言う権利、どこにあるねん。そんなおまえ言うたら、損害賠償1,600万円、取ったやつどないするねん、予算も組まんと。

○議長（東 充洋） 静粛をお願いします。静粛に。

○10番（吉川米義） そしたら、おまえ、そんな言う権利、あれへんやん。

○議長（東 充洋） 静粛をお願いします。静粛をお願いします。

- 10番（吉川米義） 議員であったとしたら、内容についてもっと調べよ。何が原因でこの裁判になったかということ。
- 議長（東 充洋） 吉川議員、静粛に。
- 10番（吉川米義） それ調べんと、何言うとるんよ。考えられたらええってどういうこっちゃ。
- 議長（東 充洋） 吉川議員。
- 10番（吉川米義） おまえに言われるような筋合いはないんじゃ。
- 6番（木内利雄） 議長、ちょっとちゃんとしてください。
- 議長（東 充洋） 吉川議員、静粛に。
- 10番（吉川米義） おまえ、ほしたら損害賠償はどうなるねん。
- 議長（東 充洋） 吉川議員。
- 6番（木内利雄） 議長の言うこと聞いたらどうですか。
- 10番（吉川米義） おまえが聞け。何言うとんじゃ、おら。
- 議長（東 充洋） 静粛をお願いします。
- 6番（木内利雄） 議長、もう、ああいう状態だったら続けられませんので。
- 議長（東 充洋） 次に同じ状況であれば、退場いたしますので、続けてください。
- 6番（木内利雄） ですから、こういった財政難の折に、先ほど申し上げような住民やまた町職員や我々がしっかりと財政再建に向けて取り組んできている中で、こういって1,000万円も超える金額がこのような形で消えるというのは、私は残念だなというふうに思っておるところでございます。また、総務部長におかれてはいかがお考えでしょうか。
- 議長（東 充洋） 総務部長。
- 総務部長（田中一夫） ご意見として聞いております。答弁は控えさせていただきます。
- 議長（東 充洋） 木内議員。
- 6番（木内利雄） 頭から湯気を出しながら、後ろからぎゃーぎゃー言うている議員もいますが、私は至って遺憾だなというふうに思います。
- 10番（吉川米義） 何がぎゃーぎゃー言うとるんじゃ。
- 議長（東 充洋） 静粛に願います。
- 木内議員。
- 6番（木内利雄） 蛙鳴蝉噪といって、ぎゃーぎゃーはよう言うけれども、きちっとしたしゃべりはできない、発言はできないということ。何言ったところで、考えとるんですか。

○10番（吉川米義） 何、何言うた、もう一遍言うてみい、おい。

○議長（東 充洋） 休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時51分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。

お願いします。

木内議員。

○6番（木内利雄） 議会改革検討委員会か何かやられてますけれども、こういうところも改革されるようにしっかりとお取り組みをいただきたいし、また、こういう状態ではネット配信は恥ずかしいなというふうに感じたところでございます。蛙鳴蝉噪のやからとはああいうやからなんだなというふうにつけ加えておきたいと思えます。

それでは、次のまちづくりについて、答弁をお願いします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 三軒屋地域での大黒天物産の開店交通問題及び安全対策ということでございます。

まず、この件に先立ちまして、昨日、またきょうの午前中に役場下の交差点の渋滞問題について、まちづくり推進課長の方から、今現在の解消に向けての協議会等を立ち上げている旨、説明させていただきました。そういう形で、まず1点、そこの解決について、今、動いているところでございます。

次に、この大黒天物産、これ、本店の名前でございますけれども、仮称ディオ上牧店というような名前がついているようでございます。これが年内のオープンを目指しておるというふうに今、聞き及んでおるわけでございます。我々も県道中筋出作線の中の方の交通渋滞というのは、非常に懸念をいたしております。開発協議、事前協議の中で、町とのやりとりの中で、まず、店の形態、2カ所の出入り口がございますが、1も2も左折入りの左折ということで、右折は禁止するという形でずっと指導をしてきております。今現在、24時間営業というような経営方針を出されておりますので、夜中の中の安全管理ということで、危惧をしているわけでございます。といいますのは、1、2の出入り口の全部にゼブラゾーンとい

いまして、安全帯を設けるということで協議は整っておるんですが、夜中の中になりますと、やはり右折等に入る車もあるんじゃないかという心配もしておりますので、今現在、その部分について対策を協議中であるということでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） まず、確認しておきますが、当該店舗については出入り口はどの位置につくんでしょうか。そこ、何か裏に道がありますよね、旧の三軒屋の。それも含めて、どのポジションに、位置に出入り口があるのかと。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 出入り口につきましては、県道の方の、計画されておる店舗の西側と東側の2カ所となっております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） そこで、壇上でも申し上げましたが、おくやまさんがあって、しばらく行くと、当該店舗が今、新築されているわけですが、おくやまさんは右折れで信号からそんなに遠くない場所から右折れして進入できるように今、なっております。今、当該店舗に関しましても、とりあえず、右折れ進入禁止というのが大原則やと思います。中央分離帯、もしくはそれに類するセンターポールを立てて、右折れの進入は厳禁と、できないという形にするのが、私は一番よい形だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 委員のご指摘どおり、我々も一番そこを危惧しておるわけでございます。というのは、24時間営業ということでございまして、今現在、そのポストコーンの設置について、相手側と今、協議をしております。管理が奈良県の県道でございますので、我々の意思がすぐに反映されないという部分がございますが、できる限り、そういう形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 県道でも、地元の皆さん方の方が一番、現状はよく知っているわけですよ。ほとんど毎日のように見ているわけですから。だから、しっかりそこら辺のところは、県の職員にそういった思いを伝えてやられるのがよろしいかなと思いますし、なおかつ、ついぞと言ったら何ですが、おくやまさんも全部、左折れでしか進入できないというような形の方が望ましいと思います。ですから、おくやまさんも当該店舗の大黒天物産さんも右折れ進入はできないという形をとられるのが、最も手っ取り早い交通の問題を解決するかと思う

のですが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 先ほど説明いたしました役場下の渋滞解消の協議会でございますけれども、その部分についてはおくやまさんを含めた形で計画を、協議をするわけでございますので、今の部分もしっかりと入れながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 要は中央分離帯、何らかの形で設置をされるように、しっかりとしたお取り組みをされるように申し上げておきたいとします。これ、集客はどの程度なのか、私は不案内でわからないのですが、職員の方でわかっているんでしたらお答えください。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず、駐車場については150台程度の数でございます。また、この資料の中では、ピーク時で1日当たりの来客数については2,000人という計算が出ております。車による来店がピーク時で1時間あたり236台、これは、行く客と帰る客を入れていただきますので、半分でございます。そういうふうな形で出ております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） とにかくにもしっかりとした取り組みをされるように申し上げておきたいとします。

それでは次、お願いします。

議長、ちょっとよろしいですか。

○議長（東 充洋） はい。

○6番（木内利雄） あと、残り8分ほどです。町長、ゆっくりと8分間、おしゃべりいただいても結構です。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） きのう、堀内議員の方から質問をいただきまして、出馬をするということで答えさせていただきました。その後、3時半から新聞各社に来ていただいて、改めて出馬発表をさせていただいたということでございます。

それで、大きなものの考え方として、どういうまちづくりをしていくのかということですが、住民、議会、そして行政、それぞれが役割、責任をしっかりと自覚したまちづくりを進めていかななくては、すべて行政が抱えていくというような、これから、まちづくりは私はもうできないというふうに考えておりますので、これを根本にして、まちづくりを進

めていきたいなど。ただ、これを進めていく上については、協働と参画というのは、これは絶対条件でございますので、そういうことも含めた形をとっていきたいと。

それと、大きな部分としては、超高齢化社会でございますので、先般の敬老会の中でも、今、60歳から65歳までが約8,000人おられます。65歳以上は5,300人程度というふうに思いますが、これが年々、65歳以上に繰り上がっていくわけでございますし、当然、医療、それと福祉施設が充実しておるわけでございますので、なかなか高齢者人口というのは減っていかないというのが、当面、続くだろうと思います。そういう中で、この高齢者対策をどのようにしていくか、生きがいを持ってもらって元気で長生きをしてもらう方策をやっぱりしっかりと考える必要があると。それとあわせてその高齢者を支えていく若い世代、これもしっかりと確保していく必要があるのかなと。そういう意味ではやっぱり子育て支援、これは教育を含めてでございますが、こういうことをしっかりと充実させると、そういうことが、やっぱり口コミで広がって、上牧町は安心、安全で生活がしやすいなど、こういう人々から声が出るような、そういうまちづくりをしっかりと目指していきたいなど。

それに付随して言いますと、そういうまちづくりをこれから目指していくとするならば、当然、住民、議会が役割と先ほど言いましたが、責任というものもあるわけでございますが、我々、理事者側、幾ら私が、幹部がそういう意識を持ったとしても、末端まで行き届かないと、私の言っていることが何やということになってしまいますので、職員も同じようなものの考え方で取り組んでいけるように、これから、我々幹部もしっかりと、そういうところにも力を注いでいきたいと、そう考えております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） もうよろしいですか。

この3年半ほど、今中町政並びに部課長をはじめとする職員の皆様方を見せていただきました。私は安定した町運営がこの3年半、しっかりできたのかなというふうに思っております。再選を目指されるわけですから。今後ともしっかりと約2万4,000人のための、住民のためにしっかりとのお取り組みをされるよう、今後のご活躍を期待しておきたいと思っております。

言い残したこと、ございませんか。

それじゃ、これで終わります。

○議長（東 充洋） 以上で6番、木内議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

---

◇

◎散会の宣告

○議長（東 充洋） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時04分

## 平成24年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

平成24年9月21日（金）午前10時開議

- 第 1 決算特別委員長報告について
- 第 2 認第 1号 平成23年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認第 2号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認第 3号 平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認第 4号 平成23年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 第 6 認第 5号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認第 6号 平成23年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認第 7号 平成23年度上牧町水道事業会計決算認定について
- 第 9 総務建設委員長報告について
- 第10 議第 1号 上牧町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 2号 上牧町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第 3号 上牧町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第 4号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第 5号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について
- 第15 議第 9号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）  
について
- 第16 議第10号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について
- 第17 議第12号 上牧町土地開発公社の解散について
- 第18 議第13号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について
- 追加日程第19 決議案第1号 議第12号「上牧町土地開発公社の解散について」並びに  
議第13号「第三セクター等改革推進債の起債に係る許可  
申請について」に対する附帯決議（案）
- 第20 意見書案第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書（案）

第 2 1 意見書案第 2 号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を  
求める意見書（案）

第 2 2 文教厚生委員長報告について

第 2 3 議第 6 号 平成 2 4 年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について

第 2 4 議第 7 号 平成 2 4 年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）につい  
て

第 2 5 議第 8 号 平成 2 4 年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 1 回）について

第 2 6 議第 1 1 号 平成 2 4 年度上牧町水道事業会計補正予算（第 1 回）について

#### **本日の会議に付した事件**

第 1 から第 2 6 まで議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	辻 誠 一	2番	長 岡 照 美
3番	堀 内 英 樹	4番	吉 中 隆 昭
5番	石 丸 典 子	6番	木 内 利 雄
7番	康 村 昌 史	8番	富 木 つや子
9番	芳 倉 利 次	10番	吉 川 米 義
11番	服 部 公 英	12番	東 充 洋

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	教 育 長	浅 井 正 溢
総 務 部 長	田 中 一 夫	都 市 環 境 部 長	外 川 武 彦
住 民 福 祉 部 長	塚 尚 起	水 道 部 長	杵 本 和 敏
教 育 部 長	竹 島 正 智	保 健 福 祉 セ ン タ ー 館 長	竹 島 正 貴
土 地 開 発 公 社 常 務 理 事	高 木 雄 一	秘 書 課 長	藤 岡 達 也
総 務 課 長	池 内 利 昭		

---

職務のため議場に参加した事務局員

議会事務局長 下 間 常 嗣 書 記 山 下 純 司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎決算特別委員長報告について

○議長（東 充洋） 日程第1、決算特別委員長報告について。  
芳倉委員長、報告願います。  
芳倉委員長。

（決算特別委員長 芳倉利次 登壇）

○9番（芳倉 利次） おはようございます。決算特別委員会の報告を申し上げます。

9月10日の本会議で当委員会に付託されました認第1号 平成23年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 平成23年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 平成23年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 平成23年度上牧町水道事業会計決算認定について、以上7議案について9月13日、14、18、3日間にわたり決算特別委員会を開き慎重に審議いたしました結果、認第3号につきましては、石丸委員から、後期高齢者医療制度は75歳以上を別建てにした医療制度という点と医療費が上がれば、保険料が2年ごとに強制的に上がっていく、このような制度の下での会計であることで反対

の討論がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

認第5号につきましては、石丸委員から、下水道事業等については計画的に進められており、何ら異論はないが適正な人員配置とされますよう要望がありました。不公平な税制度であり、消費税が下水道使用料に加算されている点で反対の討論がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

認第7号について、石丸委員から、水道料金に消費税が加算されている。生活に関わる最低限のところには課税すべきではないとの反対の討論がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

また、認第1号、認第2号、認第4号、認第6号については、全委員異議なく認定すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 充洋） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



#### ◎認第1号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第2、認第1号 平成23年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第2号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第3、認第2号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算を、委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第4、認第3号 平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対して、反対の討論を行います。

後期高齢者の医療制度は、最も病気にかかりやすい75歳以上を別枠にする制度です。医療費が上がれば、保険料に跳ね返るしくみで高齢者にとっては、大変厳しいものです。このような制度の下での会計であるということを指摘をいたしまして反対といたします。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告どおり認定することに賛成の方、起立をお願いいたします。

（起立多数）

○議長（東 充洋） 起立多数です。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



#### ◎認第4号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第5、認第4号 平成23年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



#### ◎認第5号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第6、認第5号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○5番(石丸典子) 5番、石丸典子です。

平成23年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

平成23年度の公共下水道事業の工事費は、約3,400万円で、北上牧地域で行われました。また、公債費を抑えるための繰上償還と低利への借り換えが行われています。これらのことについては、反対するものではありませんが、下水道料金に消費税が加算されている会計であることに反対します。所得のない人に最も重くのしかかる消費税は不公平な税制です。

以上で反対の討論といたします。

○議長(東 充洋) ほかにございませんか。

(「ほかになし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

(起立多数)

○議長(東 充洋) 起立多数です。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



#### ◎認第6号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第7、認第6号 平成23年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第7号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第8、認第7号 平成23年度上牧町水道事業会計決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

平成23年度上牧町水道事業会計決算に対する反対の討論を行います。

まず、水道料金に消費税が加算されています。消費税は所得の低い人ほど負担が重くなる不公平な税制度であります。平成23年度の収益的収支では、約480万円の純利益となっております。主な要因は有収率の向上、県水の引き下げによるもの、そして人件費の減少などによるものです。職員数は定数13名ですが、実数は5名少ない8名です。水道事業は経営状態が強調されがちですが、本来の目的は公共の福祉の増進です。住民サービス向上のため、必要なところには適正な人員配置をされるよう求めておきまして、併せて反対の討論といたします。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

（起立多数）

○議長（東 充洋） 起立多数です。

したがって、この決算は認定することに決定されました。

---

◇

◎総務建設委員長報告について

○議長（東 充洋） 日程第9、総務建設委員長報告について。

富木委員長、報告願います。

富木委員長。

（総務建設委員長 富木つや子 登壇）

○8番（富木つや子） 総務建設委員会の報告を申し上げます。

9月10日の本会議で当委員会に付託されました議第1号 上牧町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町防災会議条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、議第5号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、議第9号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、議第10号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、議第12号 上牧町土地開発公社の解散について、議第13号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について、意見書案第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書（案）、意見書案第2号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書（案）、以上11議案について、9月11日午前10時から全委員出席により慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可決するべきものと決しました。

なお、可決されました議第12号 上牧町土地開発公社の解散について、及び議第13号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について、この2議案に対して堀内委員から附帯決議案が提出されました。採決の結果、全委員異議なく附帯決議を付すことに決しました。

以上、報告いたします。

申し訳ございません。訂正をさせていただきます。議第5号の平成24年度上牧町一般会計補正予算（第5回）と、さっき申し上げましたが、（第4回）の訂正でございます。第4回について、の訂正でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

---

◇

◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第10、議第1号 上牧町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第11、議第2号 上牧町防災会議条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案は委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



### ◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第12、議第3号 上牧町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



### ◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第13、議第4号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第14、議第5号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第15、議第9号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第16、議第10号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第1回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第17、議第12号 上牧町土地開発公社の解散について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第13号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第18、議第13号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



○議長（東 充洋） 暫時、休憩いたします。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時25分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。

---

◇

◎日程の追加について

○議長（東 充洋） ただいま可決いたしました議第12号 上牧町土地開発公社の解散について、及び議第13号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について、この2議案に対し富木議員ほか4名から附帯決議案が提出されました。

おはかりいたします。

この附帯決議案を日程に追加し、追加日程第19として、日程の順序を変更し、直ちに議案とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、議第12号及び議第13号に対する附帯決議（案）を日程に追加し、追加日程第19として、日程の順序を変更し、直ちに議題とするに決定いたしました。

---

◇

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 追加日程第19、決議案第1号 議第12号「上牧町土地開発公社の解散について」並びに議第13号「第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について」に対する附帯決議案、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 決議案第1号。

平成24年9月21日 上牧町議会議長 東 充洋殿。

提出者 上牧町議会議員 富木つや子。同、服部公英。同、堀内英樹。同、吉中隆昭。同、木内利雄。

議第12号「上牧町土地開発公社の解散について」並びに議第13号「第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について」に対する附帯決議（案）

上記の附帯決議案を上牧町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので趣旨説明を求めます。

8番、富木議員。

○8番（富木つや子） 議第12号「上牧町土地開発公社の解散について」並びに議第13号「第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について」に対する附帯決議（案）

案文の趣旨説明をさせていただきます。

議第12号「上牧町土地開発公社（以下、公社という）の解散について」並びに議第13号「第三セクター等改革推進債（以下、三セク債という）の起債に係る許可申請について」が総務建設委員会に付託され、慎重に審議が行われた。両議案は、平成25年度中に上牧町が三セク債を活用し、公社を解散させる手続きを進めるに当たって、この段階において町としての基本方針を定めようとするものである。

平成24年9月10日の本会議に提出された財政問題特別委員会中間報告でも指摘されているとおり、公社を解散させる一連の事業は目下進行中である。

上牧町議会としては、苦渋の選択ではあるが、公社の解散を抜きにして上牧町の真の財政再建はあり得ないと判断に至った。

よって、上牧町は次の事項について、適切な措置を講じるよう強く求める。

- 一 平成24年度と同25年度において、町が公社から買い戻す土地（総額5億5,827万円）に関する予算執行を確実に実施すること。
- 二 公社が解散前に行う下記の費用処理を確実に実行すること。
  1. 補償費、測量費等の土地取得経費の処理
  2. 取引が完了していない土地・建物の処理
- 三 平成24年度中に実施する公社保有地の時価評価を平成24年8月23日付「公有地における時価評価の進め方」により、的確に実施すること。
- 四 代物弁済により町が公社から引き継ぐ用地の確定及び管理作業を、平成24年8月23日付「町が公社から取得した土地の管理について」に基づき、最善の方法で行うこと。
- 五 売却可能な土地の処分により早期の資金回収に努め、売却代金を一般財源化することなく、三セクの繰上償還に充当すること。
- 六 三セク債の将来負担の重さに鑑み、借入に伴う金利、繰上償還、借換等の融資条件交渉において、最大の努力を払うこと。
- 七 三セク債の返済負担により町財政が再び危険に陥り、住民サービスが犠牲にされることのないように最新の注意を払った行財政運営を行うこと。
- 八 公社解散の事後処理事業（三セク債の返済と引き継ぎ土地の管理等）の全体について、

その進捗状況を報告にまとめ、毎年度の決算報告時に広く公表すること。

平成24年9月21日。上牧町議会。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議第12号及び議第13号に対し、附帯決議案を付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、議第12号及び議第13号に対し、附帯決議を付すことに決定いたしました。



#### ◎意見書案第1号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第20、意見書案第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書（案）、これを議題といたします。

趣旨弁明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎意見書案第2号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第21、意見書案第2号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書(案)、これを議題といたします。

趣旨弁明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎文教厚生委員長報告について

○議長(東 充洋) 日程第22、文教厚生委員長報告について。

芳倉委員長、報告願います。

芳倉委員長。

(文教厚生委員長 芳倉利次 登壇)

○9番(芳倉利次) 文教厚生委員会の報告を申し上げます。

9月10日の本会議で当委員会に付託されました、議第6号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について、議第7号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、議第8号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第1回)について、議第11号 平成24年度上牧町水道事業会計補正予算(第1回)について、以上4議案につきまして、9月12日午前10時から全委員出席により慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長(東 充洋) 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



#### ◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第23、議第6号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第24、議第7号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第25、議第8号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第26、議第11号 平成24年度上牧町水道事業会計補正予算(第1回)

について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



## ◎議長からの注意

○議長（東 充洋）ここで、議長の方から議会の秩序の保持について、少し述べさせていただきます。

平成24年9月議会の閉会にあたり、9月19日、20日の2日間行われた本会議、一般質問で近年見受けられなかった2つの事象に対し、議長から注意、嚴重注意をしておきたいと思えます。第1の事象といたしまして、服部議員の一般質問において、通告書に記載されていない事項について答弁を求めた件についてです。「議員必携」には一般質問の通告について、次のように記載されています。一般質問は議題とは関係なく、行財政全般にわたる議員主導による政策論議であるから、質問する議員も受ける執行機関もともに十分な準備が必要である。そのために、他の発言と違って通告制が採用されています。議員としては、質問の構想を練り理論構成をして、その要旨を議長に通告する。議事運営にあたる議長は質問の要旨を理解して質問と答弁がよくかみ合うように、議事を進めていくために通告制が採用されてるということを十分理解いただきたい。以降、一般質問においては同じ事象を繰り返すことがないよう求めておきます。

第2の事象は、木内議員の一般質問中において吉川議員は議長の制止を聞き入れることなく、不規則発言を繰り返し、地方自治法第132条の無礼な言葉を使用し、また会議規則第102条、議会の品位を落とすような発言をしてはならない。と規定されているにも関わらず、法や規則を遵守しなかったことは非常に遺憾であり、今後二度と同じ過ちを繰り返すことがないよう嚴重に注意いたします。

また、木内議員は正当な一般質問を行ってる最中に、不規則発言で妨害されたという立場であるが、後ろの席で頭から湯気を出して等々の不穏当な発言があり、売り言葉に買い言葉的要素が見受けられ品位に欠ける発言であり、以後、品位を保つよう注意を促しておきたいと思えます。

今、上牧町議会は、議長の諮問機関として議会改革検討委員会を設置し、住民の皆さんから上牧町議会が変わったと、住民の目線に立って議会運営されている、とだけ言っただけのよう議会改革を進めていっているところです。12名の議員が協力しあって住民の皆さんの期待に応えていける議会に一層努力してまいりましょう。

以上で終わります。



### ◎閉会の宣告

○議長（東 充洋） おはかりします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



### ◎町長のあいさつ

○議長（東 充洋） 閉会に当たり、招集者のあいさつをお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 提出いたしました全議案を承認、議決をいただきましてありがとうございます。

そして、19日の日に来年3月に執行されます町長選挙に出馬を表明させていただきました。これから、先ほど議長からもお話がございましたように、住民、議会、行政、この役割をそれぞれが自覚をしたまちづくり、当然、協働と参画は不可欠なものでございますし、今後、上牧町に住んでよかった、やっぱりそういう思いを持っていただけるように、子育て支援、高齢者、福祉等、一層今できる範囲の中で最大限努力していきたいと考えておりますので、引き続き皆様方のご指導、ご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。



○議長（東 充洋） これをもちまして平成24年第3回上牧町議会定例会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 東 充 洋

署 名 議 員 木 内 利 雄

署 名 議 員 康 村 昌 史